

平成30年 3 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成30年 3 月 2 日 開会

平成30年 3 月 13 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成30年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第32号の上程、説明	10
休会の件	80
散会の宣告	81

第 2 号 (3月7日)

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣告	85
一般質問	85
宮 蘭 博 香 君	85
秋 鹿 幹 夫 君	102
森 川 忠 君	117

川 島 富士子 君	132
山 崎 義 貞 君	149
休会の件	165
散会の宣告	165

第 3 号 (3月13日)

議事日程	167
本日の会議に付した事件	169
出席議員	169
欠席議員	170
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	170
職務のため出席した者の職氏名	170
開議の宣告	171
諸般の報告	171
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	171
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	171
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	172
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	173
議案第5号審議(質疑・討論・採決)	174
議案第6号審議(質疑・討論・採決)	176
議案第7号審議(質疑・討論・採決)	176
議案第8号審議(質疑・討論・採決)	177
議案第9号審議(質疑・討論・採決)	177
議案第10号審議(質疑・討論・採決)	178
議案第11号審議(質疑・討論・採決)	179
議案第12号審議(質疑・討論・採決)	181
議案第13号審議(質疑・討論・採決)	183
議案第14号審議(質疑・討論・採決)	183
議案第15号審議(質疑・討論・採決)	185
議案第16号審議(質疑・討論・採決)	185

議案第17号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第18号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第19号審議（質疑・討論・採決）	188
議案第20号審議（質疑・討論・採決）	190
議案第21号審議（質疑・討論・採決）	191
議案第22号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第23号審議（質疑・討論・採決）	192
議案第24号審議（質疑・討論・採決）	193
議案第25号審議（質疑・討論・採決）	193
議案第26号審議（質疑・討論・採決）	194
議案第27号審議（質疑・討論・採決）	231
議案第28号審議（質疑・討論・採決）	232
議案第29号審議（質疑・討論・採決）	232
議案第30号審議（質疑・討論・採決）	233
議案第31号審議（質疑・討論・採決）	233
議案第32号審議（質疑・討論・採決）	236
請願及び陳情の件	239
日程の追加	242
発議第1号審議（質疑・討論・採決）	242
閉会の宣告	242
署名議員	245

3 月 定 例 会

(第 1 号)

平成30年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月2日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定の件
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 議案第1号ないし議案第32号について(町長 施政方針、提案理由説明)
 - 日程第 5 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋 鹿 幹 夫 君	3番	宮 菌 博 香 君
4番	山 崎 義 貞 君	5番	庄 内 賢 一 君
6番	鈴 木 和 彦 君	7番	齋 藤 順 一 君
8番	森 川 忠 君	9番	川 島 仁 君
10番	川 島 富 士 子 君	11番	鈴 木 克 征 君
12番	野 村 和 好 君	13番	山 崎 貞 一 君
14番	鈴 木 唯 夫 君	15番	八 角 健 一 君
16番	川 島 勝 美 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 晴 彦 君	副 町 長	山 田 智 志 君
総 務 課 長	市 原 成 一 君	企画財政課長	大 木 良 夫 君

空港・地域 振興室長	平山貴之君	環境防災課長	川島敏彦君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	萩原浩己君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	堀越健一君
福祉課長	林雅弘君	健康子ども 課長	椎名淳君
食肉センター 所長	熱田雅之君	東陽病院 事務長	小川義則君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 郡 司 民 夫 書 記 椎 名 晴 美

◎開会の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより平成30年3月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時58分）

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

6番 鈴木和彦 議員

10番 川島富士子 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島勝美君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月14日までの13日間にしたいと思いますが、これにご異議
ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月14日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承
願います。

次に、請願及び陳情の付託についてご報告します。

今期定例会に受理しました請願 1 件及び継続審査の陳情 2 件は、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、1月19日に開催された匠瑳市横芝光町消防組合議会平成30年3月定例会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） おはようございます。

去る1月19日に開催されました匠瑳市横芝光町消防組合議会3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案されました議案は、議案4件であります。

議案第1号は、平成30年度匠瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億240万7,000円と定めるものであります。

議案第2号は、平成30年度匠瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

当町の分担金は3億5,670万2,000円で、分担割合は40.42%とするものでございます。

議案第3号は、平成29年度匠瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,477万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,476万3,000円とするものであります。

議案第4号は、匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の給与に関する条例の一部について改正すべく提案されたものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匠瑳市横芝光町消防組合議会平成30年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、1月25日に開催された八匠水道企業団議会平成30年2月定例会について、鈴木克征議員。

〔11番議員 鈴木克征君登壇〕

○11番（鈴木克征君） おはようございます。

去る1月25日に開催されました八匠水道企業団議会平成30年2月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された議案は、議案3件であります。

議案第1号は、八匠水道企業職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の育児休業等に関する条例の一部について改正すべく提案されたものであります。

議案第2号は、平成30年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を1万5,448戸、年間総給水量を410万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億7,927万6,000円、支出は水道事業費用を12億4,665万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が3億6,402万2,000円で、資本的支出が9億3,785万7,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億7,383万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第3号は、平成29年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を1,501万1,000円減額し、14億6,620万9,000円とするとともに、支出の水道事業費用を619万6,000円減額し、12億3,594万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を2,956万8,000円減額し、2億2,903万9,000円とするとともに、資本的支出を1億1,778万6,000円減額し、8億2,072万6,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億9,168万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

上程されました議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、八匜水道企業団議会平成30年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔11番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、2月16日に開催された平成30年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会について、森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、去る2月16日に開催されました平成30年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は、2議案であります。

議案第1号は、平成29年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、業務の予定量では、給水戸数を6万4,685戸に、また、年間総給水量を1,824万4,000立方メートルに改め、収益的収入及び支出の補正で、収入の水道事業収益を4,548万7,000円増額し、53億6,044万7,000円とするとともに、支出の水道事業費用を1,085万7,000円増額し、50億2,023万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入で1,217万7,000円を減額し、1億6,610万円とするとともに、資本的支出で987万円を減額し、13億3,908万3,000円とするものであります。

なお、これにより資本的収入が資本的支出に対し不足する額11億7,298万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第2号は、平成30年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量で給水戸数を6万4,942戸、年間総給水量を1,817万3,000立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益で35億7,694万9,000円とし、支出は水道事業費用を49億5,937万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を2億9,495万4,000円とし、資本的支出を18億662万2,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15億1,166万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填するもので

あります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成30年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、2月14日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会平成30年第1回定例会について、川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） おはようございます。

去る2月14日に開催されました、平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、議案11件であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定についてでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

議案第2号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定に伴い、育児休業の承認を受けている職員について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定に伴い、育児短時間勤務職員等の勤務時間等について必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等による所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、千葉県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、地域手当及び勤勉手当の改定による所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成30年度及び31年度に係る保険料率を改定するとともに、保険料軽減措置、住所地特例の見直しによる所要の改正を行うため、条例の一部の改正をするものであります。

議案第8号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でありまして、予算の総額から歳入歳出それぞれ257万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億2,026万6,000円とするものであります。

議案第9号は、平成29年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）についてでありまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,872万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,938億8,203万5,000円とするものであります。

議案第10号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,186万9,000円とするものであります。

議案第11号は、平成30年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,107億8,508万8,000円とするものであります。

提案されました案件は、全て原案のとおり可決されました。

以上、平成30年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、2月16日に開催された東総衛生組合議会3月定例会について、野村和好議員。

〔12番議員 野村和好君登壇〕

○12番（野村和好君） 去る2月16日に開催されました、東総衛生組合議会平成30年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された議案は、2議案であります。

議案第1号は、平成30年度東総衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,321万8,000円と定めるものであります。

議案第2号は、東総衛生組合監査委員の選任についてであります。

本案は、組合監査委員の任期満了により、後任の委員に旭市在住の米本弥一郎氏を選任すべく、議会の同意を求めため、提案されたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決、同意をされました。

以上、東総衛生組合議会平成30年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 野村和好君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、2月20日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会3月定例会について、山崎貞一議員。

〔13番議員 山崎貞一君登壇〕

○13番（山崎貞一君） 去る2月20日に開催されました、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成30年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は、4議案であります。

議案第1号は、損害賠償の額の決定に係る専決処分承認を求めることについてであります。

本案は、松山清掃工場一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により専決処分をしたので、議会に報告し、承認を求めたものであります。

議案第2号は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億263万4,000円と定めるものであります。

議案第3号は、平成30年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてであります。

当町の負担金は6,841万8,000円で、その内訳は、火葬場事業1,396万9,000円、清掃事業費5,444万9,000円であります。

議案第4号は、平成29年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,769万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,315万5,000円とするものであります。

上程されました4議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成30年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[13 番議員 山崎貞一君降壇]

○議長（川島勝美君） 次に、2月23日に開催された平成30年第1回山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前10時40分とします。

(午前10時27分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎議案第1号ないし議案第32号の上程、説明

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第1号ないし議案第32号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、施政方針並びに議案の上程をさせていただきます。

本日ここに、平成30年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本年度も残すところあとわずかとなりましたが、おかげをもちまして、計画いたしました諸事業はおおむね順調に進捗しており、改めて議会を初め町民の皆様のご理解とご協力に深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、極寒の中、2月9日、第23回冬季オリンピック・ピョンチャン大会が開催され、各種競技で熱戦が繰り広げられました。日本選手団は13個のメダルを獲得し、1998年、長野大会のメダル獲得数10個を上回り、冬季オリンピックでは過去最多のメダル数となりました。スピードスケート女子500メートル、また、女子団体追い抜きではオリンピック新記録で金メダルを獲得するなど、ベテラン、若手の選手がともに活躍したすばらしい大会となりました。

2020年には、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。引き続き日本のスポ

一ツ選手の活躍を見守ってまいりたいと考えております。

それでは、議会開会に当たり、平成30年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、平成30年度当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向でございますが、平成30年度予算においては、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大を目指すこととしており、これまでの歳出改革の取り組みを強化しつつ、人づくり革命や生産性革命などの重要課題に重点を置き、必要な予算措置を講ずることを基本方針として編成されました国の一般会計予算案の総額は、過去最大の97兆7,128億円となりました。

本予算案には、人づくり革命関連で、待機児童11万人分の保育所等運営費などが計上されたほか、社会保障分野では介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、教育分野では新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革に向けた、小学校英語の専科教員など学校の指導・事務体制の強化、農業分野ではコメの直接支払交付金の廃止に伴う水田活用交付金と農業農村整備事業の増額などが盛り込まれており、いずれも町の行財政運営に大きく影響するものでありますので、予算成立の動向を注視し、適確に対処してまいる所存であります。

このような状況のもと、当町の新年度の予算規模は、一般会計が103億3,500万円、国民健康保険特別会計が30億1,500万円、後期高齢者医療特別会計が2億7,800万円、介護保険特別会計が21億2,700万円、農業集落排水事業特別会計が5,270万円、東陽食肉センター特別会計が1億9,000万円、病院事業会計が収益的収支では15億6,365万円、資本的収支では収入が1億3,277万9,000円、支出が2億2,982万6,000円となりました。

それぞれ本議会に提案させていただきましたが、病院事業会計を除く6会計の当初予算の総額は159億9,770万円で、今年度当初予算と比較すると率で0.7%、金額で1億610万円の増額予算となりました。

また、国の平成29年度補正予算に伴い、県営基盤整備事業及び担い手確保・経営強化支援事業に係る事業費を補正予算として提案させていただきましたが、いずれも繰り越しにより新年度において実施することとなりますので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、総務課関係についてであります。昨年8月8日に人事院から、また10月13日に千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員、千葉県職員の給与等に関する勧告が行われま

した。いずれの勧告も民間給与との較差等に基づく平成29年度における給与改定を内容としております。

人事委員会が存在しない当町といたしましては、この勧告を尊重する必要がありますことから、平成29年度における給与改定に関連する条例改正案を本議会でご審議いただきますよう提案させていただいたところでございます。

なお、本条例改正案は、例年ですと12月議会定例会に提案しておりますが、本年度は衆議院議員選挙が10月22日に執行されたことに伴い、国会での人事院勧告関連法案の成立及び法律の公布がそれぞれ12月にずれ込みましたことから、本議会での提案とさせていただいたところでございます。

続いて、企画財政課関係についてであります。2月19日に空港関連9市町の首長による会議である成田空港圏自治体連絡協議会が開催され、1月26日の協議会で取りまとめた要望に対する回答が、国土交通省、千葉県、成田国際空港株式会社からございました。その内容等につきまして、2月22日の議会議員全員協議会、そして2月28日と3月1日の住民説明会で説明をし、議論をしてきたところでございます。

それらを踏まえて、本日の定例議会終了後、議会議員全員協議会におきまして、成田空港のさらなる機能強化に対する町としての方向性を協議させていただきたいと考えております。成田空港のさらなる機能強化という重要問題について、今後とも議会と執行部が一体となって対応していきたいと考えておりますので、議員の皆様には引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

次に、第2次横芝光町総合計画の策定につきましては、12月議会定例会で基本構想の承認をいただきましたが、基本計画についても1月29日付で総合計画審議会から答申をいただき、2月22日の議会議員全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。

現在、基本計画に掲げた施策を進めるための具体的な事業を定める実施計画の取りまとめをしておりますが、平成30年度からは、新たにまちづくりの最上位計画となる第2次横芝光町総合計画の将来像である「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光」の実現に向けて邁進してまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるベリーズのホストタウン関係につきましては、事前キャンプ受け入れに関する基本合意書の締結式を1月31日、ベリーズ稲葉名誉総領事と日本ベリーズ友好協会の理事で株式会社畔蒜工務店社長の畔蒜毅氏を迎え、川島議長、齋藤副議長にもご臨席を賜り、行うことができました。事前キャンプでは、

ベリーズの選手や関係者の宿泊施設、ふれあい坂田池公園の陸上競技場を練習場として提供するほか、選手が競技に専念できるよう、できる限りの応援をしてみたいと考えております。

また、締結式に先立ち、国へホストタウンの登録申請もしていましたが、2月28日発表の第6次登録で正式に登録されましたのでご報告させていただきます。今後、ベリーズの応援をしながら東京オリンピック・パラリンピックを楽しみ、末永い友好関係を築くための交流事業を展開していきたいと考えておりますので、議会を初め町民の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、横芝駅前情報交流館ヨリドコロの建設工事につきましては順調に進捗しており、3月20日に竣工する見込みで、竣工後、備品等の搬入を行い、4月27日の開館を目指し準備を進めているところでございます。本施設のコンセプトどおり、初めて当町を訪れる人にはおもてなしの空間、毎日駅を利用する人々には待ち合いや送迎の場であり、住人にはいつも気楽に立ち寄れる駅前のヨリドコロとして、町の観光情報、地域資源情報等の発信や、来訪者や町民相互の交流を図り、駅前のにぎわいの創出と活力ある地域の形成の拠点としてまいりたいと考えております。

本議会に、指定管理者の指定及び関連予算を提案させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

続いて、産業振興課関係についてであります。農業行政関係につきましては、全国的には平成29年産米は3年連続超過作付けが解消されたことにより米価回復傾向となりました。平成30年産米からは、約50年間続いた米の生産調整が廃止となり、行政による生産数量目標の配分に頼らず、生産者がみずからの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産をすることとなりました。

しかしながら、国の需給見通しでは、食生活の変化や高齢化等により、米の需要量は毎年8万トンも減少しており、需給バランスと米価安定のためには、引き続き米の生産調整が必要なことから、各稲作農家の皆様には平成30年産の米の生産目安を示させていただいたところでございます。

平成30年産米においても、稲作農家の所得維持に向け、引き続き国・県の制度に加え、町奨励金による飼料用米等の戦略作物の推進に努めてまいります。

また、農業従事者の高齢化が進むとともに後継者不足、加えて農家数の減少、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題解決に向け、集落での話し合いの支援等、人・農地プランの更

新と農地中間管理事業の活用を推進するとともに、地域農業の中心的経営体や新規就農者に対する支援等に努めてまいります。

次に、商工観光事業関係につきましては、元旦の初日の出イベントでは、両海岸に合わせて3,100人が訪れ、また、今月11日まで坂田城跡梅まつりが開催されているところでございます。

町は貴重な観光資源の有効活用を図るため、周辺環境整備に努め、横芝光町観光まちづくり協会においては、商工会及び各種団体と協力して事業の充実と情報発信等積極的に行っているところでございます。観光振興の推進や町の活性化につながる観光事業展開には、今後も連携を密に事業の充実を図ってまいります。

続いて、都市建設課関係についてであります。合併以来、町の一体性の向上を図るため、東西方向の連絡道路を中心に幹線道路網の整備を進めており、平成30年度からは、宮川地先古屋地区において、交通量も多く改良要望の多かった町道Ⅰ－10号線道路改良事業の用地買収に入る予定でございます。

また、町道Ⅰ－14号線道路改良事業につきましては、木戸地先長塚地区の県道横芝停車場白浜線の交差点において、事業主体である山武土木事務所が今年度から交差点改良工事を進めており、平成30年度に完成する予定と伺っておりますので、町も県道に接続するまでの道路工事費を予算計上させていただきました。

また、本路線が開通すると交通量の増加が見込まれることから、同路線の北清水地先の概略設計業務委託料もあわせて新年度予算に計上させていただきました。

このほか、町道の総延長758キロメートルのうち、約78%に当たる592キロメートルが舗装済みであり、そのほとんどの路線が整備後20年以上経過し、経年による舗装の劣化・損傷が進んでいることから、舗装修繕計画を策定し、修繕事業を計画的かつ効率的に行うための予算を計上させていただきました。

次に、空き家問題につきましては、人口減少、少子高齢化が進展する中、さまざまな形で管理不全な建物が年々増加していることから、横芝光町空家等対策協議会を設置し、空家等対策の推進に関する特別措置法に関する施策の適切な実施を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、本議会に協議会設置に係る条例案を提案させていただきましたので、慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

続いて、福祉課関係についてであります。近年、我が国では総人口が減少している中で

平均寿命が延伸し、高齢化が急速に進行しております。また、団塊の世代の全てが75歳を迎える2025年度には、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加し、地域社会における高齢者を取り巻く環境が大きく変容することが見込まれております。

当町では、全国平均よりも早く高齢化が進展しており、2017年12月末の高齢化率は34.4%に達し、2025年度には38.0%になることが見込まれております。高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制の充実に向けて、今後さらに工夫を重ねながら取り組んでまいります。

本年度は、介護保険運営協議会での審議をいただきながら、平成30年度からの3年間を計画期間とする第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めてまいりました。先日の議会議員全員協議会でご説明させていただきましたとおり、第7期計画期間中の介護保険料につきましては、基準額を据え置きとする方針でございます。

今後も介護保険サービスの充実及び介護予防事業等の一層の推進を図り、あわせて介護保険財政の健全運営に努力してまいります。

続いて、健康子ども課関係についてであります。平成29年4月1日に、児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、市町村は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置に努めなければならないこととされました。このことから当町では、平成30年度、31年度を準備期間として、3年後の開設を目指し、健康づくりセンタープラム内に設置すべく、改修するための設計費用を新年度予算に計上させていただきました。

また、昨年度と今年度の2年間で策定いたしました健康増進計画及び自殺対策計画をもとに、地域における健康づくりを推進してまいりたいと考えております。

続いて、教育課関係についてであります。平成28年7月に発足した学校適正配置等検討委員会は、先月の19日に最終の会議が開催され、今月中には検討結果の報告を受ける予定となっております。検討委員の皆様には、この間、熱心なご協議をいただき感謝申し上げます。検討結果につきましては十分尊重し、必要に応じて町の学校適正配置に取り組みたいと考えております。

また、議員各位に賛同をいただきました横芝小学校の改築事業につきましては、事業の第一歩として、国の助成を受けるために必須条件となる現校舎の耐力度調査に係る費用を新年度予算に計上させていただきましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

続いて、社会文化課関係についてであります。昨年9月から行ってまいりました横芝ふ

れあい坂田池公園テニスコートの全面的な改修工事が2月に完了いたしました。3月1日から利用を開始いたしました。施設整備が整いましたので、今まで以上に町民の皆様にご活用いただきたいと思いますと考えております。

次に、文化会館の空気調和設備機器が、年数経過により機能が著しく低下しているため、機能を回復すべく設計監理費と工事費を新年度予算に計上させていただきましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

続いて、東陽食肉センター関係についてであります。最近の畜産情勢につきましては、全国的には牛・豚ともに小規模飼養農家が大きく減少しているものの、一戸当たりの経営規模拡大により平成29年度の飼養頭数は若干の増加傾向に転じております。千葉県においても豚の飼養農家戸数は大幅な減少傾向にありますが、飼養農家の大規模化が進んだことにより、飼養頭数は増加傾向にあります。

当センターの本年1月末現在のと畜頭数は、去年同期と比較して豚が1,644頭の減、率でマイナス1.5%の10万5,487頭となりました。また、牛は去年同期と比較して172頭の減、率でマイナス5.9%の2,727頭となりました。

いまだに終息に至っていない豚流行性下痢等によると畜頭数減少に加え、施設の老朽化に伴う維持補修に係る経費は増加傾向にありますが、独立採算制を堅持していくとともに安定した経営を目指し、経費削減に努めるとともに、今後も引き続き関係者の皆様と協力しながら努力していきたいと考えております。

最後に、東陽病院の運営状況につきましてご説明申し上げます。

1月末現在の延べ患者数は、外来では3万3,086人と昨年より65人ほど減少しておりますが、入院につきましては2万695人、病床利用率は67.6%と、昨年と比較して患者数で906人、利用率で2.9ポイントの増加であり、医業収益全体としても昨年度と比較して増収となる見込みでございます。

今後、さらなる安定運営と地域住民に愛される病院として、良質な医療を提供してまいります。

以上、平成30年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を効率的かつ効果的に推進してまいりますので、議員各位にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成30年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんください。

議案第1号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いに係る規定の整備を行う必要が生じたため提案したものであります。

議案第2号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正により、養子縁組里親が定められたことに伴い、引用箇所の整理を行う必要が生じたため提案したものであります。

議案第3号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には、例外的に養育する子が2歳に達するまで休業できるよう、具体的要件を定める等の所要の改正を行うため提案したものであります。

議案第4号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するため提案したものであります。

議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合の改正に準じた、町特別職の期末手当の支給割合の改正に加え、近隣自治体との均衡を図る観点から、横芝光町外から通勤する特別職の職員に係る通勤手当を新たに追加するため提案したものであります。

議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第2項の規定により、職員の給与改定を行うため提案したものであります。

議案第7号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴う所要の整備を行うとともに、軽自動車税の納期を変更するため提案したものであります。

議案第8号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

すが、国民健康保険法等の改正に伴い、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成30年4月1日から国民健康保険税の課税額の定義が変更となることに伴う所要の改正を行うため提案したものであります。

議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法の一部改正により、平成30年4月1日から、国民健康保険について都道府県も保険者となるため、市町村が担う部分の表現の整理を行う必要があること及び国民健康保険運営協議会を改正後の国民健康保険法に規定する、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とする必要があることに伴う所要の改正を行うため提案したものであります。

議案第10号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定の新設に伴い、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴う所要の改正を行うため、提案したものであります。

議案第11号 横芝光町空家等対策協議会条例の制定についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定する、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議会を設置するため提案したものであります。

議案第12号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童遊園利用者の減少及び遊具の老朽化している小田部団地児童遊園について、地元行政区と今後の管理運営に関する協議を経て廃止することとなったため提案したものであります。

議案第13号 横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用している条項を改正する必要があるため、提案したものであります。

議案第14号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、保険料段階を区分する基準所得金額が改正されたこと及び平成30年度からの第7期介護保険事業計画に合わせた保険料設定とすること等、所要の規定をするため提案したものであります。

議案第15号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

条例の制定についてであります。保険者機能の強化という観点から、介護保険法の改正において、平成30年4月1日に、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村へ移譲されることに伴い、町において居宅介護支援事業の基準を定めるため提案したものであります。

議案第16号ないし議案第18号についてであります。指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第19号 平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）についてであります。主要な歳入の決算見込み及び国の補正予算（第1号）への対応に伴う、県営基盤整備事業に要する経費の追加のほか、将来にわたり安定的に事業を推進するため、公共施設総合管理基金及び地方創生基金への積み立てや国民健康保険特別会計繰出事業等、主要事業の歳出決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,949万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,870万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第20号 平成29年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。交付決定等に基づく国、県及び支払基金等の補助金、負担金及び交付金の調整並びに決定通知等に基づく後期高齢者支援金、介護納付金及び共同事業拠出金の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億5,513万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,054万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第21号 平成29年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健康診査費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ593万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,806万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第22号 平成29年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。総務費、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みによる調整と、これに伴う国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ7,705万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,972万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第23号 平成29年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。前年度繰越金の歳入決算見込みによる補正と、給与改定による人件費の増額及び歳入歳出決算見込みを考慮した結果、不用額を一般会計へ返還するための経費に補正の

必要が生じたため、歳入歳出それぞれ289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,449万8,000円とすべく提案したものであります。

議案第24号 平成29年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてであります。屠畜頭数増加に伴う歳入の見直し、人件費等に係る経費等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ17万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,556万円とすべく提案したものであります。

議案第25号 平成29年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。国民健康保険調整交付金の交付決定見込みによる補助金の増額や、過年度分の貯蔵品を除却することによる増額、デジタルエックス線テレビシステム導入に係る機器購入の減額等、所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入を541万9,000円増額し、収入総額を14億9,791万9,000円、支出を1,881万9,000円増額し、支出総額を15億1,260万8,000円とするとともに、資本的収支予算の収入を1,112万4,000円減額し、収入総額を1億4,227万8,000円、支出を1,458万5,000円減額し、支出総額を2億5,824万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第26号 平成30年度横芝光町一般会計予算についてであります。今後の当町の財政見通しは、歳入では生産年齢人口の減少や法人税率の引き下げなどの要因から、町税の大幅な増収を見込むことは困難であり、普通交付税は平成32年度に合併特例措置が終了することから、一般財源の減少が見込まれます。また、歳出では、義務的経費である扶助費や公債費については高い水準で推移が見込まれ、また、老朽化の進む公共施設の改修や維持補修に係る経費の増加も見込まれることから、財政運営がより一層困難になっていくと予想されます。

こうした中、平成30年度予算は、合併における財政面での支援措置の終了を見据え、あらゆる歳入確保策を検討し、計画に基づき優先度の高い事業を明確にし、選択と集中を徹底することにより限られた財源をより効率的、効果的に配分し、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算を編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,500万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、自主財源の根幹をなす町税は、個人町民税は特別徴収事業所の増加を考慮し増額を見込んだほか、固定資産税では平成30年度の評価替えの影響により減額を見込んだ一方で、新增築家屋や償却資産の増額を見込み、予算額は24億8,330万1,000円を見込みました。また、最大の財源であります地方交付税は、合併算定がえの段階的縮減の影響を考慮し、予算額は27億4,000万円を見込みました。

このほか、国庫支出金では、子どものための教育・保育給付費負担金や保育所等整備交付金の増等により10億3,078万8,000円、県支出金については、子どものための教育・保育給付費負担金や保育士処遇改善事業補助金の増等により7億385万6,000円を増額、寄附金はふるさと納税の寄附額の見込みから3,000万5,000円、繰入金では公共施設総合管理基金1億4,000万円のほか、社会福祉基金2,220万円を見込み、町債では合併特例事業債を5億3,140万円、臨時財政対策債を3億3,000万円見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金5億2,000万円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、本庁舎北側車庫棟改築事業や文化会館維持管理事業、町営住宅大規模修繕事業など、公共施設の維持改修経費について予算を計上しました。

産業土木分野では、地域産業の活性化を図るため、県営基盤整備事業などの推進のほか、安全で快適な道路環境づくりのため、町道Ⅰ-10号線道路改良事業、町道Ⅰ-14号線道路改良事業などの幹線道路の整備事業、生活道路維持のため舗装修繕事業等について予算を計上しました。また、子育て支援として町立保育所運営経費、保育委託事業、児童クラブ運営経費などの予算を計上しております。

その他、学校教育、社会体育、生涯学習の充実、地域福祉、地域医療の充実、消防防災基盤の整備などを加え、第2次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたところであります。

議案第27号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,500万円とすべく計上したものであります。平成30年度の国民健康保険の広域化に伴い、新たな制度に対応した財務の取り扱いについて改正があり、予算の枠組みが大きく変更となります。

歳入においては、平成30年度以降も引き続き町が担う国民健康保険税について、被保険者数の減少に伴い6億8,872万3,000円としたほか、療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金や特別交付金等の県支出金を20億7,028万2,000円、繰入金を2億4,769万4,000円見込みました。

歳出においては、最近の医療費動向を勘案し、保険給付費に20億2,262万7,000円を計上したほか、県が支出することとなる市町村の医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源となる国民健康保険事業費納付金に8億4,786万4,000円を計上しました。また、特定健康診査、保健指導等については、関係部局の連携により積極的に推進すべく4,655万4,000円を保健事業費に計上し、被保険者のさらなる健康保持、増進を図ろうとするものであります。

議案第28号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,800万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分97.8%とし、後期高齢者医療保険料1億8,196万5,000円を見込んだほか、一般会計からの繰入金を事務費繰入金と保険基盤安定繰入金とで8,505万8,000円、諸収入を999万8,000円見込みました。

歳出においては、その94.0%を占める後期高齢者医療広域連合納付金について、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金を合わせた2億6,130万円を計上しました。このほか、総務費764万7,000円、保健事業費788万7,000円を計上したところであります。

議案第29号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,700万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、保険料を4億3,965万円としたほか、保険給付費から推計し、国庫支出金を4億6,562万円、支払基金交付金を5億3,560万1,000円、県支出金を2億9,927万4,000円見込んだほか、一般会計から3億6,215万1,000円、介護給付費準備基金から2,274万5,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、保険給付費を前年度の実績及び介護保険事業計画等から推計し、前年度当初予算対比で5.3%減の19億2,291万2,000円を計上しました。主な保険給付費は、介護サービス給付費17億8,541万4,000円、介護予防サービス給付費1,902万5,000円を計上しております。また、地域支援事業費は地域包括支援センター運営費のほか、介護予防・日常生活支援総合事業及び認知症総合支援事業費等を見込み、前年度当初予算対比で6.1%増の1億537万1,000円を計上したところであります。

議案第30号 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,270万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、農業集落排水処理施設使用料は接続人口の変動等を見込み883万6,000円、前年度繰越金は平成29年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、一般会計から4,286万1,000円を繰り入れることとしております。

歳出においては、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員給与等の総務費592万9,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として委託料、修繕料及び汚泥処理手数料等1,053万1,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還に係る公債費3,524万円と予備費100万円を計上したところであります。

議案第31号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてであります。

昨年は畜産農家の減少や問屋廃業等の影響はあったものの、計画を上回ると畜頭数が確保できる見込みですが、依然根絶されていないPEDの影響等によりと畜頭数が減少しており、加えて施設、設備機器等の老朽化により維持補修費が増加してきております。このようなことから厳しい経営環境に置かれていますが、今後も安心・安全な食肉の流通に努め独立採算制を堅持するとともに、長期にわたって安定した経営を目指した予算を編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,000万円とすべく計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入においては、畜産農家の減少やPEDの影響を考慮し、豚のと畜頭数を12万頭、牛のと畜頭数を3,100頭で見込みました。

歳出においては、施設及び設備機器の適正な稼働が図られるよう維持管理費、整備費に重点を置き予算編成をしたところであります。

議案第32号 平成30年度横芝光町病院事業会計予算についてであります。病院経営は慢性的な医師不足の影響により依然として厳しい状況が続いておりますが、病院長のもと職員一丸となり、安心して地域住民が受診できる病院を目指し、安定した収益の確保を図るとともに、引き続き業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに15億6,365万円、資本的収支予算では収入が1億3,277万9,000円、支出が2億2,982万6,000円とすべく計上したものであります。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で1日平均の患者数を入院で75人、外来で172人を見込み計上し、支出については必要最小限の経費を計上いたしました。

資本的収支予算では、収入で一般会計繰入金等を計上し、支出では看護師増加により狭小となった女子更衣室の確保を目的とした施設設備改修工事、及び老朽化した医療器機等の更新並びに企業債償還金を計上したところであります。

以上で、施政方針及びこのたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩します。

再開は午前11時50分とします。

（午前11時38分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 48 分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号ないし議案第 3 号について、総務課長。

〔総務課長 市原成一君登壇〕

○総務課長（市原成一君） それでは、議案第 1 号から 3 号までご説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございますが、ピンク色の議案資料 1 ページ、黄色の議案関係資料ともに 1 ページでございます。

本改正は、冒頭町長の提案理由説明で申し上げましたように、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整備するものでございます。

説明は黄色の議案関係資料 1 ページから行います。

まず、第 1 条の条例目的では、本改正条例第 2 条で個人情報の定義を明確化することから、単に個人情報との表記で足りることになりますことから括弧書きを削り、また個人情報の開示及び訂正などの件に利用停止を加え、第 2 条では個人情報の定義を明確にするための整理で、号建てにより 7 項目にわたり具体的に列記し、2 ページ、右の改正案、中段付近の片仮名のイの個人識別符号というものがございますけれども、これは個人番号や顔識別データや旅券番号など、個人を識別できる情報も個人情報としております。

3 ページの第 3 条以降、第 2 条で個人情報を定義づけしたことにより、括弧書きの特定個人情報を除く旨の注記が削除されます。

3 ページ下段から 4 ページ上段にかけまして、第 6 条第 1 項では、個人情報登録簿に要配慮個人情報が含まれる場合はその旨を記載するように、4 ページの現行第 7 条第 3 項では、号建てにより原則収集を制限していた情報を、改正後の第 2 条第 2 号で要配慮情報が定義づけされたことから、これらの文言、表現の整理を、5 ページ、第 14 条、個人情報の開示義務では、個人情報の開示請求者以外の情報について、現行は正当な権利利益を害するものを非

開示情報とし、それ以外は原則開示としておりましたが、改正後の14条では、6ページのア、イ、ウに開示できる情報を明確化した上で、2号の非開示情報を整備いたします。

第15条は、部分開示の規定でございますが、省略されて、こちらに表記はされておられません。この第1項では、個人を特定できる非開示部分と開示部分を区分することにより、開示できる部分については開示するとしていますが、新たな第2項によりまして、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述など、及び個人識別符号の部分を除くことにより権利利益が害されるおそれがないものは、第14条第2項の非開示情報ではないとみなして部分開示するものであるとの規定を加えたものでございます。

7ページをお願いいたします。

第26条は、文言の整理を、第26条の2では、情報提供等記録の提供先等への通知先に、条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を加えるものでございます。

第27条では、見出しの是正の申し出を利用停止の請求に改正をいたしまして、第1項で具体的に個人情報の利用の停止、個人情報の消去、提供停止を、8ページ第2項で個人番号が含まれております特定個人情報について利用停止、消去、提供停止を、3項では開示請求同様に代理請求ができる準用規定を、改正後の第27条の2、第27条の3では利用の停止請求に係る事務手続についてを、また、27条の4の審理手続に関する行政不服審査法の適用除外及び28条の審査請求、10ページの第33条の他の制度との調整に関する規定中に利用の停止を加えまして、第34条は、現行の34条の事業者に対する措置は本改正により法の規定になりましたことから、条例上削除するものでございます。

以下は文言の整理であります。

議案資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

附則の第1項としまして、本改正条例は、平成30年6月1日から施行し、附則第2項では、本条例改正にあわせまして横芝光町情報公開条例中の情報に関する定義部分を改正するものでございます。

続きまして、議案第2号でございます。

横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案つづりは11ページ、議案関係資料は15ページとなります。

黄色の議案関係資料をごらんいただきたいと思います。

本案でございますが、町長提案理由説明のとおり、児童福祉法の一部改正によりまして養子縁組里親が定められるなど、本条例中で包有している部分に改正する必要が生じたもので

ございます。

第9条で、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関し規定されております。養子縁組里親の職員も取得できることとしておりますが、その養子縁組里親の根拠規定である児童福祉法が改正されまして、養育里親と養子縁組里親が明確に区分をされましたことから、本条例第9条の養子縁組里親の根拠の部分を変更するものでございます。

議案つづりの13ページをごらんいただきたいと思います。

本改正条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号でございます。横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を変更する条例についてでございます。

町長提案理由説明にありましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律など、関係する法律が改正されましたことに伴いまして、本案のとおり条例を変更するものでございます。

議案つづりは15ページから、議案関係資料は17ページからとなります。説明は議案関係資料で行わせていただきます。

地方公務員の育児休業法規定により制定をしております本条例第2条の育児休業をすることができない職員の規定では、その第3号の片仮名のア、(ア)、(イ)、(ウ)の職員以外は取得できないとすると規定をしております。当該法改正によりまして、子供の年齢が最大2歳まで取得できるようになりましたことから、(イ)のこの年齢要件を2歳までの子を養育する非常勤職員以外は取得できないと規定をするものでございます。

19ページをごらんください。

新たに第2条の5では、育児休業法第2条第1項の育児休業の承認について、1歳6カ月から2歳までの子を養育するため、育児休業を規定いたしまして、子が1歳6カ月時点で当該非常勤職員またはその配偶者が育児休業していたか、さらに引き続き採用されるか、また、育児休業取得後に勤務を継続するために必要な育児休暇である場合として、規則で定める場合に該当するかという旨を規定いたします。

第3条では、育児休業延長の特別な事情としまして、第6号、20ページのほうになりますが、第6号に、こども園、保育園に入園申請をしても入れない場合を加えるものでございます。

第4条の再度の延長ができる特別な事情にも、同様の事情を加えるものであります。

第10条では、育児短時間勤務終了後の1年以内の再申請、再度、育児短時間勤務を申請す

るその理由でございますが、これも第3条、第4条と同様に保育園等の入園待機児童になってしまった場合を加えるものでございます。

以降は、現行条例12条を削ることにより、13条以降の条ずれを整えるための繰り上げする改正内容でございます。

議案つづりの18ページをごらんいただきたいと思います。

附則といたしまして、本改正条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で第1号から第3号までの説明とさせていただきます。

〔総務課長 市原成一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由の説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時00分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

議案第4号ないし議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 市原成一君登壇〕

○総務課長（市原成一君） それでは、議案第4号から議案第6号、これは関連する部分がございますので、先に黄色の議案関係資料の23ページをお開きいただきまして、この給与等に関する条例の改正案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1点目の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正、これ議案第4号の関係でございます。それと、2の特別職の給与及び旅費に関する条例改正、議案第5号の関係は、ともに一般職の期末勤勉手当の支給率と同様に、支給割合を年0.1カ月分引き上げ、現行の4.3カ月分から4.4カ月分に改正するものでございます。

なお、特別職に関する条例改正には、近隣と歩調を合わせるべく、町外居住の特別職について、一般職同様に通勤手当を支給しようとする改正が含まれております。

3点目、一般職の職員の給与等に関する条例の改正、議案第6号関係でございます。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、①本件改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき改正をするものでございます。

②月例給を若年層に重点を置きつつ、平均0.2%アップの改定となります。

③でございます。期末手当、勤勉手当の支給率にあつては、現行年間4.3月分を0.1カ月分引き上げまして、年間4.4カ月分とするものでございます。また、平成30年度から、6月、12月の2回に0.05カ月分ずつ引き上げまして、年間、現行と比較しまして0.1カ月分の引き上げとするものでございます。

なお、再任用職員は、年間0.05カ月分の引き上げとなります。引き上げのタイミングは本年12月に0.05カ月分、平成30年度には現行と比較しまして、6月、12月にそれぞれ0.025カ月分を引き上げることとなります。

④でございます。初任給調整手当でございますが、これは医師のみに関係するものでございまして、条例上の支給限度額を500円引き上げるもので、実際の支給額は人事院及び千葉県人事委員会規則の改正動向に注視をいたしまして、町規則の改正を検討することといたします。

⑤でございます。扶養手当については、子を引き上げ、配偶者分を引き下げる改定で、表の右欄では、医療職給料表適用のうちで4級職員や指定職給料表適用者は、31年以降、配偶者や父母などは3,500円になるという改定でございます。欄外の配偶者のいない場合の扶養親族に係る規定は、本年度まで例外的に加算をして支給する規定がございましたが、その例外規定を廃止する改正でございます。

⑥でございます。給与改定等の適用日でございますが、29年度分については既に支払った分について内払いとみなしつつ、平成29年4月1日に遡及適用しようとするもので、3月中の支払いを予定してございます。

⑦でございます。平成26年の給与改定時に、7級職の55歳を超える職員の給与を1.5%減額する措置について、本年度末までに時限を定め規定しておりましたが、条例効力の期限を迎えましたことから、関係する附則部分を削るものでございます。また、給与減額改定の際の激変緩和措置としていた現在給与額の保障措置も本年度末で終了することとなります。

以上が議案第4号から議案第6号までの条例改正の要旨でございます。

次に、議案つづりの19ページをごらんください。これが議案第4号でございます。

ページをめくっていただきまして、21ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第4号でございますが、21ページのほうで、改正条例案の第1条で平成29年度適用の

改正を、第2条では平成30年度から適用する改正を、附則では記載のとおり、それぞれの条の施行期日及び遡及適用並びに内払いのみなしについて規定をしてございます。

次に、23ページをごらんいただきたいと思います。議案第5号の議案書でございます。

内容につきましては25ページをごらんください。

これも第1条、第2条は、ともに議案第4号同様の期末手当の改正案と第2条において、当該条例の現行4条を5条に繰り下げまして、記載のとおり新たに第4条として、町外から勤務する特別職に一般職の例により通勤手当を支給する規定を加えるものでございます。

25ページから26ページにかけましての附則でございます。それぞれの施行期日、遡及適用、内払いのみなし規定についてでございます。

27ページをごらんください。議案第6号でございます。

内容は29ページのほうをごらんいただきたいと思います。

このページから48ページ中段にわたりまして、改正案の第1条、これにおいて本年度から適用する勤勉手当支給率改定及び給与表の改定をいたしております。

48ページを開いていただきまして、48ページ中段から49ページ中段までの第2条では、平成30年度から適用する扶養手当と勤勉手当率を改定いたしまして、附則において、それぞれ施行期日及び内払いのみなし規定等について規定をしております。

あと、議案関係資料の24ページ以降に議案第4号から議案第6号までの新旧対照表をつけてございます。こちらについては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、総務課が所管いたします議案第1号から議案第6号までの説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

〔総務課長 市原成一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 次に、議案第7号及び議案第8号について、税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） それでは、議案第7号及び議案第8号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり53ページをごらんください。

初めに、議案第7号の補足説明をさせていただきます。

本案は、町長から提案理由の説明がありましたとおり、地方税法施行規則の一部改正に伴い所要の整備を行うとともに、軽自動車税の納期を変更するため、横芝光町税条例の一部を

改正するものであります。

53ページが一部改正条例の制定文で、1枚めくっていただき、55ページが改正文となります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづり64ページをごらんください。

まず、第36条の2第2項の改正ですが、アンダーライン部分のとおり、ここに引用している施行規則、これは地方税法施行規則を指しますが、この地方税法施行規則が一部改正され、第2条第2項ただし書きが第2条第4項ただし書きに改められたことに伴い、これにあわせ税条例を一部改正するものです。

次に、第54条第7項の改正ですが、こちらも地方税法施行規則の一部改正により、アンダーライン部分のとおり、ここに引用している第10条の2の10が第10条の2の12に改められたことに伴い、これに合わせ税条例を一部改正するものです。

65ページに移りまして、第83条第2項の改正ですが、こちらはアンダーライン部分のとおり、軽自動車税の納期について、現行の4月11日から同月30日までを5月11日から同月31日までに改めるものであります。

軽自動車税の納期を変更する主な理由ですが、軽自動車税の賦課期日は4月1日ですので、4月1日現在の軽自動車等の所有状況に基づき納税通知書を作成し、納期開始の4月11日までに発送しております。

軽自動車等の所有状況につきましては、課税システムで管理しており、廃車、登録、名義変更等の情報は税務課職員が年間を通じ定期的にデータの更新をしているところですが、3月中の異動につきましては、3月末から納税通知書を発送するまでの数日間という大変短い期間でデータ更新しなければならず、しかも3月中の廃車、登録、名義変更等の異動件数はとても多いことから大変な負担となっているばかりでなく、3月受け付け分として軽自動車検査協会や運輸支局から送られてくる軽自動車及び125ccを超えるオートバイに係る申告書の到着が間に合わず、古い情報のまま納税通知書を送り、納税者の方々にご迷惑をおかけするというケースもあります。そこで、納期を5月におくらせることにより、3月中の異動を間違いなく処理できる環境を整え、問題を解決しようとするものです。

参考までに県内市町村の状況を申し上げますと、4月納期としている団体は当町と多古町のみで、他の市町村は全て5月納期となっています。

続いて、附則の説明をさせていただきますので、ピンク色の表紙の議案つづりに戻ってい

ただき、55ページをごらんください。

附則の第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第83条第2項の改正規定、これは軽自動車税の納期を改める規定でございますが、これにつきましては平成31年4月1日から施行するというものです。

附則第2条は、経過措置で、軽自動車税の納期の変更についての規定は、平成31年度以後の年度分から適用し、平成30年度分までは従前の例によるものです。

以上で、雑駁ですが議案第7号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづり57ページをごらんください。

本案は、町長から提案理由説明がありましたとおり、このたびの国民健康保険制度の改革による国民健康保険法等の改正に伴い、地方税法が一部改正されたことから、法改正の内容に合わせ横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

57ページが一部改正条例の制定文で、1枚めくっていただき、59ページと次の60ページが改正文となりますが、改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、黄色の表紙の議案関係資料つづり66ページをごらんください。

第2条は、国民健康保険税の課税額に関する規定で、まず、第1項を全部改正するものです。左側、現行の第2条第1項の規定を要約して申し上げますと、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額の合算額とし、基礎課税額は国民健康保険に要する費用に充てるため、後期高齢者支援金等課税額は後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、介護納付金課税額は介護納付金の納付に要する費用に充てるための課税額とするというもので、簡単に言いかえますと、町が町の国保運営を行うに当たり、必要となる費用に充てるための課税額という内容です。

右側の改正案では、国民健康保険税の課税額を基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額とする点は変わりませんが、それぞれの課税額を第1号から第3号までの号建ての規定に変更するとともに、それぞれの課税額の定義を県が町に割り当てる国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるための課税額に改めます。

以上が第1項の主な改正点となります。

67ページに移りまして、第2項は、基礎課税額に関する規定ですが、先ほどご説明したとおり、改正後の第1項で各課税額が号建てとなり、基礎課税額は第1号で規定されることから、これに伴い前項を前項第1号に改めます。

第3項の後期高齢者支援金等課税額につきましても、第1項を第1項第2号に改めます。

第4項の介護納付金課税額につきましても、第1項を第1項第3号に改めるとともに、次のアンダーラインのある現行括弧書き部分につきましては、括弧書きの前に記載のある介護納付金課税被保険者について定義しているものですが、今回の改正で、この介護納付金課税被保険者の定義が第1項第3号で新たに規定されたことから、重複するためこれを削ります。

次に、68ページに移りまして、第5条第1号のアンダーライン部分、国民健康保険法の法律番号につきましても、改正後の第2条第1項第1号で新たに規定されたので、重複するため削ります。

今回の改正内容は以上です。

続いて、附則の説明をさせていただきますので、ピンク色の表紙の議案つづりに戻っていただき、60ページをごらんください。

60ページの下の方にあります附則の第1項は、施行期日に関する規定で、平成30年4月1日から施行するものです。

附則第2項は、適用区分で、改正後の規定は、平成30年度以後の年度分から適用し、平成29年度分までは従前の例によるとするものです。

以上で、議案第7号及び議案第8号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第9号及び議案第10号について、住民課長。

〔住民課長 萩原浩己君登壇〕

○住民課長（萩原浩己君） 初めに、議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり61ページと63ページ、黄色の議案関係資料につきましては、69ページが新旧対照表となりますのでよろしくお願いいたします。

まず、ピンク色の議案つづり61ページをお願いしたいと存じます。

議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、国民健康保険法の一部改正により、所要の改正をすべく、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正

するものであります。

別冊、A 4 横長、黄色の議案関係資料の69ページの新旧対照表をお願いいたします。

1行目と2行目、この町が行う国民健康保険の次に、アンダーラインの部分「の事務」を加えます。

第2条ですが、横芝光町国民健康保険運営協議会の次に、「国民健康保険法第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加え、国民健康保険法の表現にひもづけすることとしております。

また、第5条2行目、国保法の引用について、改正案では第2条で既に引用し、略称を設けてありますので、アンダーラインのとおり、第5条では「法」と略称を用いるものであります。

ページを戻っていただきまして、ピンク色の議案つづり63ページをお願いしたいと存じます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第10号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづりは65ページと67ページとなります。黄色の議案関係資料につきましては、70ページ、71ページが新旧対照表となりますのでよろしく願いいたしますと存じます。

初めに、ピンク色の議案つづり65ページをお願いいたします。

議案第10号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月2日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

今回の改正につきましては、先ほど町長から提案理由の説明がありましたように、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、所要の改正をすべく、横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表のほうでご説明を申し上げます。

黄色の議案関係資料70ページをお願いいたします。アンダーライン部分が改正となります。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を

含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改めます。「(5)法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により横芝光町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」、これを加えます。

次のページ、71ページですが、附則の第2条を削り、附則第3条を附則の第2条といたします。

恐れ入りますが、ピンク色の議案つづり67ページに戻っていただきたいと存じます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成30年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、議案第9号及び議案第10号の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 萩原浩己君降壇〕

○議長(川島勝美君) 議案第11号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 堀越健一君登壇〕

○都市建設課長(堀越健一君) 議案第11号 横芝光町空家等対策協議会条例の制定についてご説明申し上げます。

ピンク色の議案つづりの69ページをごらんください。

本条例案は、適正に管理がされていない空家等が、防災、衛生、景観等の観点から、地域の住民生活に深刻な影響を及ぼしている状況に鑑み、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、法の中で地域住民の生命、財産の保護及び生活環境の保全を図るため、市町村は空家等の所有者の調査や建物への立入調査並びに特定空家等に対する勧告、命令等、適切な措置を講ずることができることとされたことから、当町においても、空家等に対して総合的かつ計画的に施策を実施するため、その計画の策定や施策の実施について協議する空家等対策協議会を設置すべく、本条例案を提案させていただきました。

ピンク色のつづりの71ページをごらんください。

第1条では、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により、協議会を

設置することを規定しております。

第2条では、協議会の所掌事務を規定しており、第1号で空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事、第2号で特定空家等の判断に関する事、第3号で空家等の調査及び特定空家等に対する立入調査の方針に関する事、第4号で特定空家等に対する措置の方針に関する事を規定しております。

第3条では、協議会の組織について規定しており、委員は、町長のほか、法務、不動産、建築に関する学識経験者、町議会議員、関係行政機関の職員及び町長が必要と認める者の中から町長が委嘱または任命することを規定しております。

第4条では、協議会に会長及び副会長を置き、会長は町長をもって充てることを規定しております。

第5条では、会議について規定しており、会議の招集、会議の議長、開催の要件、可決の条件のほか、必要に応じて委員以外の者の出席や資料の提出を求めることができることを規定しております。

第6条では、委員及び会長の要請により出席した者の守秘義務について規定しております。

第7条では、庶務の担当課を都市建設課とすることを、第8条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定めることを規定しております。

73ページの中段以降、附則になりますが、附則において、本条例案の施行期日は、平成30年4月1日とすることを、また、横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、空家等対策協議会委員の報酬を日額7,000円とすることを規定しております。

以上で、議案第11号の詳細説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願いいたします。

〔都市建設課長 堀越健一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第12号ないし議案第17号について、福祉課長。

〔福祉課長 林 雅弘君登壇〕

○福祉課長（林 雅弘君） それでは、議案第12号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり75ページと、黄色の議案資料つづり74ページとなりますので、あわせてご用意をお願いいたします。

本案は、町長の提案理由にもございましたように、小田部団地児童遊園について、利用者

の減少及び遊具の老朽化に伴い、地元行政区と管理運営に関する協議の結果、当該児童遊園を廃止するべく、横芝光町児童遊園条例の一部を改正するものでございます。

議案つづり77ページをごらんください。新旧対照表につきましては74ページとなりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第2条の表、小田部団地児童遊園の項を削る。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第12号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンクの議案つづり79ページ、新旧対照表は黄色の議案関係資料76ページとなりますので、ご用意をお願いいたします。

本条例案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律から引用している条項を改正すべく、横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正するものでございます。

議案つづり81ページをごらんください。新旧対照表は76ページとなります。

第1条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとしてしております。

この改正につきましては、引用しております法律の第5条第15項に就労定着支援の定義と第5条第16項に自立生活支援の定義が新たに追加されたことに伴いまして、現行第5条第25項に規定されている地域活動支援センターの定義についてが2項繰り下がり、第5条第27項となるものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の議案つづり83ページと新旧対照表は黄色の議案関係資料77ページとなりますので、ご用意のほうよろしくをお願いいたします。

本条例案につきましては、介護保険法等の一部を改正する法律、介護保険法施行令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行されること、及び平成30年度から第7期介護保険事業計画に合わせた保険料設定とするな

どの所要の規定を改正すべく、横芝光町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

議案つづり83ページをごらんいただきたいと思います。

条例制定文でございますが、続いて85ページをごらんください。

条文につきましては議案のとおりとなりますが、別添黄色の議案関係資料77ページ、介護保険条例の一部改正案の概要により説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくご用意のほうをお願いいたします。

まず、(1)、第1、改正の内容①でございますが、第1項及び第2項の本文中、保険料率の適用期間を第7期介護保険計画の計画年度である平成30年度から平成32年度とするものでございます。

資料の78ページ、別記のアをごらんいただきたいと思います。

参考といたしまして、第7期の所得階層区分ごとの保険料年額をまとめた表でございますが、第7期におきましては、今後の高齢化進展や必要とされるサービスの量を試算した結果をもとに保険料を算定し、第6期までの計画期間に積み立てた基金を活用し、保険料を据え置きといたしました。したがって、保険料の適用期間と第7段階及び第8段階の判定基準における所得金額の額の変更のみとなっております。

それでは、77ページにお戻りいただきたいと思います。

(1)の②といたしまして、介護保険法施行令の一部を改正する政令の平成30年4月1日施行に伴う所得指標の改正で、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直しとなります。

資料80ページの新旧対照表のほうもあわせてご用意をいただきたいと思います。

こちらは第2条第1項第6号ア中、合計所得額を地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）に改めるものでございます。

資料の79ページ、別記イをごらんいただきたいと思います。

この規定につきましては、平成29年3月議会定例会で提案させていただき、ご承認をいただきました介護保険条例の一部を改正する条例附則により、特例的に平成29年度から適用いたしておりましたが、平成30年度からは条例本則において定めるものでございます。

内容につきましては、保険料段階の判定に合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。具体的には、資料の別記イの中段（１）から（７）に掲げた事由に該当する場合の適用となりまして、平成29年度の一部改正時点の内容と同様でございます。

資料の81ページをごらんいただきたいと思えます。

なお、この改正に伴いまして、5条関係で、第5条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」を「合計所得金額」に改めるものでございます。

次に、また資料の77ページにお戻りいただきたいと思えます。

（１）の③でございます。第2条第1項第7号及び第8号に関する事項でございますが、第2条第1項第7号ア中「190万円」を「200万円」へ、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改めるもので、保険料段階を区分する基準所得額の改正でございます。

詳細につきましては、78ページ、別記ア、介護保険料段階一覧表の第7段階及び第8段階の欄に関する部分となります。

続きまして、77ページの（２）第13条関係であります。現行の第13条以降を1条繰り下げて、新規に第13条として、介護保険運営協議会を条例に規定するものでございます。これは、これまで設置要綱として運用してまいりましたが、条例本則に規定をするものであります。

（３）第16条関係であります。現行の15条を16条に改めるとともに、条文中の第1号被保険者を被保険者に改めるものでございます。

78ページをお願いいたします。

これは地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村の質問調査権の対象範囲が拡大され、第2号被保険者、第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性に対し、正当な理由なしに物件の提出等に応じない場合に過料を科す規定を設けるものでございます。

申しわけございませんが、資料の82ページ、新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思えます。

最下段となりますが、第18条関係でございます。現行の第17条を第18条に改めるとともに、条文繰り下げの影響により、条文中引用しております第13条を第14条に改めるものでございます。

最後に、ピンク色の議案つづり86ページをお願いしたいと思います。

附則でございますが、施行期日につきまして、1項で平成30年4月1日を施行期日とするものでございます。2項で経過規定といたしまして、保険料及び過料に係る改正規定については、平成30年度分の保険料から適用することと定めております。

以上で、議案第14号の補足説明とさせていただきます。

引き続き、議案第15号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案つづりにつきましては87ページ、説明につきましては、黄色の議案資料つづりの83ページの概要により説明をさせていただきますので、あわせてご用意のほうをよろしくお願いいたします。

条文につきましては、議案のとおりとなりますが、黄色の議案資料つづり83ページの概要により説明のほうをさせていただきます。

まず、第1、経緯でございますが、平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲し、平成30年4月に施行することとされました。居宅介護支援の運営基準については、指定権限の移譲とあわせ、平成30年4月から市町村が条例を定めることとされました。

居宅介護支援事業所につきましては、85ページ第4に用語解説として記載をしておりますが、居宅サービス、地域密着型サービス、そのほか利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療サービスまたは福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮した上で、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡調整を行うことを担う事業所となります。

当町における平成30年1月現在での居宅介護支援事業所の数は10事業所となります。現行の指定期限が終了した時点で、町へ指定申請が行われることとなります。

それでは、83ページにお戻りください。

第2といたしまして、条例案の概要ですが、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準に準拠いたしました千葉県指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の内容を基本といたしまして、平成30年度の制度改正の内容を反映させました。

条例は6章で構成いたしております。

第1章、総則では、条例の趣旨及び用語の定義について規定をし、第2章、指定に係る申請者の資格では、千葉県条例と同様に法人といたしました。

第3章、基本方針では、在宅介護の重視という介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援の事業を行うに当たっての最も重要な基本方針として、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、次ページ、84ページをお願いいたします、常に、まずその居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い、支援を行うべきことを決めました。このほか、指定居宅介護支援の事業の基本方針として、介護保険制度の基本理念である高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正、中立等を掲げました。

第4章、人員に関する基準では、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨から、介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず1人以上を常勤で置くこととしております。また、指定居宅介護支援事業所の管理者についても、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申し込み等に対応できる体制を整えている必要があることを規定いたしました。

第5章、運営に関する基準では、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化するとともに、指定居宅介護支援が利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであること、また、正当な理由なくサービスの提供を拒否することを禁止し、利用者の意思を踏まえて必要な援助が行われるよう、秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応等を含む居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにいたしました。

なお、事業の適正な運営及び利用者に対する適切な便宜の提供を確保するため、利用者に対する便宜の提供に関する諸記録を整備し、提供日から5年間保存することといたしました。

第6章では、基準該当居宅介護支援に関する基準では、基準該当居宅介護支援の事業について準用する旨を規定いたしました。

第3といたしまして、施行期日でございますが、施行期日を平成30年4月1日といたしました。

なお、第16条第19号の厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護が必要な理由を記載した居宅サービス計画の市町村への届け出については、平成30年10月1日から施行することとい

たしました。また、平成33年3月31日までの間の経過措置として、第6条第1項の管理者について、介護支援専門員とすることができることといたしました。

第4では、用語の意味を説明しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。それでは、86ページのほうをお願いしたいと思います。

第5といたしまして、平成30年度法改正に伴う運営基準等の変更点を記載してございます。

まず、1の運営・人員基準では、(1)といたしまして、障害福祉制度の相談支援員との密接な連携ということで、これは議案つづり90ページの第4条第4項に関連する部分でございます。障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合における介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にいたしました。

(2)といたしまして、管理者要件の見直しでございます。これは議案つづり91ページ、第6条第2項に関連する部分でございますが、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを促進するため、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件といたしました。この部分につきましては、附則で一定の経過期間を設けてございます。

(3)といたしまして、契約時の説明等ということで、こちらは議案つづりの92ページ、第7条の第2項に関する部分でございますが、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけました。

(4)入院時における医療機関との連携促進ということで、議案つづりでは92ページ、第7条第3項に関連する部分でございます。居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関に提供するよう依頼することを義務づけました。

(5)といたしまして、ケアマネジメントプロセスの簡素化でございます。こちらは議案つづり98ページ第16条第9号に関連する部分でございますが、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治医の医師等の助言を得ることを前提とし、サービス担当者会議の招集を不要とすることなどにより、ケアマネジメントプロセスを簡素化いたしました。

(6)といたしましては、平時からの医療機関との連携促進、①といたしまして、こちら

は議案つづり99ページ、第16条第14号に関連する部分でございますが、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけいたしました。

②といたしまして、こちらは議案つづり101ページ、第16条第20号及び第21号に関連する部分でございますが、利用者が医療系サービス利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づけました。

(7)といたしまして、訪問回数の多い利用者への対応でございます。議案つづり100ページ、第16条第19号に関連する部分でございます。

訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（家事援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出ることといたしました。

この規定につきましては、平成30年4月に国が基準を定めまして、6カ月間の周知期間を設けた上で10月から施行されることとなっております。

以上で、議案第15号の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第16号の補足説明をさせていただきます。

議案つづりの111ページをお願いいたします。

議案第16号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩の家）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案は、横芝光町老人憩の家光風館の指定管理について、本年3月末日をもちまして指定管理が満了することから、引き続き、公益財団法人シルバー人材センターを指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、本件につきましては、去る1月30日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、公益財団法人横芝光町シルバー人材センターを指定管理者候補とすることが決定されたものでございます。また、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

引き続きまして、議案第17号の補足説明をさせていただきます。

議案つづりの113ページとなります。

議案第17号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案につきましては、横芝光町地域活動支援センターたんぼぼの指定管理について、本年3月末日をもちまして指定管理が満了することから、引き続き、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、本件につきましても、去る1月30日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、社会福祉法人横芝光町社会福祉協議会を指定管理者候補とすることが決定されたものでございます。指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

以上で議案の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔福祉課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 2時01分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

議案第18号及び議案第19号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、議案第18号及び議案第19号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第18号 指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。

このピンクの表紙の議案つづりの115ページ、最後のページになります。

議案第18号 指定管理者の指定について（横芝光町横芝駅前情報交流館）でございます。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

本案は、町の観光情報、地域情報、その他の情報を発信し、町民及び来訪者並びに町民相互の交流を図り、横芝駅前のにぎわいの創出及び活力ある施設の形成に資することを目的とした施設、横芝光町横芝駅前情報交流館ヨリドコロを新たに設置したことから、利用者の利便性のより一層の向上と経費の節減等を図る観点から、施設の管理について指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、去る1月30日開催の横芝光町指定管理者選定委員会において、業務、提案内容の審査を経て、一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会を指定管理者候補とすることが決定されましたので、承認を求めるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

以上、議案第18号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

資料については、別冊になっております補正予算書、これの1ページをごらん願います。

平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,949万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ97億9,870万3,000円とし、第2条では、繰越明許費の設定を、第3条では、地方債の補正を行おうとするものでございます。

2ページから6ページまでは、第1表の歳入歳出予算補正でございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

本補正予算におきまして繰越明許費を設定するのは表に記載の4事業で、事業費の総額は5,590万6,000円でございます。いずれの事業も平成29年度内に事業完了ができないため、翌年度に繰り越そうとするもので、事業ごとにその理由を申し上げます。

初めに、5款1項農業費の担い手確保・経営強化支援事業及び県営基盤整備事業につきましては、いずれも国の補正予算による事業採択を待ち事業執行するもので、補助金交付決定のおくれなどにより年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものであります。

7款2項道路橋りょう費につきましては、町道I-14号線道路改良事業、これは北清水・木戸地先になります。これにつきましては、農業用施設の補償について移設時期が限られ、年度内での完了が困難となりましたことから、また、次の橋りょう長寿命化修繕事業は、国の補助金対象となる事業残額を活用し、早急な修繕が必要な橋りょう2橋の修繕設計を実施するに当たり、国の繰り越し承認が年度末となり、年度内の事業完了が困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第3表は地方債補正でございます。

年度末となりまして、地方債の借入れを予定しておりました4事業債について、事業費の見込みが立ちましたことから、表の右側、補正後欄に記載のとおり限度額を補正しようとするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法には変更はありません。内容につきましては、歳入の21款町債で説明をさせていただきます。

8ページから10ページは事項別明細書の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の予算の内容についてご説明申し上げます。

なお、3月の補正予算につきましては、決算見込みに立った調整が主なものとなっております。主要な項目に絞って説明をさせていただきます。

初めに、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目個人町民税は、均等割、所得割ともに実績見込みにより2,734万9,000円の増額、2目の法人町民税は、均等割、法人税割、滞納繰越分、それぞれ実績の見込みによりまして1,475万2,000円の減額としたものでございます。

2項1目の固定資産税、3項1目軽自動車税及び4項1目の町たばこ税は、これにつきましてもそれぞれ決算見込みからの計上でございます。

4款の配当割交付金及び9款の地方特例交付金、これもいずれも県通知等に基づく調整でございます。

10款の1項1目地方交付税は、普通交付税の交付決定通知から2億7,471万5,000円を増額するものであります。

12ページの12款分担金及び負担金につきましても、実績見込みからの計上ではありますが、2節の児童福祉費負担金は、所得階層区分の変動の見込みから、保育所入所児童保護者負担金の増額を計上いたしました。

13款の使用料及び手数料の1項使用料につきましては、各施設の使用料を実績見込みにより計上いたしましたが、5目の教育使用料の社会体育使用料の減額は、横芝ふれあい坂田池公園テニスコートの改修工事に伴い、10月以降、施設使用を休止したことによるものでございます。

2項2目民生手数料は、軽度生活援助事業における利用者が要介護認定により介護保険の対象となり、利用者数が減となったものであります。

14款の国庫支出金に入りまして、1項1目民生費国庫負担金は、それぞれ実績見込みや交付決定額による計上でございますが、4節の児童手当国庫負担金では、平成28年度児童手当交付金4,767万円の追加交付額がございますものの、児童手当支給対象人数の減少見込みから1,134万1,000円の減額計上でございます。

続いて、2項の国庫補助金であります。

1目の総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金は、地方創生推進交付金で、各事業の実績見込みにより調整し、減額を計上いたしました。

2目の民生費国庫補助金から5目の教育費国庫補助金につきましても、それぞれ交付決定額や実績見込みによる調整でございます。

13ページの5目教育費国庫補助金の2節幼稚園費補助金は、補助対象者数及び所得階層の変動により減額となるものであります。

3項2目民生費委託金は、国民年金法に基づく届け出の電子媒体化及び様式の統一化に伴いまして、システム改修に係る委託金を計上するものであります。歳出予算につきましては12月補正予算で計上しているものでございます。

続いて、15款の県支出金に入りまして、1項1目総務費県負担金は、交付金の確定により、2目の民生費県負担金は、国庫負担金同様、いずれも交付決定額及び実績見込みから県負担分を計上するものでございます。

3目の衛生費県負担金は、養育医療費負担金で受給者数の増加による計上でございます。

続きまして、2項県補助金であります。

1目の総務費県補助金は、航空機騒音対策事業の住宅防音工事事業補助金等において、実績見込みによる減額でございます。

2目の民生費県補助金及び3目の衛生費県補助金につきましても、各事業実績見込みによる計上でございます。

4目の農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は、説明欄に記載の補助金や交付金等に

ついて、事業実績見込みに合わせた調整でございますが、この2行目の新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金は、事業の採択が得られなかったことから1,436万6,000円を減額、下から4行目の農地利用最適化交付金は、農業委員会の委員活動に対する交付金で、採択が受けられる見込みとなりましたことから計上するものでございます。

次の人・農地問題解決加速化支援事業補助金の減額は、補助率が当初見込みの100%から50%となり、事業規模を縮小したことから減額、次の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、人・農地プランの中心経営体等の機械整備等に対する補助金で、先ほどご説明いたしました債務負担行為を設定し、国の補正予算により新規計上をするものであります。

最後の国有農地等管理処分事業事務取扱交付金は、追加対象となる国有地5筆の内示を受け計上するものであります。

次の2節サンプスギ林再生・資源循環促進事業の減額は、当初見込んでおりました補助金の交付額が減額となり、交付額に合わせ事業を見直しましたことから減額となるものであります。

5目の商工費県補助金、6目土木費県補助金及び7目の消防費県補助金は、それぞれ事業費の変更による調整であります。

続いて、3項1目総務費委託金でございますが、2節の徴税费委託金は、納税義務者数の実績見込みから195万2,000円を計上するほか、4節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各種統計調査に係る支出の実績に伴い減額するものでございます。

15ページの5節千葉県知事選挙委託金は、交付額の決定による追加計上であります。

16款は財産収入でございますが、1項の財産運用収入は、それぞれ説明欄に記載の基金に係る利子額の確定見込みによる調整でございます。

17款の1項1目一般寄附金850万5,000円の減額は、ふるさと納税寄附額の実績見込みによる減額が主なものでございますが、その他寄附金として2名の方の申し出による寄附金150万円を計上しております。

3目民生費寄附金3万円は、町ボランティア連絡協議会からの寄附金を計上したものであります。

18款は繰入金でございます。

1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金及び3目農業集落排水事業特別会計繰入金は、各事業会計の精算によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、年度末に向けて財源のめどが見込める状況となりました

ことから、2億円を減額計上させていただくものであります。

3目の教育振興基金繰入金は、寄附金を財源としました教材備品の購入台数の変更により減額、5目地域振興基金繰入金は、29年度充当事業の精査により、6目の東日本大震災復興基金繰入金は実績がなかったことからの減額、7目の地方創生基金繰入金につきましても、29年度充当事業の精査により減額となるものでございます。

16ページの8目のゆめ基金繰入金は、これにつきましては大学生の応募がなかったことから減額となるものでございます。

19款の繰越金は、本補正予算の財源充当のため、前年度繰越金2,579万4,000円を充てるものでございます。

続きまして、20款の諸収入でございます。

1項1目の延滞金、3項1目奨学資金貸付金収入、4項1目民生費受託事業収入、6項1目の学校給食費負担金及び6項2目の保育所給食費負担金、さらに17ページになりますけれども、7項1目の雑入ともに、収入実績や交付決定など、いずれも決算見込みに立った額の調整でございます。

最後に、21款の町債でございます。

1目総務債は、合併特例事業債で、本庁舎北側車庫棟改築事業のほか、町道改良事業3路線に係る事業実績見込みにより410万円の減額補正を行いますほか、2目の農林水産業債は、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区負担金、県営かんがい排水事業両総南条支線地区負担金、大布川排水機場ストックマネジメント事業負担金及び広域農道事業負担金に係る地方債でありまして、事業の進捗状況により負担金の調整によりまして1,320万円の減額でございます。

3目の土木債は、町道2路線、I-18号線とI-13号線になりますけれども、これの道路改良事業に係る決算見込みによりまして、公共事業等債2,230万円の減額、4目の消防債は、消防車両更新の事業の実績によりまして90万円の減額計上でございます。

18ページをお願いいたします。

ここからは歳出になります。歳出についてご説明申し上げます。

なお、歳入の説明で申し上げましたとおり、今回の補正予算は決算見込みに立った額の調整が主なものでございます。また、各費目の人件費につきましては、本議会でご審議いただきます議会の議員の議員報酬及び特別職の職員の給与、並びに一般職の職員の給与における条例改正に伴いまして、給与費等の調整をあわせて行っておりますので、個々の説明を省略

させていただくことがありますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

それでは、1款1項1目の議会費でございますが、議員報酬、一般職給与費とも、ただいま申し上げましたとおり、給与費の調整を行うものであります。

2款の総務費でございますが、1項1目一般管理費は、人件費の調整、4目の広報広聴費は、行政通知文書等配布委託料で、対象となります世帯数の減少により減額とするものでございます。

5目の財政管理費は、公会計支援業務委託料の実績に基づく減額のほか、19ページの積立金は各利子増額分のほか減債基金に5,000万円を積み立て、また、ふるさと納税推進事業では、歳入でもご説明申し上げましたとおり、寄附金の減少見込みからふるさと納税業務委託料を減額するものであります。

次の7目財産管理費は、財産管理事務費で、公共施設総合管理基金積立金の利子増額分のほか1億5,000万円の積立金を計上しております。本庁舎維持管理事業は、キュービクル改修工事の実績により249万1,000円を、下段の本庁舎北側車庫棟改築事業につきましても、執行実績により減額を計上しましたほか、他の事業につきましてもそれぞれ実績見込みによる減額でございます。

8目の企画費は、地方創生対策事業におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実かつ円滑に実施する資金に充てるため、地方創生基金へ5,000万円を積み立てるほか、各事業での実績見込みによる調整を行っておりますが、20ページにかけての移住定住促進事業（創生）では、移住定住ウェブサイトの制作業務としてホームページの制作を予定していたところでしたが、SNSを活用した移住定住関連情報の発信を行えるよう事業を見直し、翌年度実施としたことからの減額で、その他の地方創生関連事業につきましても、それぞれ事業の進捗状況により減額するものでございます。

続いて、9目の地域安全対策費は、交通安全指導員及び防犯指導員の制服購入で、新規指導員が当初見込みを下回ったため減額するものであります。

10目の地域振興費は、地域振興基金への利子増額分で、21ページにかけましての11目空港対策費では、各騒音防止対策事業費補助金の実績見込み等から精査し、それぞれ減額を計上しております。

次の2項1目税務総務費は、一般職給与費の調整で、22ページの2目賦課徴収費は、それぞれの業務の実績により減額を計上しております。

3項1目の戸籍住民基本台帳費は、一般職給与費の調整のほか、住民基本台帳ネットワー

クシステム事業のコンビニ交付運営負担金では、コンビニ交付のサービス開始が当初予定しました6月から7月になったことからの減額でございます。

5項の統計調査費につきましても、一般職給与費の調整のほか、各種統計調査等の実績に基づく減額でございます。

24ページの3款民生費に入りまして、1項1目社会福祉総務費につきましても、各事業実績見込みによる調整でございますが、このページ中段やや下の国民健康保険特別会計繰出事業2,449万7,000円の減額は、保険基盤安定化支援分の非該当となったことが大きな要因でございます。また、一番下になります年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、28年度の給付実績によりまして861万6,000円を返還金として計上したものであります。

25ページの2目老人福祉費及び次の3目障害者福祉費におきましても、説明欄に記載の各事業ともに決算見込みに立った調整額の計上でございます。

なお、3目の説明欄中段になります自立支援医療費給付事業は、更生医療及び育成医療での新規入院を見込んだこと、また26ページになりますが、介護給付・訓練等給付事業では、居宅介護及び生活介護等の利用者が増加していることから2,632万8,000円の増額を計上したものでございます。

次の4目国民年金事務費は、一般職給与費の調整、5目後期高齢者医療費は、交付決定による保険基盤安定負担金の減額が主な内容でございます。

27ページの2項児童福祉費でございます。

1目の児童福祉総務費の町内児童等医療費等助成事業は、実績見込みにより、子ども・子育て支援交付金事業につきましても、実績見込みによる調整のほか、平成28年度子ども・子育て支援交付金の最終精算による補助金返還金31万円を計上しております。

2目の児童措置費は、児童手当給付事業で、児童手当の支給実績見込みにより減額、4目保育所費では、一般職給与費の調整のほか、各事業とも実績見込みによる調整でございますが、町立保育所事務費は保育所給食業務委託で2歳未満児の単価の見直し及び実績見込みにより減額、保育委託事業は入所者数の増及び制度改正による処遇改善加算の追加で、28ページにかけての保育所等整備補助金は、白浜保育園屋根防水工事の事業実績から減額するものでございます。

5目の学童保育費は、国及び県の子ども・子育て支援交付金による財源振替であります。

続いて、4款衛生費でございますが、1項1目の保健衛生総務費は、一般職給与費のほか、子ども医療費助成事業で感染性胃腸炎及びインフルエンザの流行拡大による増額のほか、本

目に計上しております地方創生事業は、それぞれ実績見込みからの減額でございます。

2目の予防費から29ページの4目健康増進対策費につきましても、実績見込みに立った減額の計上であります。

6目の環境衛生費は、一般職給与費のほか、各事業とも実績見込みでの調整、浄化槽設置促進補助事業及び30ページの再生可能エネルギー推進事業では、当初見込みました申請件数を下回っております、今後の実績見込みに立った減額を計上しております。

7目上水道費は、山武郡市広域水道企業団の基準外繰出額を増額補正するものであります。続きまして、5款農林水産業費でございます。

1目農業委員会費は、一般職給与費の調整と財源の振替、2目農業総務費は、一般職給与費のほか、「もつ」のもつ魅力を活かそう事業（創生）では、事業内容を見直したことから減額を計上しております。

次の3目農業振興費の各事業につきましても、実績見込みでの調整でございますが、減額となる主な事業を申し上げますと、このページ最下段の地域園芸活性化事業の減額、これにつきましては、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金で、県の事業採択が得られなかったことから減額、また、32ページの下から2つ目の人・農地プラン推進事業では、プラン見直し支援事業において、補助率の減額に合わせ事業規模を縮小したことから減額するものであります。

また、増額となりますものは、恐れ入ります、31ページに戻っていただきまして、下から2つ目の町単農地流動化推進事業で、当初の見込みにより認定農業者及び農地所有適格法人への農地集約が進んだことから101万円を、32ページの一番下の事業になりますが、担い手確保・経営強化支援事業では、人・農地プランの中心経営体等の機械整備等に対する補助金で、国の補正予算によります事業採択を受け、繰越明許費により368万8,000円を追加するものであります。

なお、本事業につきましては、議案第26号の平成30年度の当初予算でご審議いただく予定の予算案にも計上してございますけれども、国の補正予算によりまして事業採択となった場合には、補助率が2分の1と非常に有利であることから計上させていただきましたが、国の補正予算による採択が得られた場合には、平成30年度当初予算案に計上してございます事業費は、後の補正予算により減額をさせていただく予定であります。この事業につきましては、事業者にとりまして、国の補正予算ということで非常に補助率が有利となりますことから申請をするものでございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

続いて、5目の農地費の各事業につきましても、実績見込みより調整を行うものでありますが、経営基盤整備事業は、篠本新井地区負担金に係るもので、国の補正予算により事業費を減額調整した上、これも先ほどご説明しましたとおり、繰越明許費として2,500万円を翌年度に繰り越すものでございます。

また、33ページの県営土地改良負担金事業は、両総南条支線地区負担金に係るもので、事業費の減額に合わせた負担金の減額、北清水排水機場管理事業32万9,000円の追加は、軽圧一般供給電力設備の断線による修繕費を計上するものであります。

6目の農道整備事業費は、広域農道整備事業の年度内負担金額の確定による減額、次の2項1目林業振興費は、サンプスギ林再生・資源循環促進事業で、事業費の調整によりまして被害木の運搬に要する一部経費を除きまして減額するものでございます。

34ページの3項1目水産業振興費は、屋形海岸駐車場使用料の増額による財源振替でございます。

6款の商工費の1項1目商工振興費は、一般職給与費の調整のほか、中小企業振興資金利子補給事業及び雇用促進事業につきまして、それぞれ実績見込みによる減額でございます。

2目の観光費は、木戸浜海水浴場の未開設などに伴う減額を計上するものであります。

続きまして、35ページからの7款土木費でございます。

1項1目の土木総務費は、一般職給与費の調整で、次の2項1目道路橋りょう総務費は、道路台帳の入札結果による減額を計上しております。

3目の道路新設改良費は、一般職給与費の調整のほか、説明欄に記載の各路線について、事業進捗見込みによりそれぞれ減額するものでございますが、36ページの町道I-14号線道路改良事業、これは繰越明許費でもご説明しましたように、今年度中に事業が完了できない見込みであることから、事業費を減額調整した上、1,986万4,000円を翌年度へ繰り越し、事業を実施するものでございます。

4項1目の都市計画総務費は、一般職給与費の調整、次の5項1目住宅管理費は、それぞれ説明欄記載の各事業の実績見込みによる減額計上ではありますが、津波被災住宅再建支援事業は、対象者からの申請がなかったことから全額を、下段の空家住宅調査委託につきましては、入札結果による減額を計上するものであります。

続いて、38ページからの8款は消防費でございます。

1項1日常備消防費は、消防組合負担金の確定による減額、2目の非常備消防費は、消防団員登録者数の確定による団員報酬の減額、3目消防施設費は、消防車両整備事業で横芝光

町消防団指揮車及び消防ポンプ自動車1台の購入実績により減額するものであります。4目の災害用備品整備事業につきましても、実績に基づく減額計上でございます。

次の9款は教育費でございます。

1項1目の事務局費は、特別職及び一般職の給与費の調整のほか、39ページの事務局事務費の教育振興基金積立金は、奨学資金貸付金の返還予定者3名に対し返還猶予を認め減額とする一方、基金を充てた備品購入の実績によりまして105万2,000円を増額し、81万2,000円の積立金を計上したものであります。

その他、児童生徒や教職員の健診委託料、特別支援教育就学奨励費、外国人英語講師派遣委託料、学習指導等講師の賃金などの各事業について、いずれも実績見込みや決定に基づく調整でございます。

2項1目小学校費の学校管理費では、一般職給与費のほか各学校の備品購入費につきまして、入札結果から減額を計上しますほか、40ページになりますが、小学校施設維持管理事業での82万1,000円の追加は、東陽小学校の火災報知器及び体育館倉庫の土間コンクリートの修繕費の計上でございます。2目の教育振興費は、楽器購入の実績から減額を計上しております。

次の3項1目中学校費の学校管理費の学校管理事務費の減額は、備品購入の入札結果によりまして、中学校施設維持管理事業の93万円の追加は、修繕費に光中学校の空調機、圧縮機等の交換、工事費では、横芝中学校放送設備でありますスピーカー13台の改修費の計上でございます。

4項1目の幼稚園費は、見込み対象園児数の減少及び低額階層の園児が多かったことから、実績見込みによる減額でございます。

41ページに入りまして、5項1目社会教育総務費は、一般職給与費の調整で、3目の共同利用施設費は、文化会館空気調和設備機能回復工事設計業務委託での入札結果による減額のほか、町民会館維持管理事業は、空調送風機の修繕に係る経費を、上堺会館維持管理事業は、消防用設備の修繕に係る経費の計上でございます。

4目の図書館費は、一般職給与費のほか、図書館一般設備維持管理事業に、図書館内空調を管理しているバックアップサーバーのバッテリー交換及び図書館浄化槽調整ブロワの修繕料の計上でございます。

6項1目の保健体育総務費は、町民体育祭の実績による減額を、42ページの2目体育施設費では、それぞれ入札結果等による執行残を減額するほか、光しおさい公園スポーツ施設一

般管理事業に、光海洋センター男子更衣室のトイレ及び真空式ヒーターの改修工事費84万3,000円を追加計上いたしました。

3目の学校給食費は、一般職給与費のほか、学校給食賄材料購入事業で児童生徒数及び食数の精査により減額、学校給食センター施設維持管理事業の修繕費は、食管洗浄機の防水カーテンの交換に要する経費の計上でございます。

最後に、11款は公債費で、1目の元金は、臨時財政対策債の利率見直しによりまして162万8,000円を計上しましたほか、2目の利子は、本年度の償還見込みによりまして利子償還額が437万2,000円の減額となるものでございます。

次ページの44ページから46ページは給与費明細書で、47ページは地方債に関する調書でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第19号 平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第20号及び議案第21号について、住民課長。

〔住民課長 萩原浩己君登壇〕

○住民課長（萩原浩己君） それでは、議案第20号及び第21号の詳細について説明をいたします。

初めに、議案第20号 平成29年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、資料につきましては、別冊つづりの補正予算書案になりますのでよろしくお願いいたします。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,513万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億7,054万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。

4款1項国庫負担金ですが、1目療養給付費等負担金については、決算見込み、交付決定などにより1,811万2,000円減、2目高額医療費共同事業負担金については、申請に基づき431万9,000円の減、3目特定健康診査等負担金につきましては、事業費の確定により、1節

現年分特定健康診査等負担金で61万5,000円の減、2節の過年分特定健康診査等負担金では71万7,000円の追加交付があったことから、これを合わせますと10万2,000円の増となり、国庫負担金全体では2,232万9,000円を減額するものであります。

次の4款2項国庫補助金ですが、本年度の医療費動向等により精査を行った結果、普通調整交付金において606万6,000円減額し、特別調整交付金については、東陽病院分として1,219万4,000円を増額計上することから、国庫補助金全体では612万8,000円を増額するものであります。

次に、5款1項1目療養給付費等交付金、これは退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、交付決定により1,723万7,000円を減額するものでございます。

続いて、6款1項1目前期高齢者交付金であります。年齢層の高い国保に対し、若年層の多い被用者保険から拠出される交付金で、交付額の決定により6,683万3,000円を減額するものであります。

次に、7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金であります。4款の国庫支出金同様、交付決定により431万9,000円の減額、次のページ、7ページ、2目特定健康診査等負担金については、1節現年分で61万5,000円の減額、2節過年分では精算による71万7,000円の増額となり、2項目の合計では10万2,000円の増額、県負担金全体では421万7,000円の減額が見込まれます。

次に、7款2項2目県財政調整交付金ですが、国庫補助金と同様に、本年度の医療費動向により精査を行いまして2,558万7,000円を減額するものであります。

次に、8款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金及び2目の保険財政共同安定化事業交付金であります。これについても交付決定によりまして、1目で361万円の減額、2目で4,005万6,000円の減額となり、共同事業交付金全体では4,366万6,000円の減額補正となりました。

次に、10款1項1目一般会計繰入金であります。国保税の軽減分補填のために繰り入れる法定繰入金の国の交付決定に基づきまして、1節の保険基盤安定繰入金423万4,000円の増、2節保険者支援分で346万2,000円の増、3節職員給与費等繰入金で19万円の増、5節財政安定化支援事業繰入金で3,238万5,000円の減、繰入金全体としましては2,449万9,000円の減額補正をするものであります。

次に、下段、11款1項2目その他繰越金2,686万1,000円の増額ですが、今回の補正額の不足財源分を前年度繰越金留保分から充当するものであります。

続いて、8ページ、12款諸収入ですが、1項延滞金及び過料、これは国保税の延滞金収入の実績見込みによりまして、一般被保険者245万3,000円の増、2目退職被保険者延滞金につきましては9,000円の減、2段目、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金200万円の増、3目一般被保険者返納金は、医療機関の返還金などにより1,162万8,000円の増、退職被保険者等返納金が16万9,000円の増、雑入全体では1,379万7,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出は9ページとなります。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、職員の給与費に係るものですが、給与改定に伴う補正としまして19万4,000円を増額するものでございます。

次に、3項1目運営協議会費につきましては、実績見込みにより4,000円の減額、4項1目趣旨普及費は、レセプト点検委託料のレセプト1枚当たりの単価が安価であったために、74万2,000円を減額補正するものであります。

続いて、2款保険給付費、1項1目19節診療費保険者負担分は、医療費動向等を勘案しまして3,000万円の増額、次の10ページ、2項1目19節高額療養費保険者負担分についても同様に1,000万円を増額、3款1項1目後期高齢者支援金であります。これは75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層からの支援金として支出するもので、交付決定によりまして6,884万4,000円を減額するものでございます。

次に、6款1項介護納付金ですが、これは介護保険第2号被保険者分の支払基金への納付金で、交付決定によりまして3,701万7,000円を減額するものであります。

次に、7款1項共同事業拠出金であります。納付額の確定により、1目で1,727万4,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金で8,814万円の減額、共同事業拠出金全体では1億541万4,000円の減額となりました。

続いて、8款1項2目特定健康診査事業費では、特定健康診査委託料の確定によりまして380万円の減額となりました。

続いて、11款1項3目償還金ですが、これは前年度における療養給付費負担金の精算として、実績に基づきまして729万6,000円を増額するものでございます。

最後の11款3項1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、東陽病院の医師等の確保支援や救急受入体制及びレントゲン装置等に対し交付されるもので、1,319万3,000円を増額計上するものでございます。

以上、平成29年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出ともに1億5,513万8,000円の減額補正でございます。

引き続きまして、議案第21号 平成29年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

資料につきましては、別冊つづりの補正予算書をごらんいただきたいと思います。左上に議案第21号と記載された資料でございます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ593万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,806万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、国保特別会計同様、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

4款1項1目一般会計繰入金については、1節事務費繰入金で5万1,000円の増額、2節保険基盤安定繰入金は、県からの交付決定通知により788万7,000円を減額、合わせて783万6,000円を減額するものであります。

次に、5款1項1目繰越金228万7,000円につきましては、不足財源分を前年度繰越金より充当するものでございます。

次に、6款諸収入、4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入であります。実績見込みによりまして、健康診査事業分38万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出ですが、7ページとなります。

1款総務費は、人件費で給与改定により5万1,000円の増額でございます。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。保険料納付金が96万6,000円の増額、保険基盤安定納付金は決定通知に基づき788万7,000円の減額とするものであります。

次に、3款1項後期高齢者健康診査費についてですが、後期高齢者の健康診査受診者数の実績によりまして38万9,000円を減額するものでございます。

最後になりますが、4款諸支出金、2項1目他会計繰出金であります。これにつきましては前年度による繰入金の精算で、精算額の決定に伴いまして132万1,000円を増額計上するものでございます。

以上で、議案第20号及び議案第21号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 3 時 20 分とします。

（午後 3 時 0 9 分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 2 0 分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

議案第 22 号について、福祉課長。

〔福祉課長 林 雅弘君登壇〕

○福祉課長（林 雅弘君） それでは、議案第 22 号 平成 29 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

別冊の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議案つづりをご用意いたします。

このたびの補正予算は、第 1 条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,705 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 23 億 3,972 万 4,000 円とするものでございます。保険給付費等の実績見込みによる調整と、これに伴う国、県、社会保険報酬支払基金及び一般会計繰入金からの定率による義務負担金等の補正を行おうとするものでございます。

それでは、事項別明細によりご説明を申し上げますので、6 ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入からでございますが、2 款 1 項 3 目地域支援事業手数料、1 節包括的支援事業・任意事業手数料 81 万 2,000 円の減額につきましては、紙おむつ、配食サービス利用者からの自己負担分ですが、利用回数等の減によるものでございます。

3 款国庫支出金から 5 款県支出金までは、保険給付費及び地域支援事業の実績見込みに伴う交付申請額の減に合わせて減額補正を行うものでございます。

7 ページをごらんください。

6 款 1 項 1 目利子及び配当金は、2 万円の基金利子分の積み立てとなります。

8 款繰入金は、1 項一般会計からの繰入金 2,442 万 8,000 円と 2 項介護給付費準備基金からの繰入金 816 万円を減額するもので、歳出予算の一般管理費、介護給付費、地域支援事業費の減額に伴う繰入金の減額のほか、当初、介護給付費準備基金から 816 万円の取り崩しを予定しておりましたが、保険給付が予測よりも抑制されていることから、取り崩す必要がなく

なったため、全額を減額するものでございます。

9款繰越金2億4,378万円は、前年度の給付費の精算及び財源調整後の残高を全額繰り入れるものでございます。

8ページをごらんください。

11款諸収入、3項雑入、4目第三者納付金につきましては、国保連合会から納付されます第三者行為求償行為実績による289万円の増額であります。これは交通事故案件3件の分でございます。

以上、歳入合計は7,705万7,000円の追加でございます。

続いて、9ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、1万9,000円の増で、これは職員の給与改定に伴う調整でございます。

3項2目認定調査等費は、269万4,000円の減額で、臨時の認定調査員が当初見込みどおりに確保できなかったことによる賃金の減と、主治医意見書の手数料については、認定期間の延長等により依頼件数が想定より少なかったこと、認定調査の外部委託件数が当初見込みよりも減少したため、要介護認定調査委託料を減額するものでございます。これは平成28年2月から認定期間が1年を2年に延長可能となったため、29年度当初予算要求では不確定であったため、通年予算を計上したために減額となったものでございます。

2款保険給付費でございますが、5ページの総括表のほうをごらんいただきたいと思えます。2款総額で459万1,000円の増額となっております。

9ページにお戻りいただきまして、事項別明細のほうをごらんいただきたいと思えますが、2項1目介護予防サービス給付費は、居宅介護予防サービス給付費において252万円と、10ページの4項高額介護サービス費207万1,000円は、給付の伸びからそれぞれ増額となりますが、他の給付費につきましては、歳入における国、県、支払基金、一般会計繰入金等の減額及び第三者納付金の増額により財源振替となりますのでよろしく願いいたします。

11ページをごらんください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、8,002万1,000円の増額で、介護給付費準備基金へ8,000万円積み増しするほか、29年度分の基金利子の積み立てでございます。平成29年度末基金残高は2億124万8,000円となります。

5款地域支援事業の2項1目一般介護予防事業費173万8,000円の減額は、運動機能向上教室参加者が当初見込みよりも少なかったため、減額するものでございます。

3項2目任意事業314万2,000円の減額は、高齢者配食サービス及び家族介護用品支給事業実績見込みにより減額するものでございます。

以上、歳出補正予算額は7,705万7,000円の追加で、補正後の予算額は23億3,972万4,000円となります。

12ページ以降につきましては、職員給与明細書となりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上をもちまして、平成29年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第23号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第23号 平成29年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊となっております議案第23号をごらんいただきたいと存じます。予算書の1ページをごらんいただきます。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,449万8,000円と定めるものでございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入をご説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金は、給与改定により職員給与費の増額分4万2,000円を増額するものでございます。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金が確定したことから285万6,000円を追加し、385万6,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明をいたします。

1款1項1目一般管理費は、歳入でもご説明申し上げましたが、給与改定により職員給与費を4万2,000円増額し、580万1,000円とするものでございます。

5款1項1目一般会計繰出金は、今年度の歳入歳出決算見込みを考慮した結果、不用額が

生じることから285万6,000円を一般会計へ返還するものでございます。

以下、8ページ、9ページは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、平成29年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第24号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 熱田雅之君登壇〕

○食肉センター所長（熱田雅之君） それでは、平成29年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

別冊になっております議案第24号の1ページをごらんください。

議案第24号、このたびの補正予算は、第1条に定めましたとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,556万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、6ページをごらんください。

まず、歳入であります。1款1項1目事業収入は、895万8,000円を増額し、1億5,756万7,000円とするものであります。

1節センター使用料832万円の増額は、と畜頭数を1月末現在の実績から推計し、今年度のと畜頭数を豚で1万頭増の12万頭、牛で200頭減の3,100頭と見込み計上したものであります。

3節カット室使用料は5,000円の減額、4節ボイル使用料64万3,000円の増額につきましては、と畜頭数の変動と実績を考慮し計上したものであります。

2款1項1目県委託金のと畜検印押印委託金につきましても、と畜頭数の増加を考慮し、16万6,000円の増を計上したものでございます。

3款1項1目利子及び配当金は、基金利子5万5,000円を追加し、5万6,000円とするものであります。

6款2項1目財政調整基金繰入金900万円の減額は、決算見込みに基づき減額計上したものであります。

続きまして、歳出をご説明いたします。

7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費12万3,000円を増額し、8,452万6,000円とするもので、給与改定に伴い増額するものであります。

2款1項1目施設管理費、2目施設整備費は、財源振替によるものであります。

4款1項1目積立金は、財政調整基金利子に5万6,000円を追加し、5万7,000円とするものであります。

9ページ、10ページは給与費明細書でありますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

以上、議案第24号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 熱田雅之君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第25号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 小川義則君登壇〕

○東陽病院事務長（小川義則君） それでは、議案第25号 平成29年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の議案第25号の補正予算書のほうをお願いいたします。

1ページであります。第1条では総則を、第2条は業務の予定量の補正で、主なる建設改良事業費の資産購入費で、補正前の額9,647万7,000円を1,458万5,000円減額し、合計を8,189万2,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正で、収入の1款2項医業外収益で、補正前の額4億3,096万6,000円に541万9,000円を補正し、合計を4億3,638万5,000円に、支出では、1款3項特別損失で、補正前の額2,000円に1,881万9,000円を補正し、合計額を1,882万1,000円とするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の補正で、収入の1款1項企業債で、補正前の額4,590万円を1,890万円減額し、合計を2,700万円に、第3項補助金では、補正前の額2,000円に777万6,000円を補正し、合計を777万8,000円とするものでございます。

支出では、1款1項建設改良費で、補正前の額1億446万9,000円を1,458万5,000円減額し、合計を8,988万4,000円とするものでございます。

なお、この補正により、財源として使用する損益勘定留保資金の額を1億1,942万4,000円から1億1,596万3,000円に改めるものでございます。

第5条は、債務負担行為の補正で、臨床化学分析装置の更新に係る賃貸借として、期間を平成30年度から平成34年度、限度額を2,231万2,000円として追加するものでございます。

3ページの第6条は、企業債の補正で、デジタルエックス線テレビシステムの更新に係る借り入れの限度額を4,590万円から2,700万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

5ページの平成29年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。1款2項2目1節の補助金は、541万9,000円の補正で、国民健康保険特別調整交付金の医師等の確保支援事業が100万円、救急患者受入体制支援事業が342万円、及び国民健康保険調整交付金の国保診療施設運営費で99万9,000円の補正予算でございます。

次に、支出の1款3項2目1節その他特別損失の1,881万9,000円の補正は、過年度分の貯蔵品除却費として、過去の薬品及び診療材料の不良在庫を整理するための除却費を計上したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入、1款1項1目1節の企業債1,890万円の減額は、デジタルエックス線テレビシステムの購入契約額の決定に伴う減額補正で、3項1目1節国県補助金の777万6,000円は、国民健康保険調整交付金の直営診療施設整備分として、6件の医療機械購入に係る補助金でございます。

次に、支出の1款1項2目1節の機械備品購入費1,458万5,000円の減額は、デジタルエックス線テレビシステムの購入契約額の決定に伴うものでございます。

7ページは債務負担行為の追加に係る調書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第25号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[東陽病院事務長 小川義則君降壇]

○議長（川島勝美君） 議案第26号について、企画財政課長。

[企画財政課長 大木良夫君登壇]

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、議案第26号 平成30年度横芝光町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、この右上に囲みで資料1とあります平成30年度一般会計当初予算（案）の概要により説明をさせていただきます。A4の縦書きの冊子になります。

なお、説明に当たりましては、過日の議会全員協議会での説明と重複する部分もございますが、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、表紙を1枚めくっていただきまして、1ページは当町の財政状況、また、2ページは予算編成の基本方針について記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

3ページの歳入をごらん願います。

この表は前年度との比較でございます。説明に際しましては、この表の予算額及び増減率により、また、増減の主な理由や内容につきましては、款別に4ページから6ページの記載内容によりご説明を申し上げます。

それでは、1款の町税でございますが、全体で24億8,330万1,000円を計上いたしました。前年度比で2,334万6,000円、率で0.9%の増となっております。

個人町民税の現年分は、均等割、所得割ともに平成29年度決算見込み額並みで、徴収率を97.7%と見込んで計上いたしました。

また、法人町民税の現年分につきましても、均等割、法人税割ともに29年度決算見込み額とほぼ同額を見込み、徴収率を99.0%と見込み計上いたしました。これにより、町民税全体では前年度比492万2,000円、率で0.5%の増額計上でございます。

次に、固定資産税でございますが、現年分は評価替えによる土地、家屋の評価額の減を勘案し、土地は平成29年度決算見込み額の1.5%の減、家屋は2.7%の減を見込み、償却資産は太陽光発電施設の増を考慮いたしまして1.3%増としたことから、固定資産税全体では前年度比2,356万1,000円、率で2.1%の増の計上でございます。

また、軽自動車税は、種別ごとの登録台数の推計から、平成29年度決算見込み額並みで、前年度比469万3,000円、率では6.6%の増、たばこ税では、消費本数の減を考慮するとともに、平成30年10月からの税率引き上げによる影響額を見込み、前年度比1,000万円、率で5.5%の減を計上いたしました。

2款の地方消費税については、平成29年度決算見込み額から過去の伸び率を参考に、前年度比150万円、率で1.0%減の1億5,050万円を計上しております。内訳は、地方揮発油譲与

税が4,400万円、自動車重量譲与税1億650万円の計上であります。

3款利子割交付金から8款の自動車取得税交付金まで、平成29年度決算見込みに県の財政情報等を加味し算定いたしました。順に予算計上額を前年度と比較しながら申し上げます。

3款の利子割交付金は、前年度比40万円、率で16.7%増の280万円、4款の配当割交付金は、前年度比220万円、率で14.7%減の1,280万円、5款の株式等譲渡所得割交付金は、前年度同額の100万円、6款地方消費税交付金は、前年度比4,720万円、率で13.0%増の4億1,080万円を計上しておりますが、うち消費税引き上げ分に当たる1億7,620万円は、社会保障に要する経費に充当しております。この充当先の経費の内訳につきましては、本概要書の48ページに掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

7款のゴルフ場利用税交付金は、前年度比50万円、率で2.1%減の2,310万円、8款自動車取得税交付金は、前年度比1,240万円、率で27.4%増の5,760万円をそれぞれ計上したものでございます。

9款の地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除分の減税に伴う減収補填で、総務省予算案を参考に前年度比100万円、率で11.1%増の1,000万円を計上しております。

10款の地方交付税は、普通交付税では合併算定がえの段階的縮減などを考慮し、前年度比4,000万円、率で1.5%減の25億8,000万円、また、特別交付税は基礎交付分をベースに、決算見込み額から前年度比3,000万円増の1億6,000円を計上し、地方交付税全体では、前年度比1,000万円減の27億4,000万円を計上したところでございます。

11款の交通安全対策特別交付金は、平成29年度決算見込み額から総務省予算概算要求資料を参考に、前年度比10万円、率で2.1%減の470万円を、12款分担金及び負担金は、前年度比4,599万5,000円、率で34.2%増の1億8,067万9,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、民生費負担金の保育所入所児童保護者負担金1億2,120万1,000円、老人福祉施設入所措置費負担金1,088万6,000円、教育費負担金の空気調和設備機能回復工事負担金2,745万1,000円などが主な項目でございます。

13款の使用料及び手数料は、前年度比84万円、率で1.7%減の4,811万8,000円を計上しております。内訳といたしましては、道路占用料や町営住宅使用料などの土木使用料が2,864万6,000円、社会体育施設などの教育使用料が426万1,000円、戸籍や税務証明等の交付に係る総務手数料が1,207万3,000円で、これらが主な項目であります。

14款の国庫支出金は、前年度比9,082万8,000円、率で9.7%増の10億3,078万8,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、介護給付・訓練等給付事業負担金や子どものため

の教育・保育給付費負担金などの民生費国庫負担金が7億1,378万9,000円、地方創生推進交付金などの総務費国庫補助金が1,767万5,000円、社会資本整備総合交付金や防災・安全社会資本整備交付金などの土木費国庫補助金が2億2,832万円で、これらが主な項目となっております。

15款の県支出金は、前年度比8,938万3,000円、率で14.6%増の7億385万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、介護給付・訓練等給付事業負担金や子どものための教育・保育給付費負担金などの民生費県負担金が4億3,329万5,000円、重度心身障害者児医療費給付事業補助金やすこやか保育支援事業補助金などの民生費県補助金が7,159万円、子ども医療費助成事業補助金や浄化槽設置事業補助金などの衛生費県補助金が3,633万4,000円、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金や多面的機能支払交付金などの農林水産業費県補助金が1億1,305万4,000円、県税徴収事務委託金などの総務費委託金が4,105万6,000円で、これらが主な項目となっております。

16款の財産収入は、前年度比115万6,000円、率で11.5%増の1,117万1,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、県営住宅用地やゴルフ場用地等の財産貸付収入が923万9,000円、財政調整基金や公共施設総合管理基金等の基金利子193万円となっております。

17款寄附金は、ふるさと納税の決算見込みから、前年度比650万円、率で17.8%減を見込み、3,000万5,000円の計上であります。

18款繰入金は、前年度比2億3,692万9,000円、率で46.6%増の7億4,569万7,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、財源補填のための財政調整基金繰入金が5億2,000万円、町営住宅大規模修繕事業や文化会館の空調改修工事に充てるため、公共施設総合管理基金が1億4,000万円などとなっております。

ここでの記載はございませんが、19款の繰越金は8,815万円で、現在見込める範囲内での計上としております。

20款の諸収入は、前年度比1,486万4,000円、率で2.5%増の6億1,503万5,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、空港周辺対策交付金が4億5,000円、学校給食費負担金が9,739万4,000円で、これらが主な項目となっております。

21款の町債は、前年度比3億8,080万円、率で63.0%増の9億8,490万円を計上いたしました。内訳としましては、合併特例事業債が5億3,140万円、県営基盤整備事業（篠本新井地区）などの農業基盤整備事業債が4,700万円、道路整備に係る道路橋りょう整備事業債が5,850万円、防災行政無線維持管理事業などの防災基盤整備事業債が1,800万円、臨時財政対

策債が3億3,000万円でございます。

なお、合併特例事業債は、町道Ⅰ－7号線、これ寺方地先ほかになります。町道Ⅰ－8号線が横芝地先、町道Ⅰ－9号線も同じく横芝地先、町道Ⅰ－10号線、これは宮川地先、町道Ⅰ－14号線、これは北清水・木戸地先になりますが、各道路改良工事のほか、地域振興基金への積み立て、本庁舎北側車庫棟改築事業、これに充てるものでございます。

次に、歳出であります。7ページをごらん願います。

目的別の歳出の7ページから10ページについてご説明申し上げます。

1款の議会費は、議員共済会負担金の負担率変更による減はございますものの、議会事務局事務費の増などによりまして、前年度比9万8,000円、率で0.1%増の9,294万5,000円を計上しております。

2款の総務費は、前年度比3億7,088万9,000円、率で24.4%増の18億9,235万8,000円を計上いたしました。新規事業として、横芝駅前情報交流館管理事業、これは創生事業になります。ニューツーリズム開発促進事業、ホストタウン交流事業、千葉県議会議員の選挙費などを計上しております。その他、主な事業では、合併特例債を活用した地域振興基金への積み立てのほか、本庁舎北側車庫棟改築事業、乗り合いタクシー運行事業、移住定住促進事業などの計上でございます。

3款の民生費は、前年度比2億2,225万9,000円、率で7.7%増の30億9,889万4,000円を計上いたしました。主な増要因でございますが、保育士の処遇改善や認定こども園への移行による保育委託事業及び介護給付・訓練等給付費の増などです。その他、国民健康保険、介護保険などの繰出金を初め、後期高齢者医療費、重度心身障害者児医療費給付事業、障害児通所支援事業、児童手当給付事業、高校生などを対象とする町内児童等医療費等助成事業、老人福祉施設入所措置事業などの計上でございます。

4款の衛生費は、前年度比727万1,000円、率で0.6%減の11億5,875万9,000円を計上しております。主な事業は、0歳児から中学校3年生ままでを対象とした子ども医療費助成事業、四種混合や日本脳炎、麻疹・風疹予防接種、高齢者インフルエンザなどの個別予防接種事業、妊婦健康診査、がん検診事業のほか、環境対策として浄化槽設置促進補助事業及び火葬場、上水道、一般廃棄物処理、し尿処理に係る一部事務組合の負担金などでございます。

なお、東陽病院事業会計繰出金は4億3,000万円を計上し、前年度と同額となっております。

5款の農林水産業費は、前年度比4,649万6,000円、率で10.3%増の4億9,901万4,000円を

計上いたしました。新規事業として、ちば6次産業化ネットワーク活動事業、さわやか畜産総合展開事業、園芸生産拡大支援事業、経営体育成支援事業を計上し、その他の主な事業といたしましては、多面的機能支払交付金事業、需給調整推進対策奨励事業、地域園芸活性化事業、県営基盤整備事業などとなっています。

また、農業集落排水事業特別会計繰出金は、4,286万1,000円を計上しております。

6款の商工費は、前年度比121万4,000円、率で1.6%減となる7,291万2,000円の計上でございます。主な事業としては、観光費に木戸浜エリア、屋形海岸の海水浴場を開設するための海水浴場開設事業、法人化した観光まちづくり協会の観光事業実施に向けた運営費補助金のほか、商工振興費に商工振興運営支援事業などの各事業を計上しております。

7款の土木費は、前年度比1億215万6,000円、率で15.8%増の7億4,943万8,000円を計上いたしました。まず、主な減額要因でございますが、横芝地先の町道Ⅰ－8号線及び町道Ⅰ－9号線の道路改良事業、北清水地先のⅠ－13号線道路改良事業のほか、宝米地先の町道Ⅰ－18号線及び富下地先の町道Ⅱ－36号線道路改良事業が減となっております。

一方、増額要因といたしましては、舗装の修繕事業、宮川地先の町道Ⅰ－10号線道路改良事業、旧横芝中学校跡地道路新設事業、北清水・木戸地先の町道Ⅰ－14号線道路改良事業のほか、町営住宅大規模修繕事業などが増となっております。

8款の消防費は、前年度比2,010万7,000円、率で4.5%増となる4億6,449万9,000円を計上いたしました。主な事業といたしましては、匠瑤市横芝光町消防組合へ負担金を支出する常備消防事業、消防車両2台を更新する消防車両整備事業、消防団活動費、消防機庫詰所の建てかえを行う消防施設整備事業、防災行政無線維持管理事業などであります。

9款の教育費は、前年度比1億3,811万7,000円、率で13.3%増の11億7,849万6,000円を計上しております。主な増額要因は、文化会館の空調機改修工事を行う文化会館維持管理事業のほか、小学校情報化教育推進事業、小学校施設整備事業及び小中学校の外国人英語講師を2名増員することによる外国人英語講師配置事業などがございますが、その他、複式学級解消のための学習指導等講師配置事業、光しおさい公園スポーツ施設及び横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業、図書資料購入事業のほか、学校給食センター費などの計上でございます。

記載はございませんが、10款で災害復旧費につきましては、前年度同様、存目の計上でございます。

11款の公債費につきましては、前年度比3,536万2,000円、率で3.3%増の10億9,766万9,000円の計上であります。内訳は、元金償還分が10億2,283万1,000円、利子償還分が7,483

万8,000円でございます。利子償還額は、前年度借り入れ見込みから減少しましたものの、平成26年度に借り入れを行いました日吉小学校屋内運動場改築事業のほか、各道路改良事業、駅前広場事業などの合併特例事業債に係る元金償還が始まり、増額となっております。

12款の諸支出金、13款予備費は、前年度と同額でございます。

以上が平成30年度の横芝光町一般会計予算でございますが、歳入歳出とも103億3,500万円の計上としたところであります。

なお、この資料の11ページからは性質別歳出の内訳、16ページには人件費並びに物件費の内訳、17ページには一部事務組合負担金の状況、18ページには特別会計繰出金の状況、19ページには基金現在高見込みの状況、20ページには会計別予算の状況を記載しております。また、21ページから24ページには主な歳入の説明、25ページから47ページにかけましては歳出に関する主要事業が款項目別に記載してありますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

以上で、議案第26号 平成30年度横芝光町一般会計予算の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第27号及び議案第28号について、住民課長。

〔住民課長 萩原浩己君登壇〕

○住民課長（萩原浩己君） それでは、議案第27号及び議案第28号の詳細について説明させていただきます。

初めに、議案第27号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

資料の2の平成30年度当初予算（案）の概要によりまして説明させていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

左から2列目、太枠部分が平成30年度の当初予算案の予算額及び構成比で、前年度予算と比較した表となっております。

平成30年度の当初予算総額は、歳入歳出それぞれ30億1,500万円で、前年度当初予算と比較いたしますと、額で7億3,500万円、率で19.6%の減を見込んでおります。これにつきましては、国民健康保険の広域化に伴い、新たな制度に対応した財務の取り扱いについて改正がありまして、千葉県内の医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金を千葉県が全額支出

し、その財源として全市町村が県へ納付金を拠出するといったように、これまでの町国民健康保険特別会計での歳入歳出であったものが、千葉県国民健康保険特別会計の歳入歳出に組み込まれるなど、予算の枠組みが大きく変わったことによるものであります。

それでは、上段の歳入の状況から主なものをご説明申し上げます。

1款国民健康保険税は、一般被保険者分と退職被保険者等分で、被保険者数の減少から前年度当初予算と比較しまして、額で3,334万3,000円、率で4.6%減となる6億8,872万3,000円を計上しました。

飛びまして、5款国庫支出金につきましては、窓口計上となりますが、これまでの療養給付費等負担金や財政調整交付金などが千葉県の歳入となったことからでございます。また、特別調整交付金メニューの経営努力分、いわゆる特調分につきましては、保険者として予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対し交付される保険者努力支援制度の創設に伴い、発展的に解消し、必要な経過措置が講じられるとされたところでございます。

6款県支出金は、歳出2款の療養諸費及び高額療養費に充てられる普通交付金、新たに創設された保険者努力支援分、特別調整交付金や特定健康診査等負担金などの特別交付金等で、前年度当初予算と比較して、額で18億5,035万4,000円、率で841.3%、大幅な増となる20億7,028万2,000円を計上しました。これまでの財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金は千葉県の歳入となります。

8款繰入金は、保険基盤安定、職員給与費等、出産育児金等などに係る一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較して、額で2,451万7,000円、率で9.0%減となる2億4,769万4,000円を計上しました。

9款繰越金は、平成29年度からの繰越金で、前年度当初予算と比較して、額で2,999万4,000円、率で85.4%減となる513万2,000円を計上しました。

10款諸収入は、国民健康保険税の延滞金、交通事故に係る医療費請求、いわゆる第三者納付金などの雑入等で、前年度当初予算と比較して、額で89万3,000円、率で39.4%増となる315万7,000円を計上しました。療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金は、広域化による予算の枠組みの変更により、県の歳入となることから、また、共同事業交付金につきましては、制度の廃止により廃款となります。

続きまして、歳出、1款総務費は、職員給与費を主とする総務管理費のほか、徴税费、運営協議会費で、前年度当初予算と比較して、額で455万5,000円、率で6.7%減となる6,338万

6,000円を計上しました。

2款保険給付費は、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費で、保険者数の減少、近年の医療費動向や前年度の給付実績を考慮し、前年度当初予算と比較して、額で2,775万5,000円、率で1.4%増の20億2,262万7,000円を計上しました。

なお、療養諸費及び高額療養費につきましては、歳入6款県支出金、普通交付金の全額が財源で、同額となっております。

3款国民健康保険事業納付金は、県が支出することになる市町村国保医療費、後期高齢者支援金等及び介護納付金の財源となるもので、県の通知により8億4,786万4,000円を計上いたしました。

4款共同事業拠出金は、これまで高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業による各市町村の共同事業でありましたが、退職者医療事務費のみを拠出することになったことから、前年度当初予算と比較して、額で9億1,882万3,000円減となる1,000円を計上しました。

5款保健事業費は、これまで総務費で計上していた医療費通知やレセプト点検業務など保健衛生普及費、糖尿病予防や人間ドック委託業務など疾病予防費、特定健康診査等の事業費、特定保健指導事業費で、前年度当初予算と比較して、額で501万7,000円、率で12.1%増となる4,655万4,000円を計上しました。

8款諸支出金は、保険税還付金やこれまで窓口計上としていた療養給付費等負担金償還金などの償還金及び還付加算金、東陽病院などの繰出金等で、前年度当初予算と比較して、額で2,625万9,000円、率で839.2%増となる2,938万8,000円を計上しました。

9款予備費は、前年度当初予算と比較して、177万2,000円、率で52.0%増となる517万7,000円を計上しました。後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金は、広域化による予算の枠組みの変更により県の歳出となることから、また、老人保健拠出金は制度の廃止により廃款となります。

次の2ページから4ページには予算案の概要、5ページには国保制度改革の概要、これにつきましては、さきの2月22日に開催されました町議会全員協議会で国保広域化の資料と同じもので、広域化による県と町のそれぞれの役割について示したものであります。

次の6ページは、平成24年度から28年度までの国保医療費の動向を掲載してございますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

引き続きまして、議案第28号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

資料につきましては、資料の3、平成30年度当初予算の概要によりましてご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

表につきましては、先ほど国保特別会計と同様の構成となっておりますので、よろしくお願いたします。

平成30年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,800万円で、前年度予算と比較して、額で1,400万円、率で5.3%の増となりました。

それでは、上段の歳入の状況から主な項目についてご説明を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、被保険者が特別徴収または普通徴収により納付する保険料で、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算をもとに1億8,196万5,000円を計上しました。保険料の見直しなどにより、前年度当初予算と比較して、額で1,339万7,000円、率で7.9%の増となりました。

3 款国庫支出金は、システム改修に係る国庫負担金で97万2,000円を計上しました。

5 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度当初予算と比較しまして、額で129万8,000円、率で1.5%減となる8,505万8,000円を計上しました。

7 款諸収入は、後期高齢者健康診査及び保険料賦課徴収票作成に係る広域連合からの受託事業収入、過年度分保険料の還付金等に係る広域連合からの交付金で、前年度当初予算と比較して、額で92万9,000円、率で10.2%増となる999万8,000円を計上しました。

続きまして、下段の歳出の状況となります。

1 款総務費は、職員給与費、通常業務における被保険者証の作成や郵送料等の一般管理費、保険料徴収に係る各種帳票の印刷製本費、電算処理委託料及びシステム改修委託料の徴収費で、前年度当初予算と比較して、額で122万円、率で19.0%増となる764万7,000円を計上しました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の1 款後期高齢者医療保険料と4 款繰入金のうち、保険基盤安定繰入金分を合わせて広域連合に納付するもので、前年度当初予算と比較して、額で1,243万5,000円、率で5.0%増となる2億6,130万円を計上しました。

3 款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費で、前年度当初予算と比較して、額で92万3,000円、率で13.3%増となる788万7,000円を計上しました。

4 款諸支出金は、過年度分保険料の還付金及び還付加算金等で、前年度当初予算と同額の64万1,000円を計上しました。

主な予算につきましては以上でございます。

次の2ページ、3ページは予算の概要、4ページにつきましては後期高齢者医療費の動向を掲載してございます。後ほどご確認をいただくようお願い申し上げます。

以上で、平成30年度国民健康保険特別会計予算案並びに後期高齢者医療特別会計当初予算案の説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔住民課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後4時35分とします。

（午後 4時20分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時36分）

○議長（川島勝美君） 提案理由説明を続けます。

本日の会議時間は、午後5時までに提案理由説明が終了しない見込みであるため、あらかじめ延長します。

議案第29号について、福祉課長。

〔福祉課長 林 雅弘君登壇〕

○福祉課長（林 雅弘君） それでは、議案第29号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料4、平成30年度介護保険特別会計当初予算（案）の概要により行いますので、ご用意のほうをよろしくお願いいたします。

まず、第1ページ目には、予算案の概要として経緯等を書いてございますので、ご確認をいただければと思いますが、中段、第7期の介護保険事業計画における保険料の設定でございますが、第7期介護保険事業計画では、高齢者人口の増加に伴う介護サービスの利用増が見込まれることから、介護給付費等の総額を約67億円と推計し、これにより介護保険料基準額を算出した結果、計画期間3カ年における保険料月額は5,294円と試算されました。

そこで、保険料の上昇を極力抑えるため、町介護保険準備基金から1億6,400万円を取り崩し、保険料基準額を第6期と同額で据え置き、月額4,700円と設定して予算編成をし、今

議会に提案させていただきました。また、平成30年2月推計値をもとに千葉県が集計した第7期介護保険事業計画における千葉県加重平均額は、5,200円と見込まれております。

それでは、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、上段の表でございますが、歳入の款別予算の表でございます。

歳入は、対前年度比4.4ポイント、9,700万円減の21億2,700万円を計上いたしました。下段は歳入予算の構成比をグラフにしたものでございます。

それでは、款別にご説明を申し上げます。

1款保険料は、全体の20.6%を占め、第1号被保険者の増加を見込み、前年度比0.7ポイント、303万9,000円増の4億3,965万円を計上いたしました。内訳は、特別徴収が4億431万8,000円、普通徴収が3,370万3,000円、滞納繰越分が162万9,000円であります。

3ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料であり、紙おむつを支給する家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者への配食サービス事業等の利用料として、前年度比19.9ポイント、47万6,000円減の192万円を計上いたしました。

3款国庫支出金は、制度に基づきまして、そこに記載してあります①から⑥までの経費分といたしまして、前年度比8.2ポイント、4,145万4,000円減の4億6,562万円を計上いたしました。

4款支払基金交付金は、制度に基づきまして、前年度比8.4ポイント、4,929万4,000円減の5億3,560万1,000円を計上いたしました。

5款県支出金につきましては、制度に基づきまして、前年度比5ポイント、1,570万2,000円減の2億9,927万4,000円を計上いたしました。

8款繰入金は、一般会計からの繰り入れで、制度に基づきまして、前年度比1.8ポイント、686万7,000円増の3億8,489万6,000円を計上いたしました。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、歳出の款別予算表でございます。

歳出も、歳入と同様、前年度比4.4ポイント、9,700万円減の21億2,700万円を計上いたしました。歳出予算構成比をグラフにしたものを中段に載せてございます。

1款総務費につきましては、職員7名の給与費、臨時職員の賃金のほか、介護保険コンピューターシステムの法改正対応のための改修、維持管理、保険料徴収のための印刷、発送等の事務的経費、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っています介護認定調査及び介護認定

のための事前調査に要する経費など、前年度比6.1ポイント、543万円増の9,464万8,000円を計上いたしました。

2款保険給付費につきましては、歳出全体の90.4%を占めております。65歳以上の第1号被保険者は毎年増加傾向にある中、65歳未満が減少する傾向にあつて、高齢化が進んでおります。予算計上に当たりましては、第7期介護保険事業計画の推計及び実績をもとに、前年度比5.3ポイント、1億796万6,000円減の19億2,291万2,000円を計上いたしました。主な内訳といたしましては、1から5までに記載したとおりでございます。

次に、3款財政安定化基金拠出金は、存目計上となっております。

4款基金積立金につきましては、基金利息の積み立て分1万3,000円でございます。

5款地域支援事業費は、地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業、認知症総合支援事業などを実施するもので、前年度比6.1ポイント、602万4,000円増の1億537万1,000円を計上いたしました。

主な内訳といたしましては、介護予防・日常生活総合支援事業の5,219万円、一般介護予防事業費の817万7,000円、地域包括支援センター運営事業委託費の2,701万1,000円、任意事業の配食サービス事業470万円、家族介護用品支給事業（紙おむつ）588万5,000円、介護給付適正化事業のシステム保守事業委託料103万7,000円、認知症初期集中支援チーム運営委託料333万円を計上いたしました。

6款公債費は存目計上です。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料還付のために205万4,000円を計上いたしました。

8款予備費は、昨年度と同額の200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比4.4ポイント、9,700万円減の21億2,700万円を計上したものでございます。

6ページ、7ページにつきましては、介護保険事業の現況を参考資料として添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で、平成30年度横芝光町介護保険特別会計当初予算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長 林 雅弘君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第30号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） それでは、議案第30号 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、資料5をごらんいただきたいと思います。

平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計当初予算（案）の概要でございます。

概要書の1ページでございますが、予算案の概要でございます。

現在の処理施設への接続率は、人口ベースで55.0%でございます。引き続き、地元の維持管理組合役員の皆様のご協力をいただき、農業集落排水事業の目的達成と財源確保のため、接続利用パンフレットを配布するなど、普及啓発活動に努めてまいり所存でございます。

歳出の面では、建設事業費に対する起債の償還金が予算全体の66.8%を占めており、平成46年度までの償還となっております。

このような状況を踏まえ、平成30年度の予算編成をいたしましたところ、歳入歳出予算の総額は5,270万円となり、前年度当初予算と比較しますと890万円、率で14.4%の減額となりました。

2ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金は、前年度と同じ2,000円の存目計上でございます。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の185件の一般世帯と4施設の使用料883万6,000円の計上で、前年度と比較し17万1,000円、率で1.9%の減額でございます。

3款繰入金は、4,286万1,000円の計上で、前年度と比較して72万9,000円、率で1.7%の減額でございます。

4款繰越金は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

5款諸収入は、雑入での存目計上でございます。

県支出金は、中台、木戸台地区の農業集落排水施設の機能診断及び最適整備構想策定業務委託が平成29年度単年度事業であったため、皆減となりました。

続いて、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況でございますが、1款総務費は、592万9,000円の計上で、前年度当初予算額と比較して17万円、率で3.0%の増額となっております。人件費、各種負担金等の一般管理費で、職員の給与、手当等を計上したものでございます。

2款事業費は、1,053万1,000円の計上で、前年度当初予算額と比較し907万1,000円、率で46.3%の減額となっております。汚泥を発酵処理し、安全な農地還元を行うための費用や光

熱水費、通信運搬費、維持管理費などを計上させていただきました。減額の主な要因は、歳入の状況で説明させていただいたとおり、施設の機能診断及び最適整備構想策定業務委託が平成29年度単年度事業であり、皆減となったことでもあります。

3款公債費は、3,524万円の計上で、前年度当初予算額と比較し1,000円の増額で、建設事業費に対する借入金の償還の元金2,839万6,000円、償還金の利子684万4,000円を計上したものでございます。

4款予備費につきましては、昨年度同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第31号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 熱田雅之君登壇〕

○食肉センター所長（熱田雅之君） それでは、議案第31号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

資料の6、予算（案）の概要の1ページをごらんください。

平成30年度の歳入歳出予算額の総額は、1億9,000万円となり、前年度当初予算額と比較いたしますと600万円、率にして3.3%の増額となりました。

まず、歳入でございますが、1款歳入の大宗をなす事業収入は、対前年996万8,000円増の1億5,857万7,000円の計上でございます。と畜頭数は、豚が12万頭、牛3,100頭を見込みまして、各種の使用料を算定してございます。

2款県支出金は、対前年16万6,000円増の209万2,000円の計上です。県からと畜合格した枝肉への検印押印を1頭17円で作業委託されているものでございます。

3款財産収入は、財政調整基金利子で存目計上でございます。

4款繰越金は、1,899万円の計上で、対前年96万6,000円の増額でございます。

5款諸収入は、20万円の計上です。

6款繰入金は、一般会計からの繰入金14万円と財政調整基金からの繰入金1,000万円でございます。基金繰り入れは、浄化槽の汚泥かき寄せ機の修繕工事のほか、各種機械の維持補修費に充当するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、総務費8,559万6,000円の計上で、対前年485万2,000円

の増額でございます。主なものは、一般職員9名分の給与費6,511万7,000円、委託料243万円、負担金補助及び交付金が536万7,000円、それから公課費、これは消費税でございますが、617万4,000円でございます。

2款施設管理費は、8,828万4,000円の計上で、対前年114万8,000円の増額でございます。施設管理関係の主なものとしたしましては、燃料費1,153万4,000円、光熱水費4,606万4,000円、この2点につきましては、原油の高騰によりまして電気量、それからA重油等の値上がりによるものが大きな要因と考えております。修繕費1,065万5,000円、浄化槽余剰汚泥堆肥化委託料などで824万3,000円、原材料費366万5,000円です。施設整備関係は278万7,000円の計上でございまして、排水処理施設の汚泥かき寄せ機の修繕工事を予定してございます。

3款公債費は、1,311万9,000円の計上で、前年と同額でございます。現在、借入れ数は4口でございます。

4款積立金は、財政調整基金で存目計上でございます。

5款予備費は、300万円の計上でございます。

以上、議案第31号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 熱田雅之君降壇〕

○議長（川島勝美君） 議案第32号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 小川義則君登壇〕

○東陽病院事務長（小川義則君） それでは、議案第32号 平成30年度横芝光町病院事業会計予算について補足説明をさせていただきます。

資料の7の平成30年度病院事業会計当初予算（案）の概要をお願いいたします。

まず、1ページであります。今年度の経営状況につきましては、診療単価が向上していることや入院患者数が増加していることから、総体的な医業収益は大幅な増収となる見込みでございますが、町立病院として、今後さらに地域の医療ニーズに応え、安定した病院運営をしていくためには、医師の確保が最重要課題であると考えております。平成30年度予算では、引き続き医師確保対策に傾注するとともに、地域包括ケア病床を有効活用するなど、医業収益の増収を見込み計上したところでございます。

一方、費用につきましては、利便性の向上を図るため、施設改修工事や経費につきましては、さらなる削減を推進し計上いたしました。

初めに、収益的収入及び支出予算であります。予算総額は収入支出ともに15億6,365万

円を計上いたしました。

1 款 1 項の医業収益は、1 日平均患者数を入院で75人、外来で172人を見込んだほか、救急医療に係る一般会計繰入金、輪番制当番医受託収益や室料差額、健診、人間ドック収益等で総額11億4,880万2,000円を計上いたしました。入院及び外来患者数1人当たりの診療単価の増を見込んだことから、前年度比較で8,727万円の増を見込んでおります。

2 項の医業外収益は、一般会計繰入金、匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益、売店収益等で総額4億1,484万6,000円を計上しました。前年度比較では1,612万円の減額計上となっております。

3 項の特別利益は、窓口計上でございます。

次に、2 ページの中段から3 ページにかけてであります。支出になりますが、1 款 1 項の医業費用の総額は、15億4,478万6,000円を計上いたしました。給与費については、医師7名、医療技術員15名、看護師52名、事務員9名、労務員19名の計102名の正職員のほか、パート医師等臨時職員の人件費となっております。材料費は、診療に係る薬品、医療材料等があります。経費は、診療以外にかかる消耗品や光熱水費関係、各種機械のリース料及び保守点検料、各種業務委託料等が主なものでございます。

そのほか、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護の訪問看護に係る経費等を計上いたしました。医療スタッフの増員による給与費や業務委託料などが増加したほか、医療機械の更新により減価償却費が増額となり、前年度比較で7,400万5,000円の増となりました。

2 項の医業外費用の総額は、1,786万2,000円を計上しました。支払利息及び企業債取扱諸費は、長期資金11件の利息返済、その他雑損失は、貯蔵品に係る消費税雑支出額を費用として計上し、そのほかには、売店費用等は実績をもとに算出いたしました。前年度比較では285万5,000円の減となっております。

3 項の特別損失は、存目計上で、4 項の予備費は、前年同様の100万円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出予算であります。収入総額は1億3,277万9,000円、支出総額は2億2,982万6,000円を計上しました。

収入の1 款 1 項企業債は、存目計上で、前年度はデジタルエックス線テレビシステム更新財源4,590万円を計上していたため、ほぼ100%の減額となっております。

2 項の出資金は、一般会計繰入金及び匝瑳市負担金で1億3,277万6,000円を計上しました。

企業債償還金に伴う一般会計出資金が増加し、前年度比較で2,527万6,000円の増となっております。

3項の補助金は、存目計上でございます。

次に、4ページの支出であります。1款1項建設改良費は、水治療室及び検査科改修工事など院内施設の改修工事のほか、上水道揚水ポンプ更新工事と各種医療機器の購入で3,750万1,000円を計上しました。これも前年度は高額なデジタルエックス線テレビシステム更新事業を計上していたため、前年度比較で6,394万4,000円の大幅な減となりました。

2項の企業債償還金は、長期資金10件の元金返済で1億9,232万5,000円を計上し、前年度比較で2,396万8,000円の増となりました。

支出に対し収入が不足する9,704万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

続きまして、5ページの繰入金の状況でございますが、平成30年度の繰入金の総額は、前年度と同額の4億5,537万円でございます。内訳といたしましては、町の一般会計から4億3,000万円、匝瑳市から2,537万円となっており、収益的収入では、救急医療の確保に要する経費からその他運営費負担金までの8項目、資本的収入は、2項目で、繰り出し基準の各項目ごとに金額を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、収益的収入の3番目、高度医療に要する経費は1,000万円以上の高額医療機器の維持経費を、5番目の経営基盤強化対策は医師の確保対策や研究研修に係る経費を、6の財政再建企業等は職員の基礎年金拠出金に係る公的負担が主なものとなっております。また、8のその他運営費負担金は、資本的収入に係る繰り入れのうち基準外部分を算定いたしましたので、ご理解のほどお願いいたします。

以上で、議案第32号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 小川義則君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長（川島勝美君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月3日から3月6日までは、議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月6日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の日程はこれをもって終了します。

3月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 5時06分)

3 月 定 例 会

(第 2 号)

平成30年3月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮菌博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋藤順一君
8番	森川忠君	9番	川島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	市原成一君	企画財政課長	大木良夫君
空港・地域 振興室長	平山貴之君	環境防災課長	川島敏彦君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	萩原浩己君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	堀越健一君

福祉課長	林 雅 弘 君	健康こども長	椎 名 淳 君
食肉センター長	熱 田 雅 之 君	東陽病院長	小 川 義 則 君
会計管理者	秋 葉 義 臣 君	教 育 長	齋 藤 明 君
教育課長	椎 名 富士男 君	社会文化課長	川 嶋 修 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長	郡 司 民 夫	書 記	椎 名 晴 美
-----	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎一般質問

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 宮 園 博 香 君

○議長（川島勝美君） 通告順に発言を許します。

宮園博香議員。

〔3番議員 宮園博香君登壇〕

○3番（宮園博香君） 改めましておはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、宮園博香が、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

4年に一度のスポーツの祭典、冬季オリンピックが2月9日から25日までの17日間にわたり、韓国の平昌で行われましたが、日本選手の活躍は目を見張るものがあり、金銀銅合わせて13個のメダルを獲得するなど、私たちに夢と大きな感動を与えてくれました。改めてスポーツのすばらしさを感じさせられました。欲を言うなれば、スポーツ健康都市宣言をしている当町からも、将来オリンピックに参加できるような選手が出てくることを切望するものがあります。

さて、町当局におかれましては、年度末を迎え、今年度のまとめや来年度に向かっの準備、さらには成田空港のさらなる機能強化への対応など、非常に忙しいことと思います。しかしながら、今まさに町の力を試されるときであり、地域間競争を勝ち抜く絶好のチャンスであります。

真のふるさとを一刻も早く築くためにも、職員の英知を集結し、住民の負託に応えられるように頑張ってくださいことを大いに期待するものであります。

それでは、大綱4点について質問させていただきますが、今回の質問は、いずれも過去に

何度となく質問しておりますが、明確な答弁をいただけていないことから、確認の意味を含め行いますので、よろしくお願いいたします。

大綱1点目としましては、町長の政治姿勢についてであります。

町長は、町民の視点に立つというスローガンを打ち出していますが、私には理解できません。今の状況は自分目線で少しの汗も流していないように見えてなりません。そして、都合が悪くなると、議会と十分協議するなど発言するほかは、貝のようになってしまいます。

それらを踏まえ、3点についてお伺いするものであります。

1点目として、横芝光町産直交流施設（道の駅）はどのようになったのかお伺いします。

私は、再三にわたって、当初、町がふれあい坂田池公園に横芝光町産直交流施設（道の駅）を建設するのは、計画に至るまでのプロセスや町の将来の財政負担等、負の財産になる可能性が強く想定できることから反対と言ってきました。今年度は、会議等の経費は計上してあるものの予算を執行していないということは、ふれあい坂田池公園で産直交流施設（道の駅）を建設するのは断念したのか、町長にお伺いするものであります。

2点目として、農業振興のための町単独による無利子の融資制度の創設についてお伺いします。

平成29年6月定例会時の回答では、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金があるので、現時点では創設の予定はないとの答弁でありました。しかしながら、平成29年12月定例会時の回答では、1回目の答弁は回答になっていなかったもので、2回目に私が、大きな利息が見込めない現状にある財政調整基金の一部を活用し、農業で生計を営んでいこうとするやる気のある者を育成するための具体的な施策として実践してみてはという問いかけに、町長は前向きに検討する価値があると回答していますが、どのように考えているのかお伺いするものであります。

3点目として、ふれあい坂田池公園野球場の改修についてお伺いします。

平成29年9月定例会時の回答では、町長及び教育長が、ふれあい坂田池公園の中でも陸上競技場、テニスコート及び野球場はメイン施設であると思っているということであり、今後の整備について、施設の状況や財政状況等を考慮しながら、改修内容、実施時期などを慎重に検討していかなければならないと回答していますが、現在検討はしているのか、その結果、いつごろの改修になるのか、町長にお伺いするものであります。

続きまして、大綱2点目の、成田空港問題についてであります。

成田空港圏自治体連絡協議会での結果を踏まえた、千葉日報の2月20日付の記事、それを

受けて議会議員全員協議会での説明についての町当局の対応について評価するとともに、飛行時間の見直し等をしてくださいました、国、千葉県及び成田空港株式会社に感謝をするとともに、敬意をあらわすものであります。

しかしながら、2月28日、3月1日の両日に行った住民説明会、3月2日に行われた議会議員全員協議会では、せっぱ詰まった状況にありながら、町長が自分の考えを何も示せなかったことにより、現在大きな混乱を招いています。また、成田空港圏自治体連絡協議会構成市町からも不信感を抱かれていることと思います。構成市町と同じ土俵に乗ることができなくなると、当町の発展、さらには空港南側地域の発展はありません。時期を見失うことなく、町長の明確な考え方を国、千葉県、NAA、成田空港圏自治体連絡協議会構成市町に伝え、飛行時間の延長という問題、当町が要望した9項目の実施、周辺対策交付金の獲得に全力を尽くすことが一番大切であると思いますが、それらを踏まえ、2点についてお伺いいたします。

1点目として、成田空港周辺の地域づくりに向けた検討事項9項目の実施見通しについてお伺いします。

2点目として、成田空港の機能強化に伴う周辺対策交付金についての要望額はどれくらいを想定しているのかについて、お伺いいたします。

続きまして、大綱3点目の行財政運営について、お伺いします。

平成28年度を目標年度として、町長は、聖域なき行政改革当初予算を10億円削減し、当初予算90億円という編成方針を打ち出しているわけではありますが、平成30年度の一般会計の当初予算額は103億3,500万円であります。そして30年度の予算編成方針でも、次世代のために聖域なき行政改革としております。その場しのぎで矛盾に矛盾を重ねた結果が、30年度予算として提案されております。非常に残念でなりません。と同時に、町長は予算編成というものをどのように捉えているのか、疑問しか生じてきません。何か質問すると、事業再構築検討委員会で協議しますという回答がよく返ってきます。この委員会がしっかりと機能しているかも疑問が残ります。

そこで、2点についてお伺いするものであります。

1点目として、各種補助金はどのような考え方により計上したのかについてであります。

各種補助金については、既得権にならないように、しっかりした考え方で見直しを行うということでしたが、いまだに手をつけていない状況が30年度予算でも見受けられます。特に、一部の団体においては、運営費補助金がかなり増額になっているなど、理解できない項目も

見受けられます。

そこで、各種補助金はどのような考え方により計上したのか、お伺いいたします。

次に、2点目として、各種施設の使用料の見直しはどのようになっているかについてであります。平成27年12月定例会で、手数料の見直し案が提案された際、私から、手数料の見直しだけ行うのは片手落ちであり、使用料の見直しも行うべきではないかと質問しました。そのときの回答として、使用料の見直しについては検討中であり、施設ごとの白書なるものを作成し、客観的なデータをもとに、きめ細かな配慮をしつつ、見直し作業に取りかかりますという答弁をいただいております。合併をした近隣市については、いずれも見直しを行い、現在に至っておりますが、なぜ当町だけでできないのか、残念でなりません。

そこで、各種施設の使用料の見直しはどのようになっているのかについて、お伺いいたします。

続きまして、大綱4点目の人事についてお伺いいたします。

人事についても、幾度となく質問をしていますが、いまだにうまくならないように見受けられてなりません。といたしますのは、言うまでもなく人事は町長に与えられた特権であります。なのに、今年度も幹部職員が定年を待たずに退職する状況にあります。定年制が延ばされることや、年金の受給年齢も延びていることなどから鑑み、私は異常事態がいまだに解消されていないのか懸念をしているところであり、このようなことからいつまでたっても組織が一枚岩になれない原因だと思います。

そこで、1点目として、今年度も定年前に幹部職員が退職しますが、町長はこの状況をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

2点目として、今の人事評価制度は、減点方式のように思えてなりません。独自に考え出し、職員を評価する加算方式も導入しないと適正な評価ができないと思いますが、人事評価制度は、定期人事異動の際、どのように活用されているのか、お伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明確な答弁をお願いいたします。

〔3番議員 宮菌博香君降壇〕

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、宮菌博香議員からのご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのうち、横芝光町産直交流施設はどのようになったのか、成田空港問題について、人事についてのうちの今年度も定年前に幹部職員が退職するが、町長はこの状況をどのように捉えているのかのご質問にお答えさせていただきます、その他のご質問につきましては、各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、横芝光町産直交流施設はどのようになったのかですが、平成29年3月末に横芝光町産直交流施設基本計画を作成し、本年度から建設に向けての準備委員会を設置し、運営形態や事業化計画などの具体的な検討を行う予定でしたが、横芝中学校の学校説明会でのご意見や、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議でのご意見、生産者等の組織化、育成及び建設費用など多くの課題により苦慮している状況でございます。

また、地方創生事業で採択されました新たな交流拠点、駅前情報交流館「ヨリドコロ」が来月開館の予定でございますが、町の活性化のための情報発信や移住定住の促進など、産直交流施設計画の趣旨や目的に合致する部分がございますので、この情報交流館の成功を優先させたいと考えているところでございます。

さらには、成田空港のさらなる機能強化に関する地域振興策や圏央道の開通など、当町を取り巻く環境が大きく変化することが予想されている今後の状況を十分見据えながら、産直交流施設については慎重に進めていく必要があると考えております。

次に、成田空港問題に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、当町から要望いたしました検討事項9項目について申し上げます。

1月19日の議会議員全員協議会においてご了承をいただき、1月25日に議長と私の連名で、9項目の中、とりわけ道路整備、工業団地の誘致、河川改修等の治水対策の3項目について、成田空港周辺の地域づくりに関する基本プランの中で、今後、積極的に位置づけることをお願いしたい旨の要望書を議長初め、町議会代表4名と私で、千葉県知事に直接手渡しました。

検討事項9項目の実施見通しは、成田空港のさらなる機能強化案に対して、町の態度を決める一つの要素であることから、2月19日に開催された成田空港圏自治体連絡協議会の席上で、1月25日に県知事へ要望した内容への対応を質問いたしました。千葉県総合企画部長からは、町からの要望事項については、事業の具体化に向け最大限努力するとの前向きな答弁を得たところでございます。

次に、周辺対策交付金について申し上げます。

現段階で要望額をお示しすることは、他市町との兼ね合いもあり、適当でないと考えておりますが、成田国際空港株式会社とは個別に調整を進めています。当町からは、第1に、騒音世帯数の増加を考慮し、かつ、現状より騒音対策の充実が図られる金額を確保すること、第2に、新しく設けられる地域振興枠については、財政力などを考慮して当町へ重点的に配分することを要望しているところでございます。

なお、関係市町では、周辺対策交付金の配分に当たっては、空港圏自治体の均衡ある発展に適切に配慮することが共通理解となっていて、当町の事情を考慮していただいていると感じているところでございます。

次に、人事の、今年度も定年前に幹部職員が退職をするが、町長はこの状況をどのように捉えているのかについてお答えさせていただきます。

当町にも、職員の後任の育成を図り、町政の効率的運用を期すことを目的として、職員の退職勧奨に関する規定がございますが、経験を積んだ幹部職員が早期に退職することはまことに残念に思うところであり、幹部職員に限らず、職員には、事情が許す限り定年まで勤め上げてもらうことを望んでおります。

しかしながら、定年前に幹部職員が退職することは、個々の職員の職業観や生き方にも大きくかわる人生設計の一つの過程と考えております。退職希望は、退職する職員本人が退職後の生活設計や身の振り方について考慮し、導き出した結論でありますことから、これを尊重すべきと考え、やむを得ず退職を認めているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 早川典男君登壇〕

○産業振興課長（早川典男君） 私からは、宮菌博香議員からご質問の、農業振興のための町単独による無利子の融資制度の創設についてにお答えいたします。

6月議会の一般質問においてもお答えさせていただきましたが、現在、農業融資制度として、農業者の方が多く利用しているものとして、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金があり、どちらも利子補給制度により、事実上の無利子化、低金利化となっており、充足されていると考えております。したがって、現時点では創設の予定はありません。

しかしながら、町基幹産業である農業の担い手としての活躍が期待される経営体に対し、国・県の事業も活用しながら、今後も支援してまいりたいと考えております。

〔産業振興課長 早川典男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 川嶋 修君登壇〕

○社会文化課長（川嶋 修君） 私からは、宮菌博香議員の大綱1点目、ふれあい坂田池公園野球場の改修についてお答えいたします。

9月議会定例会で宮菌博香議員からの一般質問の、ふれあい坂田池公園野球場の整備について答弁させていただきましたが、当町には、このほかにもスポーツ施設が数多くあり、ほとんどが老朽化している問題を抱えております。これらの施設を管理するに当たっては、優先順位を考え、計画的に修繕を行っており、ふれあい坂田池公園野球場も他の施設と同様に部分的な補修で対応をしております。

当野球場の改修につきましては、全体的な改修も視野に入れて考えなければなりません。今後、各施設の個別管理計画を作成し、施設の状態や財政状況などを考慮しながら、改修内容、実施時期などを検討していきたいと考えます。

〔社会文化課長 川嶋 修君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私からは、宮菌博香議員ご質問の大綱3点目、行財政運営についてお答えいたします。

初めに、各種補助金はどのような考え方により計上したのかについてですが、各種補助金の要求に当たっては、平成30年度予算編成方針におきまして、横芝光町補助金等交付基準及び見直し基準に基づき交付内容を検証し、目標を達成したものと効果が薄れたものは、積極的に廃止、休止、縮小等の見直しを検討することとしており、各所属において、この基準に照らし合わせ、各種団体等の収支状況や事業内容等の確認を行い、精査した上で予算要求を行うことといたしました。

予算計上に当たっては、提出を求めました平成30年度予算要求、補助金交付事業決算額確認表をもとに、各種団体等の繰越金の状況や事業内容及び事業効果等についてヒアリングを行い、予算に反映させております。

しかしながら、各種団体等運営費補助金につきましては、各種団体等の運営費に他団体等からの負担金や会費、事業補助費等を含んでおり、一概に繰越金の状況だけで補助金の適正額を判断することが困難でありましたことから、今後、横芝光町補助金等交付基準及び見直

し基準の徹底とあわせて、前年度繰越金の多い団体については、一定の基準を設け、見直しを図ってまいります。

次に、各種施設の使用料の見直しはどのようになっているのか、についてでございますが、当町ではさまざまな使用料がありますが、町内の施設や他市町村の類似施設を基準として設定されたものや、市町村合併時に低い方に合わせて設定されたものなど、長年見直しされていないのが現状でございます。手数料につきましては、平成28年4月に改正したところでございますけれども、行政サービスにおける受益者負担のあり方や負担額の設定根拠を明確にし、使用料の公平性、適正化を図っていく必要があると考えているところでございます。

見直しについては、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら進めることとしておりますので、今後、各施設の個別計画の作成とともに検討してまいります。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 総務課長。

〔総務課長 市原成一君登壇〕

○総務課長（市原成一君） それでは、私から、宮菌博香議員からの大綱4点目の人事についてのご質問のうち、人事評価制度は、定期人事異動の際、どのように活用されているのかについて、お答えさせていただきます。

当町の人事評価制度は、平成22年度に制度設計をした当初から、主に人材育成を目的とし、職員のスキルアップを図るための材料として活用しております。

また、平成28年度の地方公務員法改正に沿うよう、能力本位の任用、勤務成績を反映した給与、厳正・公正な分限処分などの措置を講ずるため、庁内で十分に検討を重ね、順次、具体的な実施に向け取り組んでおります。

宮菌議員ご質問の、定期人事異動の際の人事評価の活用につきましては、個々の職員の政策形成能力、職務遂行能力、指導育成能力、さらには住民対応能力や知識・技能能力などの能力特性で評価結果に差異がございますことから、各課等の人的バランスを考慮する際の参考とさせていただいております。

〔総務課長 市原成一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、答弁者が多岐にわたっておりますが、私の質問の順序に基づいて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

最初に、町長の政治姿勢の1点目の産直交流施設（道の駅）の関係なんですけれども、横芝中学校の学校説明会、創生会議での意見、生産者等の組織化等、いろいろ問題があるということであって慎重に進めていくと、しかしながら、今、ヨリドコロのほうを優先していくということでありましたが、誰にでもわかるように、それでは、今、その計画は今後どのようになるのかというのを誰にもわかりやすく理解できるようにお答えいただければありがたいなと思っております。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 基本計画を策定し、それを進めていったわけでありましてけれども、近隣、特に横芝中学校のほうからいろいろと問題点を指摘されたり、今、議員がおっしゃられたようなもろもろの問題があります。

さらには、大変有利な財源を持つことによって、駅前のヨリドコロ、駅前情報交流館を今進めている事業の中で、それをまず優先させていきたいということが一つ。

それともう一つは、最後にお答えさせていただきましたとおり、ただいま圏央道が非常に急ピッチなスピードでつくられております。進められております。

さらには、成田空港のさらなる機能強化による当町における地域振興の問題についても、大きく今、この検討委員会が発足当時の後に、そのように当町が取り巻く環境が非常に大きく変わっている現在、やっぱり立ちどまって、もう一度考え直し、中止をしたわけじゃなくて、それは立ちどまって、やはり限られた財源の中で最大の効果を発揮しなければならない、そしてまた、地域産業発展のために導いていかなければならないものではあるものの、やっぱりしっかりとした考えのもと、これを進めていかなければならないということから、そのようになったということでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、くどくなつて大変恐縮なんですけれども、今でも、産直交流施設（道の駅）は設置する考えがあるのかということであれば、あるという考え方でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど申し上げさせてもらったとおり、非常に環境が大きく変わることが予想される中で、今の段階で、やるやらないの判断は、今後また検討委員会等に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） いつもと同じ答弁なのかなと思っております。

それでは、もう一度聞きますけれども、ふれあい坂田池公園内に設置することはどうなんですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それも含めて、一度やはり見直しをする、もう一度見直しをする必要は選択肢として残しております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、産直交流施設については、いろいろな諸条件が変わってきたことから、再度検討するけれども、その案の中には坂田池公園内に設置する考えを持っていると、それも一案としてあるという考え方でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのとおりでございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） わかりました。

それでは、2点目の、農業振興のための町単独による利子補給の融資制度の創設についてありますが、残念ながら産業振興課長のほうからは、平成29年6月議会定例会と同じ回答で、現時点では創設の予定がないというご答弁をいただきました。

そうしますと、平成29年12月の定例会での町長の答弁で、前向きに検討する価値があると回答していただいているのですが、それについてはもう全然、今、考えていないのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、産業振興課長から壇上で答弁させていただきましたけれども、やはり別のメニューで無利子、実質的に無利子のメニューがあるということがまず第一、それと、やはり行政が融資というようなものについては、審査等いろいろと技術面で難しい問題があるということを検討した結果、そのように判断させていただきました。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮藺博香君） では、検討した結果、やらないという考えだということによろしいですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのとおりでございます。

○議長（川島勝美君） 宮藺博香議員。

○3番（宮藺博香君） それでは、3点目のふれあい坂田池野球場の整備であります。

課長が言われましたように、施設の状態や財政状況を考慮しながら検討していく、そのとおりだと思います。

しかしながら、ご存じのように町の財政状況は決していいものではありません。財政調整基金もありますけれども、今、黙っていれば、そのうちになくなっていっちゃうし、また、大きな施設整備は、だんだんに時がたてばできなくなってきてしまう現状にあります。

しかしながら、一方では、最初、私が言いましたように、町長も教育長もふれあい坂田池公園は他に誇れるすばらしい施設であると、それで、その中でもまた、陸上競技場、テニスコート、野球場はメイン施設であるというふうに考えているというようなご答弁をいただいております。

そうしますと、財源がなくなってくれば、まずできない。そうすると、可能性は薄れてきてしまう。しかしながら、施設は、そういうふうに誇れるという中でも、かなり老朽化してきている。ということであれば、ある程度施設整備についてはスピード感をもって行う必要性というのは当然あるかと思えますけれども、その辺についてはどのように考えているのか、町長でも課長でも教育長でも結構ですから、ご答弁いただければありがたいなと思っています。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど、宮藺議員おっしゃられるように、坂田池運動施設は、野球場、陸上競技場、そしてテニスコートと、本当にもう近隣では誇れる施設だというふうに認識しております。その中で、やはりその一度にそれ全てを改修というのは難しい中で、今年度、1億数百万円をかけまして、テニスコートの全面改修を先日終了することができました。やはり計画的に行って、財政の許す範疇の中で、やっぱり計画的に進めていかなければならないし、近い将来、野球場についても、そのように大規模な改修が必要であるという認識は十分ございます。

また、坂田池のテニスコートの改修につきましては、国の有利な財源も獲得できた部分も

ございますので、その財源獲得にも今後しっかりと対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、町長から答弁ありましたように、すばらしいテニスコートができ上がって、私はまた他に誇れるいいものになったのかなと思っている一人であります。そして、今、野球場の関係については、近い将来、いい言葉ですね、近い将来、そうすると、言ってみれば、いつかというのは全然めどが立っていないというようなことでよろしいのか、再度確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 改修時期につきましては、具体的な年度はまだ立っておりません。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、大綱2点目の、成田空港問題について再質問したいと思います。

壇上でも申し上げましたけれども、当町の発展、さらには空港南側地域の発展を考えた場合、成田空港との共生共栄を避けて通ることはできません。

先ほど、町長からも答弁がありましたように、千葉県からは、地域振興策について事業の具現化に向け最大限の努力をする。また、空港会社のほうからも、地域周辺対策交付金については、いろいろな要望を加味した中で対応していくということでもありますので、やっぱり私が思うには、町長がしっかりした考え方を出して、構成団体と同じ歩調で歩まなければ、私は当町は今後非常に厳しい状況になってくるのではないかなと、逆に、そういうようなことが、多くの住民の皆さんも期待していると思うんですけれども、それらを踏まえて、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 成田空港のさらなる容量拡大が当町の発展につなげなければならないということは、当然のことではございます。また、その中において、この9市町で構成されている空港圏自治体連絡協議会の中で、やっぱり今回の容量拡大の問題は、当町に及ぼす騒音の影響が極めて大きい、そういう状況の中で、やはりこの騒音問題についても、やっぱり

しっかりと対応しつつ、この地域振興もあわせて進める必要があるというふうに認識しております。

その部分で、やはり町民の皆さんから、いろいろとアンケート等意見をお伺いしているところがございますので、その中で進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、町長、せっぱ詰まった状況にあるにもかかわらず、自分の考え方はいまだに示さないというお考えだということで認識させてもらってよろしいのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そのせっぱ詰まった状況というのが、ちょっと私には理解できないのですが、やはりこれはしっかりと将来に禍根を残すことなく進めていくべき大きな問題でございます。その辺の部分重重々ご理解いただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、町長は、今の状況をせっぱ詰まった状況と認識していないという考え方でよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まだまだ大きな反対の声もあります。

それは、単純にこの容量拡大の反対の問題だけではなく、時間帯の問題、スライド運用の理解が進んでない等々ある中で、まだまだ町民の皆さんが本当にあの大きな騒音を未来永劫にわたって引き受けなければならない当町の状況というのは、千葉県においても、国においても、空港会社においても、それは理解していただけるものと認識しております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 町長は、せっぱ詰まった状況じゃないという認識であるというのはいかがでした。

私の言いたいのは、この前、町が示してくれました将来の横芝光町の姿、非常にすばらし

いものであります。このような地域振興策ができたならば、町の将来にも大きな光明が差し込むことができるかと思えます。さらに、周辺対策交付金についても、地域振興枠を設け、かつ市町村の財政力指数等を勘案するということでありますので、住民生活に密着した各種事業を展開できるようになると思えます。

したがいまして、町長におかれましては、時期を見失うことなく、早期に英断していただきたいということを申し上げたいと思えますが、その件についてはいかがなものか、町長のお考えを再度確認したいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど来、申し上げますとおり、極めて横芝光町の将来に大きな影響を及ぼすであろう今回の問題については、拙速に答えを出すのではなく、まだまだ住民との話し合いも必要ではないかなというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 他の団体については、ある程度時間をかけた中で問題点についてはこれから塗りつぶしていくという考えの中で進んでいるかと思えますけれども、そういうものとの調整がとれなければ、横芝光町だけ取り残されてしまうというのを非常に危惧していますので、その辺を十分に踏まえていただきたいと思えます。

続きまして、大綱3点目の行財政運営についてであります。

企画財政課長の答弁の中で、補助金等交付基準及び見直し基準により、見直しを図るということでありました。ある程度具体的にお伺いしたいんですが、これはいつごろまでに見直しを行うのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） この見直し基準につきましては、29年度の年度当初に策定をいたしまして、30年度の予算編成に盛り込むというような考え方のもとに取り組んでおりました。しかしながら、壇上でも申し上げましたとおり、やはり繰越金を一つとってみても、他団体からの繰越金があるという中で、なかなかこう一概にできない部分がありました。

そういった中で、これは、今回、見直し基準につきましては、繰越金の多い少ないだけではなくて、補助金の必要性とか、妥当性とか、そういった部分で判断してやっていかなければならないということが基本でございます。

当初は、30年度の予算編成には何とかというような考え方でございましたけれども、結果的

には、取り組んでいただいた所属が確かにございますけれども、なかなか浸透してなかったというのが実態でございますので、これにつきましては、また31年度の予算編成に向けては、そういったものを徹底した中で取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） そのような前向きな答弁を私は期待しておったんです。

できなかったものであれば、その反省を生かしながら、次年度につなげていただく、まさにそのとおりだと思います。そうすれば、当初予算についても、このような100億を上回るような予算になってこない。全体的に、そういうような考え方を持ってやっぱり進めていく必要があるのではないのかなと思います。

したがって、今、課長が言われましたとおり、時間をかけてしっかりした対応をしていただきまして、来年度の予算編成に当たっては、そういうきめ細かさを持った中での編成をしていただければありがたいというふうに思っておりますので、その辺の心意気について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 心意気というようにお話でございましたけれども、私は、この3月をもちまして、退職いたします。

これについては、当然、部下もおりますので、そういった中で、次期課長、どなたになるかわかりませんが、しっかりとした形で引き継いで対応してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今の発言が残念でなりません。

私は退職するのはなくして、なしにさせていただいて、前向きに引き継いでいきますという力強いご答弁をいただきたかったわけでありまして。一言申し添えさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の各種施設の使用料の見直しはどのようになっているのか、お伺いします。

公共施設の管理計画を策定して、その個々の計画は、多分議会の答弁でもいただいているように、32年度までに策定するということでもありますけれども、それと並行して行うということであれば、遅くても平成32年度までには見直しは行われるというような考え方でいいのか、その辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 使用料につきましても、ある程度一定の基準を設けまして、それに見合うような形で、使用料の適正価格をはじき出していきたいというふうに考えております。

これにつきましては、使用料の見直しということで、この基準も、素案ではございますけれども、策定済みでございます。現に別の条例案で提案させていただいておりますけれども、駅前の情報交流館のヨリドコロにつきましては、その使用料の積算基準に、見直し基準に基づきまして算定したところでございます。

そして、時期でございますけれども、これにつきましては、平成31年の10月に、消費税の見直しが行われると、当初は29年度4月1日からの改正予定だったんですけれども、見直されるということですので、私個人的には来年度の31年度の予算編成に反映させたいなっていうような思いがございました。

ただ、消費税の見直しが年度途中でございますので、そういった兼ね合いを考えれば、10月1日で消費税の見直しと合わせて改正するのか、あるいは見直し後の32年度の予算編成に間に合わせるのかということにつきましては、今後ちょっと、その辺のところも考えながら進めていきたいなと、そういうふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今、ヨリドコロの使用料ということであったんですけれども、いずれにしても設置条例の中で私はいろんなことを危惧していたわけであり、観光まちづくり協会が指定管理者になったということは、私はほっとしているわけでありましてけれども、いずれにしても、やっぱりそういうきめ細かさを持った中でいろいろ進めてもらわなければならないということを踏まえて、そういうものをいろいろと精査していただいた中で、来年度の予算編成に反映させていただきたい。したがって、やっぱり時期を、これについても見失っていただきたくないんだということを申し添えさせていただきたいと思います。

次に、人事につきましてでありますけれども、寂しいことで、町長は退職希望を尊重するとかえ、退職を認めているというようなことでありました。もっと具体的にいろいろ言っていると思うんですけれども、余りそこまでしかとれませんでした。一言で言うと済まされると思いますが、嫌気がさしてやめていくという状況があったらと思うと心配でならないんですけれども、その辺については、どのようにお考えになっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺はご本人の感覚の問題でございますので、私から答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 町長の答弁いかんによっては言わないと思ったんですけども、それであれば、あえて言わせていただきたいと思いますが、私もよく耳にするのは、事業の実績は町長、失敗は職員の責任ということがよく聞かれる事態、適正な人事管理や人事異動はできていないものと思われま。先ほども言いましたように、人事は町長に与えられた特権があります。そういうものをしっかりと踏まえた中で対応していただきたいということをおっしゃりたいと思いますが、町長のほうから何かあればお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） どの部分で何をおっしゃっているのか、ちょっと理解ができないので申しわけございません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、町長に改めてお願いいたします。

いずれにしても、公正公平な人事に心がけていただき、職員の能力を最大限に引き出していただくことをお願い申し上げます。そして、しっかりした人事ができることにより、組織の活性化が芽生え、住民の利益につながるということを申し述べさせていただきます。

次に、人事評価制度について質問させていただきます。

人事評価制度については、課長の答弁ですと、職員のスキルアップだと、職員個々の評価結果に差異があるので、各課の人的バランスを考慮する際の参考にするということでしたが、やっぱり私が常々思っているのは、数が多い組織ではありません。考課をする、見る人については、少ない数で見たほうがしっかりした評価ができます。また、それが私は人事担当の役目なのかなというふうにも思っております。そうすれば、当然プラスの部分も見えるようになってくるだろうし、したがって、やっぱりその制度をしっかりしたものにしていくためには、より細かく、より正確にできるような体制をとっていただきたいと思うんですが、そのことについてはいかがなものか、課長の考え方があればお聞かせいただきたいと思。います。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） 私も、少ない人数、被評価者に対して評価者は少ない人数のほう
が評価が均一化されるという観点からは、ごもっともなご意見だというふうには捉えます。
しかしながら、今の評価は、業績評価、能力評価ともに、業務の実態、実績、それらのもの
をもって評価をさせていただいておりますので、一番身近な所属長がやるほうが、より正確
であるというふうには捉えています。それと、評価均一化というところが一番の課題になりま
すので、この点は、毎年毎年、評価者の研修を実施いたしまして、均一化されるように努力
をさせていただきたいと思えます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、時間のほう、まだ若干残っておりますけれども、今、当町
は、空港問題、町の将来を左右する大きなものを抱えております。それに基づきまして、町
長のタイムリーな対応をお願いすることを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終了さ
せていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で、宮菌博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時56分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 秋 鹿 幹 夫 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

[1番議員 秋鹿幹夫君登壇]

○1番（秋鹿幹夫君） 皆様、改めましておはようございます。議席番号1番、秋鹿幹夫です。
議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

まず初めに、先月25日に終了を迎えた平昌での冬季オリンピックでは、日本選手の獲得メ
ダルは金が4個、銀が5個、銅が4個と、1998年長野大会を上回り、冬季オリンピック史上
最多の総数13個となりました。私も、今回はテレビを食い入るように日本選手の活躍を拝見

し、幾度となく感動させていただきました。この健闘ぶりに、国民の皆様も感動したことと思います。個人的には関心の高かったスキージャンプの葛西紀明選手で、オリンピック単独最多の8度目の出場で、メダル獲得には至らなかったものの、4年後の北京オリンピックへ向けての続行の意思を表明するなど、何度でもチャレンジする熱い精神を学ばせていただきました。

次の夏季オリンピックは2020年。1964年以来56年ぶりとなる東京での開催ですが、選手の活躍への期待はもちろんのことですが、当町では、ベリーズ国のホストタウンを務めます。これを機に、双方の関係を深め、観光振興や地域活性化、グローバル化に発展できるように、期間中含め、オリンピック終了後も、しっかりとサポートしていただきたいと思います。

さて、今回通告いたしました質問は、大綱3点でございます。

大綱1点目、男女共同参画の推進についてであります。

当町の計画は、平成21年1月に、平成21年度から平成30年度までの10カ年を計画期間として、7つの基本方針を掲げて策定されております。男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指しておりますが、来年度は次回の計画の策定期間となります。これまでどのような効果があったのか、また、2015年12月議会の私からの一般質問で、これに関する質問をいたしておりますが、その後の状況を確認させていただく意味でもお伺いするものであります。

(1) 第1次計画の効果、検証結果について。

(2) 女性職員、女性管理職登用促進の成果と今後の課題について。

(3) 町内企業での取り組みの成果と今後の課題について、質問いたします。

続きまして、大綱2点目は、人口増加に向けての施策についてであります。

日本創成会議人口減少問題検討分科会の推計による、消滅可能都市896自治体がございますが、皆様もご承知のとおり、当町も該当しております。全国自治体の約半数にその可能性があるということですが、この現状を脱却するためには、相当の努力とそれに伴う実効性の高い施策が必要かと思われます。当町も創生総合戦略を含め、頑張っておられると思いますが、現状はどうか。

(1) 当町の合計特殊出生率の現状について。①これまでの取り組みによる効果について。

また、(2) 過去3年間の転出者、転入者の推移をお伺いいたします。

次に、(3) 転出者、転入者アンケートの検討結果についてであります。転入、転出に伴う業務は、住民基本台帳法の規定にのっとり行われていることは承知しておりますが、

2016年3月議会で同様の質問をさせていただき、執行部の答弁として、調査用紙の配布など、実施可能なものについては各課で協議、検討するとのことでした。私は、現状を把握するための有効な手段と考えておりますので、確認のため、お伺いするものであります。

続いて、(4)創生総合戦略の事業を含め、町内への人の流れは増加しているのかであります。人口増加率トップクラスの自治体を見ると、定住人口をふやすためのさまざまな施策を行っております。また、観光やイベントなどに力を入れ、交流人口をふやす努力をされている自治体もございます。創生総合戦略の基本目標2に新しい人の流れをつくるとされ、各事業を行っておりますが、当町の現状はどうか、お伺いいたします。

最後、大綱3点目は、成田空港機能強化案についてであります。

毎回、同じような質問でしつこいかもしれませんが、町の将来を大きく左右するものであります。メディアでは、編集者によって今後の見通しがさまざまな見方で報道されており、町民が混乱され、実際にはどうなったのかなどのご質問をたびたびいただきます。先般、議会議員全員協議会が開かれ、今後の方向性が協議された後ではあります。一般質問のこの場をおかりして、町長の現在のお考えをお伺いして、町民の皆様にも知っていただくというものであります。

(1) 町民アンケートの集計、分析を終えての町長のご所見。

(2) 町民アンケート分析結果の今後の活用方法について、お伺いいたします。

以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔1番議員 秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、成田空港機能強化案についてのご質問にお答えさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

成田空港のさらなる機能強化に関する町民アンケート結果については、1月19日の議会議員全員協議会において、ご報告をもって説明させていただきましたが、改めて考えてみますと、所見として次の2点を指摘できると考えております。

1点目としましては、アンケートを送付することで機能強化案を町内全世帯に周知する機

会を持つことができた。また、アンケート回収率も40%と一定の水準となり、アンケートを行った意義は大変大きかったと考えているところでございます。

2点目といたしましては、議会議員全員協議会での質疑応答の中で申し上げましたが、アンケートでは地区別あるいは年齢別など属性の違いも含めて、いろいろな角度から意見を吸い上げることができたと感じております。現状の航空機騒音、そして機能強化による騒音増加に対して、多くの町民が不安を抱いている一方で、機能強化に期待する声もあったと理解をしているところでございます。

次に、アンケート結果の活用方法ですが、町民の皆様からいただいた回答は貴重なものがありますので、十分尊重し、成田空港のさらなる機能強化に関して意見集約を図る上で重要な判断材料にしなければならないと思っています。そのような意味もあり、1月19日の議会全員協議会で、資料5として、横芝光町の未来に向けた取り組み、試み案でございませけれども、これをお示しさせていただき、この資料を2月28日と3月1日の住民説明会でもご説明させていただいたところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） 私からは、秋鹿幹夫議員のご質問の大綱1点目、男女共同参画の推進についてのうち、第1次計画の効果、検証結果についてと、町内企業での取り組みの成果と今後の課題について、大綱2点目の人口増加に向けての施策について、お答えいたします。

初めに、男女共同参画の推進についての第1次計画の効果、検証結果についてでございますが、第1次横芝光町男女共同参画計画は、平成21年度から10年間を計画期間とする、男女共同参画社会の形成に向けて施策を総合的、計画的に推進するための基本方針として策定した計画で、平成30年度が最終年度となっております。効果としては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の改正など、社会全体の男女共同参画の意識が高まってきたことや、多方面で女性が活躍する姿が見られるようになったこともあり、全体的に男女共同参画についての町民意識も変わりつつあるのではないかと感じているところでございます。

しかしながら、若い世代では男女の平等感が高まってはいるものの、職場や政治の場、社

会通念、慣習、または年代によっては依然として男性のほうが優遇されているとの意識が高いのが現状であります。計画の指標については3つ設定しておりますが、男女共同参画の言葉に関する指標は、言葉自体と大まかな内容は浸透してきたと思いますが、目標値を内容もよく知っている人としたことから、目標は達成をしております。また、男女共同参画が進んでいるかに関しましては、平成29年4月1日現在、各種審議会などの女性委員の割合は16.3%、男性または女性の一方しかいない審議会の割合が24.1%と目標値を下回っていますが、家族経営協定締結農家数については51戸で、目標値を上回っている状況にあります。

次に、町内企業での取り組みの成果と今後の課題についてですが、本計画は、当町における男女共同参画社会の形成に向けた基本方針を示すという位置づけでもありますので、町内企業での取り組みについては、あくまでも企業に自主的に取り組んでいただくことを前提としており、積極的に推進している企業を町広報紙やホームページなどで広く紹介していくこととしておりますが、企業に対し成果を求めているものではございません。しかしながら、町内企業においても男女共同参画の意識が高まり、積極的に取り組んでいる企業もございます。人々の意識が急激に変わるのではなく、粘り強い取り組みが必要ですので、今後も継続して啓発活動を行ってまいります。また、来年度は第2次計画の策定を予定しており、第2次計画は5カ年計画とし、具体的な取り組みや目標指標の設定も取り入れていきたいと考えております。

次に、大綱2点目、人口増加に向けての施策についての当町の合計特殊出生率の現状と、これまでの取り組みによる効果についてお答えいたします。

当町の合計特殊出生率の過去5年間の動向は、平成24年から1.31、平成25年1.29、平成26年1.33、平成27年1.28、直近で公表されている平成28年は1.27と、ほぼ横ばいの状態が続いています。一方、直近の全国数値は1.44、千葉県は1.35で、国や県と比較するとやや下回っています。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子ども医療費の無料化や保育料の負担軽減などの子育て支援施策を初め、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるための取り組みを実施し、出生率が増加していくことを期待しておりますが、数字的に見ると現状維持にとどまっている状況にあります。しかし、近隣自治体と比較すると、匝瑳市が1.24、多古町が1.04、山武市が1.02、芝山町が0.80と、当町は近隣自治体の中では高く、千葉県内でも中間順位、これは県内の27番目になっております。27番目を維持できていることは、さまざまな子育て支援を続けている結果と認識しております。しかしながら、現状維持では人口

が減少していくことから、今後より積極的な支援を検討していくことが必要であると考えております。

続いて、過去3年間の転出者、転入者の推移でございますが、住民基本台帳による毎年1月から12月まで1年間の人口移動を見ると、平成27年は転入が614人、転出が703人、平成28年は転入が734人、転出が744人、平成29年は転入が590人、転出が626人で、転出が転入をわずかに上回っております。

次に、転出者、転入者アンケートの検討結果についてでございますが、平成28年3月と9月の2回、千葉県が主体で、県内全市町村を対象に、転出者、転入者に対するアンケート調査が行われ、当町でも105人の方から回答をいただきました。その結果の一部をご報告いたしますと、転出の理由の上位は、仕事の都合、家庭の都合、転入の理由の上位も、仕事の都合、家庭の都合となっており、転入、転出ともに同じ理由となっております。また、転出者に横芝光町のよいところを尋ねた回答では、自然環境が豊か、治安がいい、子育て環境が整っている。悪いところは、交通の便、買い物、通勤・通学の便となっております。転入者が横芝光町を選んだ理由には、生まれ育った地域に戻りたかった、住宅価格や家賃が手ごろ、との回答をいただいております。

総合戦略が4年目を迎えます平成30年度においては、今後の地方創生施策を検討するためにも、定期的にアンケート調査を行うことが必要であると考えております。

最後に、創生総合戦略の事業を含め、町内への人の流れは増加しているのかについてお答えいたします。

過去10年の転入転出の状況から見ても、年間約600人から700人の人口移動に大きな変化はございませんが、転出者が転入者をわずかに上回る社会減少は続いております。

総合戦略とあわせて策定しました人口ビジョンで推計した総人口の目標である2040年に人口2万人を維持するためには、転入が転出を年間50人ほど上回る社会増加を維持しなければなりません。町内への人の流れを増加させるには、国の地方への新しい人の流れをつくるための施策の進捗状況にも大きく影響を受けますが、依然として東京一極集中に変化が見られない状況からすると、転出の傾向は続くものと考えられます。当町としては、創生総合戦略の各事業に影響を及ぼす社会情勢の変化を注視し、効果・検証を行いながら実施してまいりたいと考えております。

特に、来年度からは、現在建築中の横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」を町の情報発信の拠点とし、また、新たに移住定住サポートセンターを設置する予定でございますので、移住

希望者に向けたサポート体制の充実と観光情報と連携した町の魅力発信を進めてまいりたいと考えております。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 総務課長。

〔総務課長 市原成一君登壇〕

○総務課長（市原成一君） それでは、秋鹿幹夫議員の女性職員、女性管理職登用促進の成果と今後の課題についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず先に、お答えの内容は、東陽病院医療従事者を除いた回答であることをお断り申し上げます。

さて、女性職員数の状況ですが、平成29年4月1日現在、全職員212名中、女性職員は80名で37.7%を占めております。また、直近3カ年の新規職員の採用数でございますが、男性15名、女性6名となっております。

次に、女性管理職ですが、平成29年4月1日現在、課長、主幹、班長などの管理的立場にある職員49名中、女性職員は5名で10.2%となり、第4次3カ年実施計画に掲げました平成29年度の目標指数の9%を上回っておる状況でございます。

なお、当町職員を年齢別で見ますと、管理職の対象年齢となる女性職員数は、男性職員数に比べると少ない傾向にありますことから、当分の間は目標指数も現状を維持する程度になるものと考えております。

現在、国では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、いわゆる男女雇用均等法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法など、働く女性を取り巻く法整備も進み、女性の個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しております。

また、平成27年12月の秋鹿議員からの女性職員、女性管理職登用促進に関するご質問に、「女性職員の管理職登用は重要な課題であると考え、今後とも、個人の資質や特性に応じて意欲と能力のある女性を積極的に登用していく方針である」と答弁申し上げさせていただきましたが、今後もこの方針は変わらないこととございます。引き続き研修などを通じ、意欲、能力の向上を促すとともに、職場環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

〔総務課長 市原成一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 答弁をありがとうございました。

では、1点目から順を追って再質問させていただきます。

第1次計画の効果・検証についてということでございますが、今の答弁を読み取りますと、町が主体となって行っているような答弁にはなっていないような感じがいたします。私が聞いたかったことは、平成27年の12月議会で、今の企財課長ではございませんけれども、企財課長より、「男女共同参画計画につきましては、総合戦略のような毎年のPDCAは残念ながら実行しておりませんが、昨年度は計画の中間ということで、どのくらいの意識改革があったかを調べるために意識調査を行いました」、これ、平成27年ですね。「今後は総合戦略のPDCAに倣いまして、男女共同参画計画につきましても、よりよいものに改めつつ、次期の計画を行ってまいりたいと考えております」という答弁をいただいております。

それから2年以上経過しておりますが、この辺についてどのような改善を行ったのか、また、次回の計画について盛り込むようなお考えがあるのか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 第1次の男女共同参画計画につきましては、議員おっしゃるとおり、10年間ということで30年度まででございます。31年度から第2次の男女共同参画計画を策定するというので、30年度中に、次期計画を策定する予定でございます。

そういった中で、壇上でもご答弁申し上げましたように、次期計画の策定に当たりましては、今、総合戦略の中でもKPIの設定ということで、目で見える数値目標を立ててしっかりやるんだというような考え方のもとに、次期計画の中では、そういったKPIの目標設定をしながら取り組んでいきたいと、そういうふうには考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） データ取りをこまめに行って、できるだけ数字で見えるように管理されたほうがよろしいかと思ひまして、質問をさせていただきました。KPIの設定などを考えていらっしゃるということで、それで進捗のおくれとかがきちんと見えるような形で進めていただければと思います。

私も、何かヒントがないかといろいろ探してはいたんですけども、全国水準を総体的に見ると、千葉県全体が最下位に近いという水準の見方もございます。教育や民間企業の部分で下位に位置し、平均を上回っているのは女性議員比率のみ。千葉県は全国都道府県の中で唯一男女共同参画条例が定められていないというような理由なのではないかというような専門家の見方もございます。

内閣府のホームページに、市町村女性参画状況を見える化マップというものがあるのはご存じでございますでしょうか。企画財政課長。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 申しわけございません。存じ上げておりません。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 存じ上げなくても結構なんですけれども、こちらの管理職に占める女性の割合を参考にすると、八千代市、習志野市、多古町は3割に近い水準であらわれてまいります。リサーチしてみると、3市町とも、保育所の園長が管理職待遇、または病院の職員も入っているとのことで、高水準になるという見解でした。要は、余り信憑性の高い数値ではないように感じられたというお話なんですけれども。3市町とも、いずれも何らかの取り組みをされての効果ではないというお答えでした。

しかし、当町は、子育て支援に関しては水準が高いほうだと私も承知しております。この辺を軸に第2次計画期間で先進的な自治体に上げられるような町になっていただきたいと期待しますけれども、次期の計画に関して、企画財政課長、先ほど宮菌議員の一般質問で、3月に退職されるということでしたけれども、そういうことではなくて、きちっと後に申し送るという意味で意気込みをお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 当然、次期の計画につきましては、計画の話から申し上げますけれども、第1次の計画を踏襲するような考え方の中で、一応策定をしていこうというふうな考えを持っております。これにつきましては、30年度中に策定するということですので、これからどのような形で策定が一番ベストなのかというような考え方の中で取り組んでまいりますけれども、いずれにいたしましても、今後30年度の計画につきましては、外部委託をせずに、町独自の考え方を盛り込んだ中で策定をしていきたいということで、平成30年度当初予算、議案審議いただいておりますけれども、男女共同参画に関しましての委託料は計上してございません。くどいようなんですけれども、これにつきましては町に合った計画の策定ができるように努めてまいりたいと、そういうふうに考えています。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） ぜひ、先進事例なんかも参考にしながら、町が主体的に考えていただければと思います。

続きまして、女性職員、女性管理職登用促進の成果と今後の課題について、総務課長から、

以前の答弁が出てきたということは非常にうれしいことであると思います。

これにかかわらず、継続して聞いていかないと、町のほうも検討します、検討しただけではということだったので、今回は、確認の意味で質問させていただいている部分がかかなりありますので、これに関しましては、数値も若干ではありますけれども、伸びておりますし、目標のほうも達成されているということで、継続してお願いしたいということだけ申しまして、では、総務課長、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） 過去にご質問いただきました後になりますが、横芝光町特定事業主行動計画というものを定めさせていただきました。

これは、町長部局に限らず、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、要は庁内のところで、女性が活躍をできるような行動計画をつくりましょうということで、平成28年度から32年度までを計画期間に策定をしたものでございます。この中では、女性が働きやすい環境を整えましょうという部分もありますし、女性管理職がやはり、後々やっぱり必要になってくるという考えを持ちながら、若い女性職員を若いうちにいろんな課を経験してもらおうという考えと、後々伸びていくという、産休ですとか育児休業ですとか、そういうものもございますので、その前にいろいろな経験もしていただくという考えを持っております。

それと、男性側では、出産のときに、やはり男性も配偶者の出産であれば休業しましょうというところも進めたいと、計画をつくってあっても、浸透しているかどうかというのは、ちょっと不安がございますが、今後、これらを浸透させるように努力をさせていただきます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。ぜひ、職場の理解も必要ですし、女性の意識改革、この辺も必要だということで、そういった専門家の意見もございます。総体的に向上しなければ進まないものだと思いますので、町長も、以前、女性の意識改革もしかりですが、男性の意識も変えなければならないと思っておりますというようなことをおっしゃられておりました。全体の意識が変わらないと進まないものだと思いますので、今後も期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

町内企業での取り組みの成果と今後の課題についてですが、企業につきましては、自主的に取り組んでいただくということでお答えいただいておりますけれども、行政のほうとしても、旗振り役として進めていっていただきたいという気持ちではあります。ソフト面で改善

されているというような先進事例というのはたくさんあるんですけども、これだけでなく、体力差で制限がかかる職場、例えば建設業とか運送業などでも、重機オペレーターやトラックドライバーで女性採用を促すとか、細かいもので言えば、リフターや台車を導入するなど、ハード面での取り組みで体力差を解消する企業もふえておりますので、承知の部分もあるかと思えますけれども、こういった理解を広めていただくとともに、そういったものへの補助金などを設けて促進させるようなお考えはありませんでしょうか。企画財政課長、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 最後のご質問の中で、補助金がどうかというようなお話がございましたけれども、これについては、今聞いた話ですので、考えは今のところ持っていないということでお答えさせていただきます。

各企業につきましては、これ、ジェンダーフリーの考え方の中で、啓発活動の意味を込めて、ワーク・ライフ・バランスの周知活動を企業に赴いてやっております。ただ、壇上でも申し上げましたとおり、強制、強要するものではないということで、なかなかワーク・ライフ・バランスの意味合い自体は、当然企業の方もわかっておるわけですけども、なかなか実践的に取り組んでいただいているというのが現状でございます。

そういう中で、当町でも、町内で2社ほど、これはホームページで見ただければわかりますけれども、2社ほど、そういった事業に率先して取り組んでいただいている事業者もございますので、今後については、それをもっと拡大していきたいなど、そういうような考えを持っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 難しい面もあるかもわかりませんが、ぜひ、そういったところを総体的に考えていただければと思います。

続きまして、人口増加に向けての施策についてということでございますが、合計特殊出生率、ご説明いただきましたけれども、そんなに伸びていच्छゃらないというような形かと思えます。

次に、過去3年間の転出者、転入者、これにつきましても、転出者のほうが若干上回っているということでございました。これにつきまして、町内の人の流れが増加しているのかというような質問に移りたいんですけども、その前に、この3番目の転出者、転入者アンケ

ートの検討結果についてということで通告しているんですけども、お答えが、私の質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、壇上でも申し上げましたけれども、平成28年の3月議会で住民課長より、転出者、転入者に関するアンケートを調査用紙の配布など実施可能なものについては、これ窓口の話ですね、今後、検討してまいりたいと思いますというようなご答弁をいただいているんですね。これにつきまして、お答えいただければと思うんですが、住民課長、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） すみません、住民課長というようにお話でございましたけれども、先ほどの壇上の答弁の中で、28年3月と9月の2回、千葉県がもとになりましてアンケート調査を行っております。議員おっしゃるのは、そのときの話だと思いますけれども、先ほど壇上答弁の中で、総合戦略が4年目を迎える30年度については、ですから30年度は、一応そういうアンケート調査を行うことが必要だというような考え方の中で、これは実施してまいります。

アンケートの集計方法につきましては、当然住民課にご協力いただきながらやってまいりたいと、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 私の通告の仕方が悪かったようです。こちらのほうは、余り深掘りしないで次に行かせていただきますけれども、創生総合戦略の事業を含め、町内の人の流れは増加しているのか、これ全て、大綱2点目含めて、再質問をさせていただきます。

この中で、初めのシティマネージャーのお気持ちというんですか、お言葉がこう、ひっかかっていて、本当に人の流れが増加しているのかという気持ちになって、この質問をさせていただいているんですが、例えば、この千葉大学COP+連携事業、そのほかにも移住定住促進事業というものがございますけれども、この辺も多分KPIの進捗にはおくれが出ています。計画内容におくれが出ている部分もありますし、KPIの進捗もおくれが出ている部分があると思います。

この辺の問題について、鈴木シティマネージャーはどのような見解をお持ちなんですか。わかればお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 直接、シティマネージャーに伺ってはいたんですが、いろ

いる創生会議、あるいは分科会の中での発言を聞いておられますと、この創生につきましては、自治体がテーマになるということで、平成27年から実施されたということで当町においていただいております。そういった中で、シティマネージャーがこの町に来て、最優先課題として取り組んでいるものについては、人材の育成が一番大事だというようなことをおっしゃってました。人材の育成が、将来的にそういう人口増加にもつながっていくんだというような考え方の中なんでしょうけれども、そういう人材の育成によりまして、町内にはシティマネージャーの目から見ての話でございますけれども、なかなか、こう、一生懸命頑張っている若者が大勢いるというようなご意見というか、お話もいただいております。そういった意欲ある若者たちがかかわった、この策定しました総合戦略、あるいはそれをもむ創生会議、そういった中で議論された意見が創生総合戦略の中に溶け込んでいるんだというような話でございます。

シティマネージャーも、自分1人の力ではできないという中で、町のプロジェクト、創生総合戦略に掲げたプロジェクトが、町民が深く、今言った若者もしかりですけれども、深くかかわることができたのは、地方創生の取り組みがあったからこそ、こういうような動きが出ているんじゃないかというような考えを持っております。

そういった若い方の意欲、熱意が、まちづくりにかかわり、その若者が町の大きな推進力になる、ということによりまして、徐々に人材が集まる町になることを期待していると、そういうような抽象的なお話は盛んにされているようです。具体的にこうだからというあれはなかったです。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 事前に通告しておりませんでしたので、その辺は抽象的で仕方がなかったかもしれませんが、要は年間180万円ほど、費用としてお支払いしていたかと思っておりますので、責任をもって、最終責任は町長にあるのかもしれませんが、行っていただきたいということを申し述べさせていただきます。

そして、この中で関連するものについてですね、この田舎暮らしの本というのが、企財課長、ご存じかどうかわかりませんが、私も知りませんでした。こちらに住みたい田舎ベストランキング2018というものがございます。この中で、大分県臼杵市というところが若者世代部門で1位になったということで、テレビで取り上げられておりましたので、これをきっかけに私は知りました。

紹介させていただきますと、臼杵おためしハウスとして市内の空き家もしくは建て売りな

ど購入した場合、住宅取得助成金もしくは空き家改修費として100万円の助成とか、そこに引っ越すための費用が、県外からで20万円、県内は10万円、ほかに空き家バンクで賃貸した場合は家賃補助として月1万5,000円の補助などさまざまなサポートがございます。

以前は、こちらもランキングではかなり下のほうだったみたいなんですけれども、行政側の施策がスピード感をもって充実が図られて、これが移住支援の手厚さが各部門上位を獲得する結果となったのではないのでしょうかというような分析でございました。

当町の創生総合戦略でも、結婚新生活支援事業がこれ似た事業であるとは思いますが、白杵市の住宅取得助成金100万円は、転入前に5年以上市外に居住し、転入後5年以上住んでもらうことが条件となっております。

当町の先ほどの結婚新生活支援事業は、こういった条件はなかったというふうに記憶しておりますけれども、このような条件をつけて、新生活にかかる多額の費用を補助して、お試しで住んでいただくというような考えもいいのではないかと思いましたので、こちらはご答弁、結構ですけれども、提案させていただきます。

続きまして、成田空港の機能強化について、続けさせていただきます。

町民アンケート分析結果の今後の活用方法についてでございますが、こちらから先に再質問いたします。

こちらアンケートですね、細かい話になりますけれども、7ページ、空港が近くにあるということによいと思うという質問の答えで、特にないが10.5%。ふだんの生活の中で空港の恩恵を感じられていない人がいますとの分析をアンケートの中でされております。

続きまして、質問変わって10ページに、空港が近くにあるということで、悪いと思うことの答えは、特にないは4%なんですね。ほかにも機能強化案について、期待することも特にないが8.6%ですし、機能強化で心配なことも特にないは2.4%と低いわけです。よいことを聞かれると特にないが、悪いことには回答がふえているということだと思います。そういうふうに私は分析いたします。

そして、悪いこと、心配なことは、やはり騒音、落下物、安眠、これが上位ですね。騒音対策がいろいろ提案はされておりますけれども、内窓を設置して、したくてしてしているのではない。移転したくてしたわけではない。これぐらいの原点に立って、しっかりとした対策を樹立した後に、地域振興しなければ住民の理解は得られないのではないかと分析いたしますけれども、空港・地域振興室長はどのようにお考えでしょうか。町長には最後に質問させていただきますので。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 今のご質問についてお答えいたします。

町民アンケート、7ページの特になし、10.5%については、私からも全員協議会のときにご指摘させていただいたとおりでございます。ですので、前段の秋鹿議員の趣旨の今の発言というのは、全くこのアンケートの結果とおりですので、そのとおりかと思えます。

後段につきましては、これは大変重要な問題ですので、私、事務方として、発言するのは差し控えたいと思えます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） では、事務方に徹するというので、町民の意見をしっかり受けとめながら、事務方に徹していただきたいということでとどめさせていただきます。

戻りまして、町民アンケートの集積、分析を終えての町長のご所見でございますけれども、以前、宮菌議員がご質問されたのと重複している部分もありまして、そういった同じようなご意見も中にはありましたけれども、この中で、私が壇上で申し上げたのは、一般質問の提出期限が2月13日でありましたので、このような質問になってしまいましたが、例えばこの1月26日の時事通信の記事ですが、成田空港圏自治体連絡協議会は、26日、同県芝山町で会合を開き、焦点だった夜間早朝の発着制限時間について、騒音対策の改善を条件に、現在の午後11時から6時を午前0時半から5時に緩和する方針を事実上容認する方向性を示したと。突然で私もびっくりいたしましたけれども、あえて空港・地域振興室長にお伺いいたしますが、こちらの記事は当時そのような可能性があったのでしょうか、お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 可能性について申し上げるならば、それはわかりません。ただ、そのような見通しはなかった。それは事実だと思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） そのような事実はなかったということで、しつこいようでしたけれども、ご容赦いただければと思えます。

壇上でも申し上げましたとおり、ほかにもさまざまな報道がなされているために、皆さん、全てのメディアに目を通していただけないわけではございませんので、不安な気持ちになった方々がたくさんいらっしゃいますので、確認の意味で申し上げました。

この問題については、町長も、今、非常に頭を悩ませていることとは思いますが、3月2日の議会議員全員協議会では、もっと膝を詰めて話し合わなければならないと思っているとおっしゃってありました。

私も、その姿勢に賛成はいたしましたけれども、これは、国、県、N A A含め四者協だけでなく、ぜひ住民の皆さんともしっかり話し合うことも大切だと思います。アンケートを分析して、ご意見もよくお伺いして、町民のニーズがどこにあるのかをしっかりと受けとめてから、今度は町の将来を見据えた町長の気持ちを伝えることによって、町長に賛同してくれる方も出てくるかもしれません。また、しつこいようですが、今現在のお考えを確認させていただきたいと思います。

町長、よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、秋鹿幹夫議員がおっしゃったとおり、また、先日の議会議員全員協議会でも申し上げましたとおり、しっかりと住民の意見を把握しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 町長は住民の味方だと思っていますので、その辺、徹底してお願いしていただければと思います。

少し進行が速くて時間が余ってしまいましたが、私の一般質問をこれで終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は、午後1時とします。

(午後 0時02分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◇ 森 川 忠 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔8番議員 森川 忠君登壇〕

○8番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号8番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱は、2点で、それぞれ町長の政治姿勢について、奨学金についてであります。

現在、成田空港機能強化に関して、成田空港圏自治体連絡協議会、通称9市町の中で唯一空港機能強化を認めないとしている佐藤町長ですが、近隣のみならず、国、千葉県、もろもろの団体が計画している中で大きな影響を与えていると思っています。

今回、通告しました町長の政治姿勢の中でこれらを伺うものでありますので、町長初め執行部の皆様には明確なご答弁をお願いいたします。

最初の、町長の政治姿勢であります。

約2年前、無投票ではありましたが、選挙公約の中で、先ほど来も出ておりましたが道の駅の建設計画、この問題は、数年前から近隣自治体でも建設され、農家の方々やいろんな方々に期待をされておりました。特産物などで観光客への販路拡大などで町を盛り上げようということでありました。

しかしながら、候補地選定に苦慮し、当初、銚子連絡道横芝光インター付近、そして旧横芝町役場などが挙げられました。しかし、農振除外、また敷地がやや狭小である、ショッピングセンターに近いなど決定打に欠き、場所選定に困難を来しました。そして、最終的に坂田公園東側エリアに決定いたしました。

その後、議会一般質問でも、たびたび反対の声が取り上げられています。昨年12月議会で、この計画は見直しとして、事実上ストップしています。

これまで、コンサル会社初め多額な経費がかけられたかと思いますが、計画が取り上げられてから今日までかかった調査研究費等の総額を教えてくださいたいと思います。

また、今後予定された位置での計画変更の場合、新たな計画はどのようなものであるか伺います。

次に、成田空港機能強化について伺います。

こちら、選挙公約の中で、成田空港機能強化を進めるとされておりました。この問題は、町の将来を考え、空港と共栄共存していこうという考えと、騒音問題を中心に機能強化案には反対だという考えで二分されております。

町長は、進めていくのでしょうか、考えをお伺いいたします。

国、県、N A Aには頻繁に要望書の提出の活動をされていますが、常識的な考えとして、お願いするのであれば、こちらは認めましょう、引きかえにということでしょうか。しかし、そちらの条件は認められません、でも要望は聞いてくださいというのは、一般的には筋が通らないと思いますが、いかがでしょうか。今後も、さらに要望を続けるのでしょうか。

住民に聞き、議会と相談するとしていますが、先般の2カ所、400名足らずの大変多かった反対の声を住民とするのか、また説明会には来なかった人たちの声を新たに聞くのか、お伺いいたします。

住民アンケートでは、賛否を問う設問がなく、説明会でも、賛成を前提にした設問ではと意見があったのは、町長も記憶されていると思います。これでは、町民をますます迷わせる原因となり、町長は一体どちらなんだという声も聞こえてきます。今は迷っておられるようですが、今後はどのようにされるのか、ご決断をするときかと思っておりますので、本音をお聞かせください。

ここで、提案をさせていただきます。

機能強化を進めるに当たり、日本一短い芝山鉄道を横芝までの延伸を望む声がありました。しかし、これは不可能に近いと考えます。建設コストが莫大にかかり過ぎ、急速な利用者増は望めません。

しかしながら、若者や今後増加するインバウンド客に対応するには、公共交通等の充実は不可欠です。バスの便数を増加させることは比較的容易だと考えますが、一般的な鉄道が無理であれば、例えば中央都市での例でふえているL R T、つまり軽量軌道交通の採用など、また町に総合アミューズメント施設を要望するとか、夢のあることが考えられます。

続いて、奨学金についてお伺いします。

現在、当町では、幾つかの奨学金があります。近年では、高校卒業後、大学や専門学校に進む生徒がふえております。かつて、大学や専門学校は、今ほど数もなく、あわせて進学する生徒も少なかったのです。働きながら大学へ行くとした夜間学部、大学2部とも言いましたが、多くの国立大学、有名私立大学に存在しました。残念ながら、今では一部の私立大学等にしかなく、働きながらという選択肢が極めて困難になっています。

そこで、2004年4月1日より、奨学事業、留学生支援事業、学生相談等の事業を統合し、独立行政法人として日本学生支援機構が誕生しました。奨学事業に関しては、利用者の最も多い奨学金制度の一つです。しかし、雇用形態の多様化で、大学卒業後に正規雇用にもなれず、返済も困難となり、個人破産の連鎖が社会問題化しております。

そこでお伺いします。

当町の奨学金貸し付けの現状はどのようなものか、そして優秀な生徒へ給付するというゆめ基金奨学金の現状はどうであるか伺います。

最後に、奨学金の返済では、さきに申しましたように、返済に苦慮している現状があります。少子高齢化が進む当町では、卒業後生まれ育ったこの町に帰りたくても、就職が限られております。全てが公務員になれば、かたい仕事につけるということではありますが、なかなか成績優秀者であっても受からないケースが多いと聞いております。民間企業も通勤圏内には少なく、結果として首都圏などの企業に就職します。当然住まいも通勤に便利な場所になります。つまり、ますます若者の減少が進んでまいります。

そこで、提案をさせていただきますが、一定の条件をつけることで返済の必要のない給付型にされてはいかがでしょうか。この町に住んでもらい、結婚し、そして子供が生まれ、住宅を建設してもらおう。そこには、地元工務店等での建築には一定の補助金をつける。全てうまくいくことは難しくても、雇用先は成田空港にある程度優先的というのもおかしいんですがお願いし、通勤もしやすいような交通インフラを確立する。このようなことで、大学卒業後戻ってもらい、若者に住みやすいまちづくりが最重要ではないでしょうか。

今では、子供の声すら聞こえないほど減少しております。空港機能強化や第3滑走路問題でも、確かに航空機騒音には皆さん悩んでおります。私もそうです。しかし、騒音は確実に低くなると予想しております。

2020年には、フランス、エアバス社が、イギリスのロールス・ロイス社のエンジン、そしてドイツ、シーメンス社の電気モーターでのハイブリッド航空機を採用してまいります。また、世界的宇宙技術の粋を集めたJAXA、宇宙航空研究開発機構の機体騒音低減技術の飛行実証プロジェクトでも、かなり開発が進んでいると聞いております。騒音は、確実に低音化が期待されています。

そのことも含め、将来の横芝光町を考え、町長のお考えをお聞きします。

以上、壇上からの質問とします。

[8番議員 森川 忠君降壇]

○議長（川島勝美君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、森川忠議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えさせていただき、その他の質問につきましては、担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、選挙公約、道の駅建設について、見直しとしたが、その理由は。また、今まで要した調査研究費の総額はについてでございますが、平成29年3月末に横芝光町産直交流施設建設基本計画を策定し、本年度から建設に向けて準備委員会を設置し、運営形態や事業化計画など具体的な検討を行う予定でございましたが、宮菌議員の一般質問でもお答えしましたとおり、横芝中学校の学校説明会でのご意見や、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議でのご意見、生産者等の組織化・育成及び建設費用など、多くの課題により苦慮している状況にございます。

また、横芝光町まち・ひと・しごと創生会議では、産直交流施設の活用事業にかかわる外部有識者から、文教地域内での土地利用の矛盾や中学校説明会の課題、出店者団体の育成、銚子連絡道の延伸や町全体の観光振興とのつながりなど、計画内容の見直しが必要であるのご意見をいただき、横芝光町まち・ひと・しごと創生推進本部会議で、今後の方針としては、課題を整理して、従来の産直交流施設にとらわれない見直しを検討するとしたところでございます。

続いて、今まで要した調査研究費の総額とのことでございますが、産直交流施設検討事業にかかわる支出額の合計は1,161万円でございます。

次に、予定地での計画変更の場合、新たな計画はあるのか、また計画廃止もあるのかについてでございますが、現段階では、予定地での計画変更や新たな計画、また計画廃止についての検討は行っておりませんが、成田空港のさらなる機能強化に関する地域振興策や圏央道の開通など、今後の状況を十分見据えながら、産直交流施設については慎重に進めていく必要があると考えております。

また、地方創生事業で採択されました新たな交流拠点駅前情報交流館ヨリドコロが来月開館の予定でございますが、町の活性化のための情報発信や移住定住の促進など、産直交流施設計画の趣旨や目的に合致する部分がございますので、この情報交流館の成功を優先させたいと考えているところでございます。

次に、空港機能強化についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第3滑走路建設計画についての考えですが、第3滑走路建設は、空港の航空機年間発着回数50万回を目指した今回の成田空港のさらなる機能強化の大きな柱であり、機能強化案全体の中で判断をすべき問題と考えております。

そして、機能強化案に対する今後の進め方でございますが、3月2日の議会議員全員協議会の最後で、私からは、とりあえず保留という形になるが、議会と町民と何らかの形で話し合いをしたい旨の発言をさせていただきました。もう少し時間をいただきたいと考えております。

次に、LRTや総合アミューズメント施設を要望する件でございますが、昨年7月、当町からは道路整備、工業団地誘致、河川改修等の治水対策を含む9項目の要望を提出し、改めて本年1月25日に議長と私の連名で県知事に対して要望活動を行ったところでございます。そのような経緯を踏まえますと、まず、この9項目の実現に向けて議会とともに努力することが肝要であると考えております。

ただし、森川議員からご指摘のとおり、今後の公共交通の充実は非常に重要な課題と認識しており、1月19日の議会議員全員協議会でもお示しした横芝光町の未来に向けた取組み（試案）の中でも、公共交通の充実について記載をさせていただいております。森川議員のご提案も含めて調査研究をしていきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 私からは、奨学金についてのご質問のうち、教育課で所管しております奨学資金貸付金とゆめ基金奨学金についてお答えいたします。

初めに、奨学金の現状についてですが、奨学資金貸付金の利用者は、制度を開始しました平成23年度から29年度までで延べ24人です。現利用者は12人、全て大学生または大学院生で、今年度の貸付金総額は399万円を見込んでおります。また、ゆめ基金奨学金は、29年度からの制度でございますが、現在高校生1名に給付してございまして、今年度の給付総額は12万円の見込みとなっております。

なお、教育課所管の奨学金は、貸付金が教育振興基金、給付金がゆめ基金といずれも原資は基金を活用しております。

次に、奨学金の返済についてでございますが、現行の奨学資金貸付金は、貸し付けを受けた期間の2倍の期間で返済することとなっております。例えば、大学4年間に月額3万円を利用した場合は、大学を卒業した半年後から月額1万5,000円を8年間返済することとなります。

現在、7名の方が返済中ですが、今日まで遅延している方はおりません。中には、指定の期間を短縮して返済している方もいる状況です。新聞報道では、奨学金破産などと奨学金の返済が社会問題化しておりますが、当町の奨学資金の返済状況は、現在のところ極めて順調と言えます。

このため、当面は貸付型を維持しつつ、国や関係機関の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、町には、当課のほか、医療従事者育成のための東陽病院所管の奨学金制度がございます。このことを申し添えさせていただいて、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、再質問いたします。

まず、町長には公約ということにどのような認識でいるのか、まずお伺いしたいと思います。私は、首長の公約というのは非常に重いという認識でおります。どのように思われているのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、これは選挙の際に町民の皆さんにお約束をすることでございます。ただ、そのものの全てが必ずやなし遂げられないもの、またその途中経過にあるもの、いろいろございまして、それが全てすぐできるものではないという認識をしておりますが、改めて公約というのは町民に対する約束であるという認識でございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 町民に約束の、今、途中の段階ということかと思えます。子供のころから約束は破るなよと、私も親からは強く言われて育ってまいりました。そういう意味でも、公約されたことは実現に向かって最大限のご努力を願いたいと思えます。

公約というのは、本当に選挙のときには有権者はそれで判断されることが多いんです。夢あることをいろいろあのとき数多くありましたけれども、ああ、いい町になるんだな、すばらしい町長さんなんだなというのが一般の人の考えだと思います。

そして、公約の道の駅、1,161万円。私、調べますと、もうちょっと関係する数百万円、直接ではありませんが、かかっております。事前に後から学校が近いからだめだとか、そう

いう声があるとか、そういうのは、当然あそこには隣には横芝中学校があって。役場内でそういう情報共有で話し合わなかったのでしょうか。教育長、どうですか、その辺は。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 教育委員会事務局のほうでは、それについての詳細な話は当初はございませんでした。途中から、そういう話についての話はございました。

委員会事務局としては、やはり横芝中学校の真ん前、これは以前、川島富士子議員が全員協議会で私のほうに質問されたときに、どうお考えなんですかと言われたときに、やはり交通の問題、交通事故の問題等々を含めて、それらが解消できないと非常に難しいという答弁をそのときにしております。

ですので、途中から話があったときも、その旨のお話はさせていただいたというところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 確かにそのような教育長の答弁だと、やはり子供の安全、中学生の安全という意味では、私も同調するところがあります。

しかし、建設するということであれば、例えばこの間の説明会の資料で室長から示されたこのすばらしい絵ですね、夢ある。こちらのサービスエリア、日本にも数カ所、一般道から有料道、高速道路から併用して使えるようなあれがありますけれども、それもお考えいただければと思います。

以前、10周年記念事業の際も、河川事業が整備されていない栗山川でLEDを数万個ですか、当時、電球を浮かべて10周年記念をお祝いするという大変危険な企画に、私は反対の討論をさせていただきました。そのときは、可決しました。残念ながら、次期の議会では中止をしたということがありました。

そういうところから考えても、何だか町長は、都合のいいほうに動くというような印象が非常にあります。一度決めたらきちっとそれは遂行してほしい、このように思うのは私だけではないと思います。

いずれにしても、貴重な税金です。天の川プロジェクトも、当時は500万前後、今回も一千数百万、世間でいえば本当に貴重なお金なんですね。それを町長の意思でやったりやらなかったり、これはどうなっているのかなという感じがします。

改めて、税金や事業の計画、執行について、町長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 極めて重要な大事な、皆様からお預かりさせていただいている税金の使用用途につきましてはですね、慎重に使わせていただかなければならないという認識でございます。

今、森川忠議員、天の川プロジェクトの五百数十万円については、結局支出はなかったわけでございますけれども、一応提案した中で、その後検討した結果、安全面、また費用面においても検討の余地がある、最終的に中止をさせていただいたということございまして、やはりふだんから申し上げているとおり、最少の経費で最大限の効果を挙げる、そういう部分においてもやっぱり税金の使い方というのはしっかり吟味しながら、使っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 町長が本当に心からそう思っているとは私はちょっと疑問があります。計画してから後でだめというようなケースがありました。

また、私はもう反対派と思われても構いませんが、例の清長大橋の、道のないただ橋ができたときの開通式、あれも反対しました。橋というのは、道路があって、そこに人や車が走って価値があるもので、ただわあわあ渡って、はい、終わりです、戻りました、あれが本当に開通なのかなということなんですね。もうちょっと慎重に、あれも百数十万でしたけれども、慎重に使っていただきたいと思います。

機能強化に戻りますが、現在特にカーフューが問題になっております。東京オリンピックまでにAランを1時間、当然谷間といいたいでしょうか、横芝光町では東側のところには1時間余分に、余分といいたいでしょうか、プラスして非常な影響が出るかと思えます。

しかし、第3滑走路に関しては10年以上なんですね。さっき申し上げましたように、飛行機は本当に格段の進化を進めていくと私は信じているんです。まして、50万回といえ、早くとも20年、また40年とも言われています。

今を中心に反対の声がかなり多く、失礼ながら若い方よりもやや高齢化された方のほうが多い。説明会でも、若い方が前向きな質問をするのを、若干気の毒なような形は、横芝地区の横中の説明会に出た方はみんな感じているという思いはしております。若者にとっては、子育てとかやはり成田を抜きに語れないという思いが非常にあると思います。

町長は、町民から意見を聞いてとよく言いますが、これからどのような方法で意見を集約していくのか、再度お伺いします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いろいろと方法はあるかと思えますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、若干のお時間をいただいて、住民の皆様からの意見を拝聴していきたいという話の中で、例えば任意団体での集会も近く予定されているということでございますので、それには大勢の町民の皆さんが集まるのではないかとこともございますし、しっかりと向き合って町民の皆さんの意見を吸い上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 先ほど来、もう少し、とりあえず、時間を、具体的にどれぐらいかわかりませんが、私もいろんな関係にかかわってきておりますが、そんなにのんびりしていいのかなというような感じがします。

現実には、町長は、1月の9市町ですか、30日かな、あれでは賛成の方向だったような気がしますが、それからどうして急に反対になってしまったのかなという町民の声が聞こえますが、何か要因があったんですか、町長。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 賛成するといいたいでしょうか、今の再見直し案の中で、ある一定の評価はできると言いましたけれども、ではそれでよしという答えは一言も申し上げておりません。そして、それを2月28日、3月1日に町民の皆さんにご説明申し上げた結果でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 町民の皆さんとよくおっしゃいますが、説明会に来られた人数は三百数十名ですね、2回で。それを町民の声とするのか。

例えば、アンケートでも、室長、あの40%のアンケートで、年齢構成比で、わかる範囲で教えてください、年齢構成比。ざっくりでいいですよ。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 約70%の方が65歳以上だったと思っております、60代以上だったと思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 私もそういうことを感じて、町長があ事務所の前に、何ですか、未来のために何だったかな、住民の目線でみたいかな、すばらしいキャッチフレーズがあります

けれども、その住民の視点というのは、年齢を言っでは失礼かもしれません。

30年後、40年後に第3滑走路が、50万回かどうかわからないけれども、行き来するときのことは考えずに未来をつくる住民の視点でですか、それと、選挙のときによくおっしゃっていた、住民の幸せと町の発展、その住民の幸せというのが、今反対されている、説明会で、あの声をもってそれに対応しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それだけではございません。

現実問題として、私も森川議員同様、この横芝光町に生まれ育っているわけでございまして、私も成田空港が開港以来、航空機の騒音については、今の住んでいるところで騒音とまで言っていていかどうかは別問題として、その音を聞いて育ってきたわけでございます。

先ほど、森川議員から、エアバス社でハイブリッド航空機が何かできるという話もありますし、そうすればもう音のしない航空機であれば、何も運用時間の心配は一切することなく、何ら問題ないわけでございまして、そうした部分については、そのときにまた協議というのはあり得ることではないのかなという認識しております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） そのとき、そのときの都合のいいことでは、町長、先を見てやらないとまずいでしょう、先を見て。それが立派な政治家だと思いますよ、首長だと思いますよ。

では、1回アンケートをとったらいかがでしょうか、町民が、町民がとおっしゃるなら。一部の400名の中の大きな声を、反対の声が非常に多いと、こういう新聞ね。これは3月3日の某大手の新聞ですけれども、写真が出ています。

全員協議会の後のことですが、言っておきますが、これは町長だけの意見ですから。議員の意見はどこにもありません。それだけは、この会場にいる皆さんにはお知らせしたい、このように思っております。

やはり将来のために何が必要か、多分町長は大きな声の方々にはかなり神経質になっているのはわかります。反対の人の声はあるけれども、賛成の人というのは説明会にも余り行かれない。また行っても小さな声しか出せない。俗にサイレントマジョリティーとかいいますね。大体8割、9割が静かだけれども、一部が声を上げるとそっちになびくというのが今の現状だと思います。

先日、梅まつり、今開催されております。私もJRの企画で駅からハイキングのお手伝い

をしていた際、今、日曜日に成田ショッピングセンター、多古の道の駅から空港から行くバスを、福祉バスですね。あれは全部で20人ぐらいでしょうかね、もう満杯で出かけました。8時、9時前でしたね、たしか。そして、乗れない子供さんが2人いました。どうしたのと声をかけました。いや、早く来たんだけど、満席でイオンに行けなくなっちゃった。ああ、そうかと。

やはり現状を見て、私は今の若い人たちはやはり成田を外しては、今もうないんですね。我々のときは千葉の扇屋だ何とかだと、デパートに行って屋上で喜んでいたときもありました。だけど、今の若い人は、もう千葉じゃなくて成田なんです。そういう夢をね、せっかく地方創生ですばらしい企画、でもバスが小さい。乗れなくて次の11時何分まで待っていた。あれはちょっと辛かったですね。

確かに、佐倉周りで酒々井に行って成田に行って、バスで空港とか行けば1,000円ぐらいかかるでしょう。我々の1,000円と中学生、高校生の1,000円というのは価値が違うんですよ。そういう夢を、町長、かなえてあげましょうよ。空港の力をかりて、国や県の力をかりて、私は希望です。

そして、壇上でも申し上げましたが、やはり鉄道は、現実厳しいでしょうね。そこで、ご提案申し上げましたライトレール、あれであれば、比較的イニシャルコストは低くできるかと思えます。

いろんな案もあります。例えば、極端な話、ロープウエーとかですね、モノレールとかという、比較的鉄道よりもちょっと低いというコストでという話もありますが、いずれにしても周りでは結構、これを初め夢のあることに期待しているんですよ。

本当にこの図を見ると、老若男女、この町の未来に生き、希望が満ちあふれ、騒音等があってもそれを上回る期待があるのではと思います。

こちらの町の資料のタイトル、人口減少を食いとめ、騒音に負けないまちづくりの実現に向けて。町長、このキャッチフレーズをご存じですよ、当然。負けないで頑張りましょうよ。この具体的メニューを見ても、本当に、ああ、若者がこの町に住みたいということなんです。

音がなくなったから、ではというときにはもう遅いと思いますよ。これはこの町だけで、はい賛成、はい反対という問題ではないからです。それは、国から県からNAAから、全ての問題があなたの決断にかかっているということなんです。それを踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まずもって、昨年末行われました住民説明会において、約80%の回答で騒音に不安があるという答えが出ているのをまず大きな一つとして認識しなければならないのかなと思っています。

そうした中で、私が常々ソフトランディングという話もあるんですけども、とにかく今の騒音を、今の第3滑走路の直下で、森川議員もそうですけれども、生まれ育ってきたところの皆さんが、本当に未知との遭遇という言葉を使わせてもらっていますけれども、まだ実感がないわけです。

そうしたときに、本当にけさも朝7時半前後でしたか、ジャンボの744という便なんですかね、それをたまたま表で、駐車場にいたわけですけども、そのとき聞いた音がですね、ああ、これがもう330メートル下だったらどんな音なのかなと、逆にどきっとしてしまったりもしているところがございますし、しっかり、まだまだいろんな条件闘争の中で、空港会社、また国交省の中で、最初は6時から24時までで、それもあり得るという話があるんですが、やっぱり私としては、朝6時から23時の約束というのは、当面、今の段階ではしっかりと担保してもらわなきゃいけないのではないのかなと、それが今の町民の一番大きな声なのかなと、決して反対しているわけではない。

やはり国策として行われるもの、成田の容量拡大の問題というのは、十二分にその認識はある中で、これから町民の皆さんと議会と話し合いながら、結論を導き出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） このことばかりやってもしょうがありません。佐藤町長はそのようなお考えだということは、この議場にいる方が全てがわかったと思います。

ジャンボはいつまでも飛ぶわけではありません。第3滑走路ができたころにはもう多分ないでしょう。それを申して、次に入ります。

教育課長、奨学金についてはよくわかりました。

特に、ゆめ基金の奨学金給付、今現在は高校生ですか、お1人ですけども、条例を見ますと大学への入学が決定した者で、これは大学生ですが、高等学校の最終学年による学業成績の平均値、5段階で評価が4.3以上、非常に優秀ですよ。4.3というのはもう本当に一般的に言えば満点に近い、そういう人は、これはご寄附した方のご意思だから何とも言えませ

んが、そういう方は一般的に田舎には戻りません。戻らないケースが多いんです、就職とかの問題でね。

ですから、今の一般の奨学金も、さっき申しましたように一定の条件、帰ってきてください。そして、結婚して子供ができて家を建てたら、そこに固定資産税から住民税からさまざま町に入るわけです。まさに先行投資、これこそ。だから町独自の、これから空港等にもお世話になりながら、立派な若者を育てていきたいと思います。

病院にもありますね。これは給付型で、事務長、現状はいかがでしょう。

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（小川義則君） それでは、東陽病院の奨学金の現状についてお答えさせていただきます。

病院の奨学金制度につきましては、地域の住民の方に安定した良質な医療を提供するということで、不足している医師・看護師等、医療従事者の充足を目的としたものでございます。内容といたしましては、将来、病院に勤務することを希望した者に対して貸し付ける制度となっております。

現在の貸し付けの状況でございますけれども、29年度現在で合計7名の方に貸し付けております。内訳といたしましては、医学生が1名、看護学生が7名ということで、29年度の支出の見込みにつきましては、総額で1,340万円という現状でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 東陽病院も、医師・看護師が不足しているということで、このように毎年大金をかけているわけです。これに限らず一般の奨学生も、ぜひ横芝光町に帰ってきてくれて、空港でもどこでも、どこでもというとおかしいですけども、ある程度希望のところへ就職できて、みんな田舎にというか、生まれ育ったところには帰りたいんですね、一般的には。それが雇用、就職の問題でほとんどもう戻らない。

奨学金を今返されている方がいらっしゃいますけれども、その中で、課長の見立てといたしまししょうか、感覚で、帰ってきていらっしゃる方はいるんですか、卒業後に。返されているんでしょう、今。その現状はわかればお願いします。

○議長（川島勝美君） 教育課長。

○教育課長（椎名富士男君） 先ほど、今現在の返済中の方、7名いらっしゃるというふうに申しあげましたけれども、その7名の方が全員、今地元に戻られているかどうかまでは確認

ができておりません。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 多分、大半がいらっしゃらないとは想像します。

そういう意味でも、将来のそういうまちづくりに先行投資として、町長、そういう私の案ですがいかがでしょうか。条件付きの給付型、戻ってきてもらう。おうちを建てたり、結婚したりという条件をつけて。まさに先行投資で私はいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の横芝光町の現状の中で、やはり将来、一生の、勉強が終わった後、生活をするというところの中で、特に職業の選択の自由の部分において、若干の縛りをつけてしまうということについては、やっぱり子供たち、学生が将来大きな夢を抱いていただきたいし、広い視野を抱いてほしいし、そうした部分においては、いささか趣旨がずれてきてしまうのではないかという懸念は持っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） そのことについても、確かに財政上の問題もありますが、町長は後ろ向きだということがわかりました。

やはり将来のまちづくりは、私は若い人が帰ってきてくれるということが基本にあるのでこれをお願いしているんですが、別に縛るものでもないんですね。それが厳しければ、当然、その条例にのっとって、これは貸付金でありますので返してもらうという選択肢もあります。地元に来てくれるのであれば、それはということなんですね。この東陽病院の条例もたしかそうですね、事務長ね。

だけれども、やはりみんな地元、生まれ育ったところということでこういう選択をしてくださるわけですから、その若者の夢を、私はそのような町長の判断でなくしてほしくはないなと思います。

そういう意味でも、私も毎日この図を見てぼろぼろになっていますが、ここはこうなったらいいなとかという、文章で見ると難しいので、絵で見ると人間というのはわかりやすいんだなという思いで、もうこうやってぼろぼろになるまで毎日見ているんですがね。

いずれにしても、町長には、今ももちろん大事、ただもっと大事なのが将来、そのことを述べさせていただき質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で、森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後 1時53分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時09分）

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔10番議員 川島富士子君登壇〕

○10番（川島富士子君） 皆様、こんにちは。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

第196通常国会が1月22日に開幕し、平成30年度予算案などを6月20日までの会期で、活発な論戦が展開されています。国の内外はもとより、本町においても重要な課題、懸案が山積する中で、まさに寒風に身の引き締まる厳しい新年の船出からはや2カ月が過ぎました。

本年が希望と安心の未来に向けて着実な一步を踏み出す1年となるよう、心から願わずにはいられません。少子化と高齢化がかつてないスピードで同時進行する時代の変わり目に当たり、将来予測を可能な限り見える形で描き出すことこそが、今日の政党、政治家が急ぐべき使命ではないでしょうか。

その上で、町民の不安を解消し安心感を与える、これこそが行政、議会にとって最大の責務であることから、質問をしてみたいです。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、小学校における就学援助の入学前支給について伺います。

経済的に困窮している世帯が、ランドセル購入などの小学校入学準備費用を用意しなくても済むよう、義務教育の就学援助の入学前支給が全国の市区町村で大幅に広がっています。我が党の主張で、昨年3月末、就学援助に関する国の補助金交付要綱が改正されたことが契機となりました。

本来、就学援助は、児童生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を市区町村が国の補助も得て支給する制度であります。ランドセルなど入学時に必要な学用品の費用は支給されるものの、改正前の補助金交付要綱では、国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形にしていたため、本町はもとより多くの市区町村で入学後の支給となっています。

しかしながら、国の要綱改正を受け、本町においても、既に実施した中学校入学の就学援助費に続き、小学校におきましても入学前支給を可能とする条例などの改正やシステム変更に着手すべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、がん教育の実施について伺います。

がんは、今、日本人の半数がかかり、3人に1人の死因になる病気です。がん対策基本法は、がんに対する知識と患者に関する理解を深める学校教育を求めています。昨年3月に告示された中学校の次期学習指導要領は、がん教育の実施を明記しており、健康と命の大切さを学ぶがん教育が全国の学校で少しずつ広がっています。そこで、既に外部講師として授業に出向く専門医がどう教えているのか、調べてみました。

例えば、東京都杉並区立松溪中学校では、全校生徒と近隣の小学校5、6年生合同のいのちの授業として、体育館で、東京女子医科大学がんセンター長の林教授がみずからの経験を振り返りながら、がん社会の現状を紹介したり、子供たちへの事前アンケートの結果もスクリーンに映して紹介されました。そして、正しい知識が生き抜く力になりますとおっしゃられております。

がんを正しく理解してもらい、早期発見の大切さ、自身の将来、また家族の検診の受診率を上げるためにも、がん教育の充実に力を注いでいくべきと考えますが、本町の現状と今後について、当局のご所見を伺います。

3点目として、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について伺います。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があるとあり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

我が国では、平成16年に国民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されておりますが、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死でお亡くなりになり、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、AEDが活用されず、救命できなかった事例も複数報告

されています。

そのような状況の中、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がり、昨年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

そこで、本町においても、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進し、学校での危機管理体制の拡充や児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えます。

本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と、今後の方向性についてお聞かせ願います。

第2に、福祉行政について3点お伺いいたします。

1点目として、骨髄移植におけるドナー支援制度について伺います。

日本においては、毎年約1万人の方が白血病、再生不良性貧血という重い血液の病気を発病しております。そのうち、薬での治療がかなわない約2,000名の方が骨髄移植を希望されておりますが、家族以外から提供を受ける場合には、マッチングする方を探し出すのが著しく困難なことから、骨髄移植を希望した患者の60%しか移植を受けられていないのが現状であります。

希望する全ての患者が骨髄移植を受けるためには、一人でも多くの方のドナー登録が必要です。全国のドナー登録累積数は約47万人を超え、千葉県では一昨年7月末において約1万4,000の方が登録されております。しかし、対象人口当たりのドナー登録割合を見ると、千葉県は5.45%と、全国平均の8.29%を大きく下回り、全国42位と低迷しております。

そこで、ドナー登録を支援するため、お隣の山武市など県内の一部市町村では、提供者本人及び事業者に対して独自に助成する動きが始まり、県も今年度より制度を導入した市町村への助成を開始されました。このことに鑑み、県の助成制度も活用しつつ、本町においてもドナー助成制度の導入を検討すべきと考えますが、当局のご見解を伺います。

2点目として、子育て世代包括支援センターの取り組みについて伺います。

今か今かと期待を寄せながら、いよいよ本定例会で産声を聞き、安堵いたしているところでございます。

そもそも国の子ども・子育て支援新制度に位置づけられた子育て世代包括支援センターがありますが、この施策の概要と目的は、現在医療機関、市町村の保健センター、児童相談所といったようなさまざまな機関が縦割りで行っており、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についてはワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを整備するというものがあります。平成27年度に全国138市町村からスタートし、平成32年度末までに全国展開を目指すとしております。

そこで、本町の利用者支援のあり方について、具体的な方向性と取り組みについてのお考えをお聞かせ願います。

3点目として、がん対策の強化に伴うがん検診の無料化について伺います。

日本人の2人に1人が、生涯のうちに何らかのがんになる時代を迎えています。長寿化が進む中、町民の生命と健康、生活を守る上で、がん対策の強化は極めて重要です。先進事例では、受診環境を整えることで、さらに多くの人にがん検診を受けていただき、早期発見、早期治療につなげてもらいたいという思いから、大阪府高槻市が平成27年9月1日から、がん検診を全て無料で受診していただけるようにしました。

何と云っても、早期発見には検診が役立ち、今後ますます拡大するであろう空港圏の飛行直下に生きる全町民の命を守るためには、細部にわたり心配りの政策の一環として無料化に着手すべきと考えますが、当局のご見解を伺います。

第3に、おもてなしのまちづくりについてお伺いいたします。

ベリーズとの交流計画に伴う町の取り組みについてであります。横芝光町の東京オリンピック・パラリンピック交流計画方針は既にお伺いいたしましたが、いよいよ五輪ホストタウン6次登録という発表は、さまざまな面で本格的に動き出すであろうと考えております。

町は、今後ベリーズ国をテーマにした写真展や講演会の開催、またスポーツ教室などを開き、町民の五輪参加意識の醸成を図るほか、将来的には青少年交流なども企画し、友好関係を築いていくとのことあります。

そこで、本年1月から国家資格なしでも訪日客の案内ができるようになりました。有料通訳ガイド、いわゆる通訳案内士制度の見直しによる町民活用をどのようにお考えかお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔10番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは、おもてなしのまちづくりについてのご質問にお答えさせていただき、その他の質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ベリーズのホストタウンの関係につきましては、施政方針でもご説明させていただいたとおり、1月31日に、ベリーズ名誉総領事をお迎えして事前キャンプ受け入れに関する基本合意の締結式を行い、国に申請しておりましたホストタウン登録についても、先月2月28日に正式に登録が発表をされたところでございます。

ホストタウンの登録に当たりましては、大会等に参加するために来日する選手や関係者、大会参加国の関係者、日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流を計画することが要件となっておりますが、当町の取り組みにつきましては、1月19日の議会議員全員協議会でご説明させていただきました、横芝光町東京オリンピック・パラリンピック交流計画方針のとおりでございまして、町民が東京オリンピック・パラリンピックを主体的に捉えるよう、意識の高揚と機運の醸成を図るとともに、大会を通じ、スポーツ健康都市宣言の町として、さらなるスポーツの活性化を図るほか、障害者スポーツや障害者に対する理解を深め、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現に向けた取り組み、成田国際空港への近接性を生かし、今後さらに進展するグローバル化に対する国際的な視野を持った人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

来年度に計画させていただいております事業は、まず町民にベリーズを知ってもらうため、ベリーズの文化・観光を紹介する写真パネル展の開催や、東京オリンピック・パラリンピックに出場する選手の応援を初め、ベリーズとの交流を推進するため、小・中・高等学校を対象にベリーズ応援校の推進、オリンピック・パラリンピアンを招いたスポーツ講演会、障害者スポーツ大会、町の魅力である水辺を生かしたウオータースポーツまたはレジャーとしての、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる、パラカヌーとカヤックの体験会、国際感覚を身につけた人材の育成として外国人英語指導助手の増員、中学生の英語検定料の助成、城西国際大学の留学生や町内在住・在勤の外国人との国際交流事業を予定しているところでございます。

また、千葉県では、一宮町の東京オリンピックのサーフィン競技の開催決定を契機として、おもてなしCHIBAプロジェクトを実施しており、九十九里・外房地域では、昨年7月か

ら9月にかけてビーチクリーンキャンペーンが実施され、来年度からは、ひまわりと笑顔で結ぶオリンピックとして、地域の子供たちがヒマワリの種を育て、引き継ぎ、広め、大会開催時の会場周辺へ装飾するというおもてなしが計画されているところでございます。

当町といたしましても、ベリーズの応援をしながら東京オリンピック・パラリンピックを楽しみ、友好関係を築いていくための交流事業を実施していくほか、おもてなしCHIBAプロジェクトにも積極的に参加していきたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 川島富士子議員の大綱1点目、教育行政についてのうち、がん教育の実施についてのご質問にお答えいたします。

なお、小学校における就学援助の入学前支給についてと、学校での心肺蘇生教育の普及促進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備については、教育課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

がんは、一生のうちに日本人の2人に1人がかかると言われ、昭和56年から死亡原因の第1位、約30%を占めているという身近な病気でございます。家族はもとより自分自身ががんにも冒される可能性も少なくありません。

平成19年4月にがん対策基本法が施行され、平成24年6月にはがん対策推進基本計画が閣議決定されたのを受けて、文部科学省では、平成26年7月にがん教育のあり方に関する検討会を設け、平成27年3月に学校におけるがん教育の基本的な考え方及び今後の検討課題を主な内容とする、学校におけるがん教育のあり方についての報告書を取りまとめました。

がん教育の狙いは、健康教育の一環として、がんについての正しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康等命の大切さについて学び、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図ることとでございます。

具体的な内容としましては、がんとは、がんの要因、2つ目として、がんの種類とその経過、3つ目としまして、我が国のがんの現状、4つ目としまして、がんの予防、5つ目が、がんの早期発見、がん検診、6番目としまして、がんの治療法、7番目としまして、がんにおける緩和ケア、8番目としまして、がん患者の生活の質、9番目として、最後になります

が、がん患者への理解と共生、これなどを適宜関連づけて理解できるようにすることとしております。

忙しい学校現場では、十分ながん教育に取り組むことが難しいと言われておりますけれども、当町のがん教育推進に当たりましては、健康教育の一環として行われることから、学習指導要領総則第1章第1の3、体育・保健に関する指導を踏まえ、中学校では保健体育科の保健分野を中心として学習し、小学校は体育科の保健領域を中心に学習を現在進めております。

また、学校教育活動全体を通じて適切に行うことも重視しなければなりませんから、総合的な学習の時間、道徳、特別活動、その他学校や学年行事等を通して学習を推進しているところでございます。

今後の当町の小中学校の取り組みとしましては、第1に、学校全体で共通理解を図る、第2に、児童生徒の発達段階を踏まえる、第3に、命の尊重、自己及び他者の個性尊重を重視する、第4、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する、第5としまして、関係機関との連携を密にする、それなどを考慮した学校としての総合計画を組んだ上の実践が必要だと考えております。

同時に、児童生徒を通して家庭や地域社会とのつながりを図りながら、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎が培われるよう、発達段階を踏まえた指導も進めてまいりたいと、このように考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（川島勝美君） 教育課長。

〔教育課長 椎名富士男君登壇〕

○教育課長（椎名富士男君） 私からは、教育行政についてのご質問のうち、就学援助費の小学校入学前支給と学校での心肺蘇生教育の普及推進等について、お答えいたします。

初めに、小学校における就学援助の入学前支給についてでございますが、平成29年3月議会定例会で、川島富士子議員から、就学援助における入学準備金の支給について一般質問がございました。その中で、中学校の入学準備金については、平成29年度中の実施を目途に必要な事務処理を進めたいとお答えしたところでございます。

町支給要綱の一部改正等を行いまして、中学校については、先月5日付で該当17世帯に総額約80万円の支給をいたしました。

当町では、就学援助費支給に係る要保護及び準要保護世帯の認定事務は、毎年6月に行っております。このため、小学校就学前児童は、当該年度の認定前となりますことから、就学援助費の支給は原則的に困難でございました。

しかしながら、近年、小学校就学前に入学準備金として支給している自治体がふえている現状でございますので、当町でも情報を収集しながらその手法について検討したいと考えております。

次に、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお答えいたします。

町内の小中学校では、地震や火災、校内や校外での事故、アレルギーショック等さまざまな危機に対応するため、学校ごとに危機管理マニュアルを作成し、必要に応じ内容の見直しを行っております。マニュアルでは、危機の対応について細かく規定し、教職員一人一人が共通理解のもと、危機管理に当たっております。

ご質問の心肺蘇生につきましては、突然の心停止に有効とされるAEDを各校に1台ずつ配備しているとともに、消防組合の協力を得まして、心肺蘇生法やAEDの取り扱いの講習会を実施しております。講習会の対象は、教職員のみ、児童生徒を含む、保護者を含むなど差異はございますが、各校とも積極的に取り組んでいる状況です。なお、配備後、現在までに、町内の小中学校でAEDを使用した心肺蘇生の実績はございません。

児童生徒の安全・安心を確保するためにも、各校の危機管理につきましては、今後とも十分配慮していきたいと考えております。

〔教育課長 椎名富士男君降壇〕

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

〔健康こども課長 椎名 淳君登壇〕

○健康こども課長（椎名 淳君） 川島富士子議員からの大綱2点目、福祉行政についてのご質問にお答えいたします。

初めに、骨髄移植におけるドナー支援制度についてであります。骨髄移植は、白血病やその他血液の病気に有効な治療法として確立されております。

町では、ドナー登録についてのポスター掲示や、成人式、献血会場でのパンフレット配布等により啓発を行っており、町の登録状況を千葉県赤十字血液センターに確認したところ、平成29年3月31日現在で当町のドナー登録者数は48名とのことであり、今年度の献血実施時には1名の新規登録があったとのことであります。

ドナー支援制度については、千葉県が、平成29年8月4日、骨髄移植を促進するために、骨髄等を提供したドナー本人や、そのドナーに骨髄移植時の入院等のためドナー休暇を与えた事業所に対して市町村が助成した場合に、その2分の1を補助する助成制度を制定いたしました。

このことから、現在、県内では7市において助成制度が制定されておりますので、町といたしましても、登録の現状、実施自治体の取り組み状況、効果、今後の見通し等を注視しながら調査研究してまいりたいと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターについてであります。母子保健法の一部改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないことと定められ、平成32年度末までの全国展開を目指し、取り組むこととされております。

子育て世代包括支援センターは、主に妊産婦及び乳幼児に対しての各種相談を行い、必要に応じて支援プランの作成や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を図り、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するものです。

当町におきましては、健康づくりセンタープラム内のプレイルームの一部を改修し、子育て世代包括支援センターを設置すべく、平成32年度当初の開設を目標とし、平成30年度に実施設計、平成31年度に改修工事や人的確保等を行い、準備する予定としております。

今後は、平成29年8月に国が示しました業務ガイドラインに基づき、妊娠期から切れ目のない子育て支援のより充実したセンターとなるよう、業務内容や体制づくりなどを慎重に検討し、開設してまいりたいと考えております。

次に、がん対策の強化に伴うがん検診の無料化についてであります。がん検診につきましては、今年度から受診者の利便性を図り、住民健診と同時に胃がん、大腸がん検診を実施しており、また受診機会の拡大のため、個別検診については、東陽病院など実施する体制を充実し、受診率の向上に努めておりますが、その反面、専門医が少なく、受け入れる医療機関が限られてしまう状況にあり、苦慮しているところでもあります。

当町の集団検診時の各がん検診の個人負担金は、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診は1,000円、大腸がん検診は400円、肺がん検診、前立腺がん検診は600円としており、75歳以上の方はその半額、また生活保護世帯は無料としております。この金額は、町が集団検診を委託契約している検診単価の約4分の1を基準として設定しているものであり、郡内各市

町の平均よりも安価に設定している状況にあります。

現在のところ、がん検診の無料化の予定はございませんが、がん検診による早期発見・早期治療が、がんによる死亡者の減少や医療費の抑制につながることは十分に認識しておりますので、今後も受診の必要性をお伝えするとともに、受診しやすい取り組み等を検討し、がん対策の強化、受診率の向上に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

〔健康こども課長 椎名 淳君降壇〕

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、町長から、おもてなしのまちづくりについてのご答弁をいただきましたので、おもてなしのまちづくりから再質問をさせていただこうと思います。

先ほど、町長のほうからのご答弁の中にありましたように、交流計画方針を全員協議会の中でいただいて目を通させていただきました。その中で感じたところをまずご質問させていただきたいと思います。

2ページのほうに、最後から2行目と最後の行ですけれども、ベリーズ国から外国語（英語）講師の招致を検討するという文言があります。私、ぜひ横芝光町からも日本語講師を派遣してはどうかと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） そういうお招きといいたいでしょうか、オファーがあれば検討してみたいというふうに考えております。こちらからこういう話を、議員さんから言われましたというふうなお話はしてもよろしいかなという思いもあります。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 町長、もっと積極的に発言をしていただきたいというふうに思います。私も気合いを入れてきょうは参りましたので、よろしくお願いたします。

先日、社会文化課のほうにまちづくり出前講座の予定を聞きました。本当に使う、使わないは町民の方の意識の向上だというふうに思いますけれども、このように取り組んでくださっている職員の皆様に本当に敬意を表したいというふうに私は思います。

ぜひ町民の皆さんにもっとわかっていただいて、町のことを知っていただきたいという、その一助になればというふうに願っている一人でもありますし、私自身もどんどん町民の皆

さんに宣伝をしていきたいというふうに思っております。

その中で、先日オリンピックで燃えましたカーリング、カーリングにかわってユニカールもありますし、これから東京パラリンピック、今、平昌でもありますけれども、ボッチャ競技、ボッチャ競技にかわって室内ペタンクというのがあるそうでもありますけれども、ぜひ交流計画方針にはしっかりボッチャという言葉が載っているわけです。ですから、多少お金がかかっても、町長、本物を子供たち、また町民の皆さんに触れさせていただきたいというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 早速見積もりをとって、幾らするものだからちょっとまだわからないのですけれども、そういうものをやるというのであれば、どういうカテゴリーのものがあるかわかりませんが、私どもの競技に使えるようなものが、買えるものであれば検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） それと、4ページになりますけれども、本当に多課にわたって関係するんです、やはり縦割り行政といいたいまいしょうか。企画財政課、教育課、社会文化課、福祉課と多課にわたっております。

千葉県は、2月2日の新聞に、オリンピック・パラリンピック推進局に格上げをして、推進局というのをつくられたというような記事だったと思いますけれども、私も横芝光町ホストタウン推進本部というのをぜひ設置してはいいかかと思っております。各課の連携を図るという意味と円滑に実施するために関係課で構成して、ホストタウンになった以上、失敗は許されないんだと、むしろこれをまた町民の団結につながっていくような、そういうためにも推進本部というのを設置してはいいかかと思っておりますけれども。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今現在、いろいろな課題等あるわけがございますけれども、例えば防災についても、ただただ環境防災課だけではなくて、都市建設課ですとか財政など取り組んだ中でいろいろな討議を日ごろからしている状況もございますので、そんな中でやっぱり縦割り行政になりがちな行政でございますけれども、その中でも横断的な多課にわたる大きな町のプロジェクトとして、一つ考えていきたいというふうに考えておりますので、そういう部分の推進局といいたいまいしょうか、ワーキングチームですとか、そういう部分についてもし

っかりと検討していかなければならないし、それについてはもう既にある部分、形としては整って、それについて今回の交流計画についてもつくったわけでございますので、それを実行する上でも、そのワーキングチームがその母体となるのではないのでしょうか、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 期待しております。何といたっても一過性の事業とすることなく、オリパラの後が大事というふうに思っておりますし、先を見通す取り組みにぜひ期待したいと思えます。

あと、横芝光町、私が言うまでもないですけども、本当にボランティアの意識が皆さん高かろうと思います。また、ボランティアの方たちとの連携、また官民の連携、そして本町の地元ガイド登録というんでしょうか、そういうところもぜひ取り組まれているのかな、どうなのかなと思いつつながら、時間の関係で。

ベリーズは、基本、英語が大丈夫ということでありましてけれども、全国的には第1位の需要は中国語だそうです。第2位が韓国語、第3位が英語ということですので、幅広く、ぜひ地元ガイドの登録者数、もう既に1月に法改正がなされた後に一部の旅行会社、H I Sというところがありますが、そこでは訪日外国人観光客と地元ガイドとのマッチングサービスを開始されて、ガイドの登録者数はもう既に1,000人を超えているといった情報もありますので、これからの町の取り組みに期待をしたいというふうに思います。

次に、ご答弁いただきました教育長に再質問をさせていただきます。

非常に細部にわたる細かいご説明、ありがとうございました。何か追いつかない頭の中で一生懸命聞き漏らさないようにしようと思いましたが、日ごろから一生懸命意識を持って取り組んでいるということがわかりました。

学校現場は、先生方の重労働じゃありませんけれども、本当に忙しい学校現場というのはもう教育長がおっしゃるとおりだというふうに思います。

ですが、大変わがままですけども、避難訓練ばかり、またがん教育ばかり、子供たちの真っ白な、真っすぐな目線が、家庭に帰ってお父さん、お母さん、家族の健康に、また家族を災害から守るという意味で、子供たちのたった一言が大きくなうねりを起こす、そういうふうに思っておりますので、子供たちの手をかりなければなかなか避難訓練に行けなかったり、がん検診に行けなかったりというのは、大人のちょっと弱さかなというふうに思いますけれ

ども、ぜひ学校現場、大変な中でありますけれども、そういうところでご協力をいただければというふうに思います。

私から言うまでもないんですけれども、文部科学省は、映像教材も用意しているということでもありますので、教育長初め担当課長、ご存じだと思いますけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

先日、環境防災課で片田教授を呼んでいただきました。素晴らしい講演でした。ぜひ、呼んでくださいということでもないんですけれども、先ほど最初に申し上げました、東京女子医大の林教授の授業が素晴らしいということを伺いましたので、ご紹介したいと思います。

林先生の授業は、がん教育のみならず、お医者様でありながら、教育現場に入るためにわざわざ教員資格も取られた方だそうです。子供の心をつかむのは素晴らしいということで、全国の議員から注目をされている先生でありますので、一応ご承知おきをいただければというふうに思います。

教育長に、質問はないんですけれども、一応る説明をありがとうございました。ぜひ積極的な取り組みをまたお願いしたいと思います。大丈夫です、ありがとうございます。

それでは、小学校における就学援助の入学前支給でありますけれども、既に中学校入学前支給をいただいた親御さんから、本当に助けられた、ありがたいというお言葉があったということを学校現場から私も耳にしまして、すごくうれしく思っております。ありがとうございます。

ランドセルとか体操着等々、小学校に上がる前に対象者は本当に大変です。ですから、立てかえ払いが難しい家庭に就学援助をすることこそが、入学準備金の本来の目的だというふうに思います。ぜひ2019年度の入学前間に合う時期に準備させてあげられるように、前倒し支給のお取り組みを改めてお願いしたいというふうに思います。

ちなみに、一つの自治体の例を調べてみました。入学前支給を実施している自治体の参考事例でありますけれども、入学前の健康診断時に案内チラシの配布をして対象世帯を事前に把握する工夫をしているという自治体もあるそうでありますので、いろんなところで、もう既に千葉県でも制度改正の前からやっている自治体も実は、大きい市でも白井市ですか、小さい町、近隣では大多喜町とかありますので、そういった取り組みをされて、一番うちの町にマッチするかよく研究をされて、中学校入学前支給の親御さんから喜ばれたお気持ちを伺ったときに、本当にいいことをしてくださったなと感謝にたえませんでした。本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、AEDが全校に設置されて、自動体外式除細動器、設置されているということでありますけれども、町長、一つだけお願いがあります。

消防組合が来て、先生方対象、児童生徒対象、保護者対象に、非常に学校現場、忙しい中努力していただいてやっているというのも今確認できましたけれども、町長が分区長となられている日本赤十字奉仕団横芝分区、分区長でいらっしゃいますよね。このメンバーの方たちは、毎年毎年、フェスタという大きい大会に向けてということもありますけれども、AEDの心肺蘇生、自動体外式除細動器を使つての訓練というのは、本当に消防士に負けないぐらいやっていると思いますので、消防士も時間、いろいろ、現場に出たりさまざまご都合もあると思いますので、赤十字奉仕団のご活用をどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 赤十字奉仕団の皆さんは、本当に積極的にそうした部分においても、また防災訓練など積極的にご参加いただいて、町の防災ですとか救急対応の部分について本当にご努力いただいていますことは、私は分区長でありながらも事実的には皆さんに頑張らせていただいているという状況にある中でございます。

今まで、ちょっと発想の部分でなかったものですから、早速この後、いろんな部分で、どういったものができるのか、福祉課担当になるのかな、赤十字奉仕団は。その担当と相談しながら、何かできるものがないか、当然指導のいろいろあるのかどうかという部分についてももしっかり研究調査をさせてもらって、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） そういうことでありますので、ぜひ赤十字奉仕団の、町長は分区長でありますので、積極的なご活用をお願いしたいというふうに思いますので、また福祉課長、ご協力よろしくお願ひいたします。

それと、骨髄移植におけるドナー支援制度についてでありますけれども、先ほど健康こども課長から7市という報告をいただきまして、来年度、平成30年度、近隣では大網白里市が取り組む予定だというふうに伺っております。ここのところも県が立ち上がったわけですので、町長もぜひ、福祉日本一、名実ともにという思いで取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、子育て世代包括支援センターでありますけれども、本当に今か今かと思ひながら、

ようやく30年度に産声を上げた支援センターであります。ですが、よくよく考えてみましたら、健康こども課ができた段階で既に取り組んでいたのかなという部分は感じられます。改めて考えますと、一つ一つのポジションの支援制度というのは、うちの町は一生懸命職員の皆さんの努力によってやられてきているのかなというふうに思います。

ただ、縦割りということで、これからますますいろんな申請とか、いろんな部分で問題は出てくるのではないかなというふうに思いますし、例えば出生届とか、役場の庁舎に来なくちゃいけないこともありますよね。ですから、そういったところを本当にワンストップでできるような、これから電子化というか、だんだんいろんな取り組みが入ってくるのではないかなというふうに思います。

ただただ、職員の皆様の努力があって、全てに精いっぱい取り組んでいただいているということには本当に敬意を表したいというふうに思いますし、さらなるご努力にまた期待をしたいというふうに思います。

しつこいようですけれども、プレイルームの改修ということでありまして、特にセンター長というのはつけないんでしょうか、そのところをお聞かせください。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） ただいま、センター長はというご質問でありましたけれども、子育て世代包括支援センターにつきましては、業務ガイドラインにもございますが、専属の専門職、保健師、ソーシャルワーカー、看護師等を設置していきなさいというガイドラインはございますが、センター長までという規定はございませんので、業務内容によって今後センター長は置きませんけれども、専門職また事務職等配置のほうは検討していかなければならないというふうには考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

お隣の山武市が、昨年7月からもう既にスタートされているわけでありましてけれども、横芝光版ネウボラ、いわゆる切れ目のないアドバイスの構築はこれからだというふうに思いますけれども、これからの分、具体的により一層のきめ細やかな取り組みが期待できるというふうに思います。

そこで、千葉県では、未設置の市町村にアドバイザー派遣制度ですか、アドバイザー派遣などの支援費を初めて計上されたというふうに、千葉日報紙で拝見いたしました。町としての取り組みを伺いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） センター設置につきましては、国・県の補助制度もございますので、その辺、アドバイザーを含めて費用対効果を検討しまして、アドバイザーを含めて、32年度開設に向けて細かな調整を今後していかなければならないというふうには考えております。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） ありがとうございます。

あと、私から言うまでもありませんけれども、本当に出産後安心して子育てできる相談体制が非常に大事だというふうに思っております。

特に、栄養面、栄養学です、あと授乳方法、またお風呂の入れ方等、その支援に力を入れたがゆえに、元祖であるフィンランドでは虐待がなくなってきた、そういうふうにお話を伺っておりますので、虐待がなくなっていく支援につながるというふうに聞いておりますので、力を入れていただきたいというふうに思いますし、支援の究極のゴールは出生率が上がっていく、そういうことではないかなというふうに考えました。

この支援センターの準備とともに、支援センターができ上がると同時に準備していただいて、ぜひ肝心の20代、30代の人たちに周知をしっかりと広めていくことが大事だというふうに思いますけれども、担当課長、部署が変わるということもありますけれども、今現在のご決意をお聞かせください。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） ただいまのご質問ですが、いずれにしましても、国の制度に基づきまして、平成32年度当初の開設を目指してということであります。

現在も、子育て、また母子保健は一生懸命取り組んでいるところではございますけれども、このセンターも活用していただくようにまた周知、子育て支援の充実には努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

最後に、がん対策の強化に伴うがん検診の無料化についてでありますけれども、全国、先ほど大阪府の高槻市の事例を申し上げましたけれども、例えば埼玉県新座市とかもやっているとところはやっているんですね。

依然がん検診の受診率というのは上がっていないのが現状ではないかなというふうに思い

ます。飛行機とがんの関係というのはそんなにないと思いますけれども、そんなにも何も全然ないと思いますけれども、ただ空港の地域振興策のソフト部分に追加してもいいのではないかなというふうに、私は、町民の長寿命化及び受診率向上に寄与するというふうに、赤十字奉仕団分区長、町長、福祉日本一を目指す町長におかれましては、町民のためになる重要な施策というふうに考えますけれども、英断をお聞きするということはできませんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、川島富士子議員がおっしゃられましたとおり、がん検診無料化の件でございますけれども、財政が許すものであればということになるわけでございますけれども、その部分においては、近隣市町の中では比較的安い部分で頑張っているのかなという認識でおります。

その部分について、確かにどれだけ利用者が負担するかによって受診率も必然的に上がってくるのかなという思いがございます。町民の健康を守るという部分においては、行政の大きな仕事の柱の一つだというふうに認識をしているところでございますので、ひとつ検討していきたい。どれだけの財政負担がかかるのかについても、しっかりと検証しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） るるありがとうございます。

最後に申し上げさせていただいて、私の質問を終わりたいと思いますけれども、未来への投資は国、行政の役割といわれています。よくも悪くも親任せだけでは済まないのだとしたら、国や行政の役割と責任はやはり大きいものと考えます。不幸を最小限にして、幸せを最大限追求できるように、町民を支えるのが町の最大の使命ではないでしょうか。

大切な血税だからこそ、血の通う政策に生かしていただきたいと切望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後3時20分とします。

（午後 3時08分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 山 崎 義 貞 君

○議長（川島勝美君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

〔4番議員 山崎義貞君登壇〕

○4番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。

安倍首相は、通常国会の施政方針演説で、2020年の訪日外国人4,000万人目標の実現に向けて全力を尽くしていくとの決意を表明し、成田、羽田空港の容量を世界最高水準の100万回にまで拡大すると述べました。

この空港容量拡大には、成田空港建設、開港までの痛ましい犠牲を払った経過を再認識しなければなりません。今、成田空港の機能容量拡大計画は、そこで暮らす住民に寄り添った容量拡大計画と対策、補償問題を示さなくてはなりません。

そして、世界的にも貧富の差が拡大する中、相対的貧困率の拡大、労働時間規制の緩和などによる長時間労働と低賃金、まさに人権無視が世界で、特に安倍政権のもとで拡大されてきています。

憲法9条改憲の問題も大きな矛盾を含み、9条に新たに3項を入れ、自衛隊が海外で戦争できることになるのは許せません。国連憲章をもとに生まれた日本国憲法であり、その基本理念は、戦争放棄と基本的人権の尊重です。全世界が目指すべきこの崇高な日本国憲法を変えてはならないことを主張し、一般質問を行います。

大綱1点、成田空港問題について質問いたします。

成田空港の機能強化については、2015年9月開催の四者協議会で、第3滑走路の施設を推進するための調査を早急に行うこと、B滑走路を3,500メートルに延伸すること、空港運用時間を延長することで合意し、そこから新たな滑走路位置の提案、飛行時間の延長が提案され、2016年から17年にかけて住民説明会が数多く開催され、現在に至っています。

当町を含めた住民説明会では、地域対策、総合被害対策、利用時間制限問題などで、騒音下で暮らす住民からの多くの要望、また機能強化反対意見が出されてきました。

成田空港の機能強化問題とは、国やNAAが日本の経済発展のために必要であるとの理由で、50万回利用できる空港建設が必要とのこと、具体的、科学的な根拠など示されていない

と認識をしています。空港機能強化案は、地域住民が求めたものではなく、ましてや騒音下で暮らす住民が求めたことではありません。

今、成田空港とともに生活をしている私たちは、空港との共存を切り離して考えることはできません。しかし、成田空港の機能強化の名目のもと、住民の生活権を無視した機能強化案に対しては、生活や健康が脅かされる機能強化案は反対、そのような意見が出て当たり前の状況ではなかったかと思います。騒音下の住民は、空港ができてから、騒音とずっとつき合ってきました。これ以上の騒音は要らないの声は当然であります。

一方で、機能強化案に対して、協力できるところは協力していきたい、その声も騒音下住民の声でもあります。

先月2月19日、成田空港圏自治体連絡協議会で再提案された機能強化案についての所感を町長にお聞きします。

成田空港の運用時間は、開港時の約束があります。平成22年10月、成田空港に関する四者協議会は、年間30万回の離発着、22時台の便数制限、23時台の新たなダイヤ設定をしないことなど6項目で合意し、平成25年3月31日から実施しました。実施からわずか3年で、50万回の離発着と時間制限の緩和に住民の理解を求めることの機能強化案が提案されたこと自体に無理があると考えます。

成田空港の50万回離発着の機能強化には、どうしても第3滑走建設が必要になるでしょうが、まだ25万回も利用していないのに、利用時間制限の緩和に騒音下住民は到底理解できない、認められないとの思いです。カーフェュー制限の拡大は認められないと考えます。町長はどのように考えるのか、伺います。

機能強化の修正案で、スライド運用という奇妙な滑走路運用が提案されてきました。3本の滑走路のうち2本を時間帯で使い分けるといいます。しかし、2本の滑走路からは常に騒音の影響を受ける地域が存在します。5時から0時半まで騒音の影響を受けることになるこのスライド運用には、時間帯によっても影響の受け方が違ってきます。谷間地域はもちろん、騒音直下の住民からも認められないと強い反対の意思表示が起きています。

スライド運用は、撤回しなければならないし、撤回させる必要があると思いますが、町長はどのように考えるのか、伺います。

大綱2点目、国保広域化について質問いたします。

平成30年度から国民健康保険の広域化が始まります。1961年に国民皆保険制度としてスタートした現在の国民健康保険は、55年を超える歴史の中で大きな転換期を迎えています。

国保の都道府県化は、町と県との関係では、事業費納付金と保険給付費交付金のみとなります。国保財政を都道府県が握ることで、大きな権限を持つことになりました。

しかし、広域化により国保の構造的な問題を解決するものでもありません。年々増加する社会保障費の上限を切るやり方で、政府は、国保会計への給付費助成割合も減らしてきました。皆保険制度の下支えをしている国保ですが、今では国保加入者の44%が無職です。農林水産業と自営業が多くを占めていた時代から17%まで減少している問題、多くの問題を抱えています。

今度の都道府県化により国保事業納付金を100%県に納付しなければならない義務を負うこととなります。賦課徴収は市町村の権限ですので、国保税滞納者に対して一層の滞納処分や徴収強化が行われるのではないかと危惧されます。徴収についてお答えください。

国保世帯数と滞納世帯数の状況について伺います。

全国の国保加入者に、117万世帯の短期保険証と27万7,000世帯の資格証明書があることが明らかになっています。このことが受診抑制を生み、治療おくれで死亡者が生まれるなどの悲劇を生んでいます。

先ほどもふれましたが、国保加入者の世帯主職業構成は、農林水産業、自営業で全体の67.5%を占めていたのが1965年でした。10年後に55.3%、その10年後に43.6%と年々減り続けて、2015年には17%となっています。そして、無職の比率が44%となっています。国保税が所得の約2割、国保と他の税金負担合計が3割、4割を占めるなどは異常です。国保税の滞納は突出して多くなっています。

当町の国保加入世帯数の中で、国保税が払い切れない世帯に対して行っている資格証明書世帯、短期保険証明書世帯数について教えてください。

国保は、低所得者に対して法定減免制度軽減を設けています。前年の総所得に応じ軽減されますが、町独自の減免申請数もあわせて教えてください。

大綱3点、公共交通について質問します。

初めに、町内循環バスの利用実績についてですが、町循環バスの運行は、バス4台運行から2台に縮小し、かわりに3台の乗り合いタクシーが廃止路線の補足や補充をしていますが、便数制限により利用しにくい、タクシー利用だと年金生活者には負担が重過ぎる、待ち時間が長いなど、改善すべきところが出てきています。

地域交通の充実は、お年寄りから学生まで必要で、今後の高齢化を考えたときにはなお一層の充実が求められます。

サビア撤退後にカスミが出店しました。これによるバス利用者の変化について、どのような利用数の変化があるのかお聞きします。

日吉南条ルートについては、昨年の10月から0.5便、篠本に向かう便のみがふえました。利用者からは、夕方の時間帯に乗れるバスができて喜ばれていると聞きました。バス利用者の変化についてお答えください。

JR横芝駅を利用し、待ち時間が短く、上り電車に乗りたい、接続時間を考えて利用しやすいようにしてほしい、九十九里ホーム病院や飯倉駅にも、町外を超えて乗り入れてほしいなどの声が届けられています。公共交通に対する住民の声はどのように届けられているのか、お聞きいたします。

乗り合いタクシーの利用実績について質問いたします。

乗り合いタクシーは、ドア・ツー・ドアで玄関先まで来てくれる、足腰の弱った利用者には大変便利なシステムであると思います。一方、数人利用での運行なので、時間がかかり不便を感じているなどの意見もあります。利用しやすいシステムに改善が求められています。

乗り合いタクシー利用の登録数と登録者の年齢構成について教えてください。利用者人数と利用回数、そして主な利用先も教えてください。

以上で、私、山崎義貞からの壇上からの質問といたします。

〔4番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 山崎義貞議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、成田空港問題についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

3月2日に議会議員全員協議会で議論させていただきましたが、スライド運用を含めた夜間飛行制限緩和案について、住民説明会では大変厳しい意見がほとんどだったと認識しているところでございます。

夜間飛行制限緩和を含めた機能強化案への対応につきましては、3月2日の議会議員全員協議会の最後に、私から、とりあえず保留という形になるが、議会と町民と何らかの形で話し合いをしたい旨の発言をさせていただきました。もう少し時間をいただきたいと考えてお

りますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島勝美君） 税務課長。

〔税務課長 椎名雄一君登壇〕

○税務課長（椎名雄一君） 山崎義貞議員の国保広域化についてのご質問のうち、都道府県化に伴い滞納強化が行われるかと、国保減免申請書の受付世帯数についてのご質問にお答えいたします。

初めに、都道府県化に伴い滞納強化が行われるかについてであります。平成30年度から国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が国保財政運営の責任主体となりますが、保険税率の決定、賦課、徴収などは引き続き町が行うこととなります。滞納処分につきましても、県が行うことはなく、町が主体となって実施いたします。

特段、町では、広域化に伴っての滞納処分の強化は予定しておりませんが、税負担の公平性の確保と徴収率の向上を図るため、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な滞納整理を行ってまいりたいと考えております。

次に、国保減免申請の受付世帯数についてですが、国民健康保険税の減免につきましては、国民健康保険税条例及び国民健康保険税減免取扱基準に基づき、収入が著しく減少した場合や、災害等により生活が困難となった場合などに行っております。

平成29年度の国民健康保険税の減免申請の受付世帯数は、2月末現在で12世帯となっております。事由別では、収入減によるものが2世帯、生活保護世帯となったことに伴う納期未到来分の減免が4世帯、刑事施設等に拘禁されたことによるものが6世帯となっており、申請の内容について審査を行った結果、減免基準に該当したことから、申請のあった全ての世帯について減免をしております。

参考までに、平成28年度に国民健康保険税の減免を行った世帯は13世帯、平成27年度は9世帯です。

〔税務課長 椎名雄一君降壇〕

○議長（川島勝美君） 住民課長。

〔住民課長 萩原浩己君登壇〕

○住民課長（萩原浩己君） 大綱2点目、国保広域化についての国保世帯数と滞納世帯数の現状は、のうち、資格証明書、短期保険証の交付世帯数は、にお答えいたします。

国民健康保険法では、市町村は、世帯主に対し、国民健康保険税の納期限から1年経過するまでの間に、当該保険税を納付しない場合においては、災害その他の特別な事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還を求め、被保険者証の返還を求められた世帯主は市町村に返還しなければならず、世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は被保険者資格証明書を交付することとしております。また、市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができるとしております。

当町では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって国民健康保険税制度の充実及び強化に寄与することを目的として、横芝光町国民健康保険税滞納者対策取扱要綱を定めまして、有効期間を原則、資格証明書については1年、短期被保険者証につきましては3カ月として交付を行っております。

平成30年2月現在、資格証明書の交付世帯数は102世帯、短期被保険者証の交付世帯数は274世帯でございます。

〔住民課長 萩原浩己君降壇〕

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私からは山崎義貞議員のご質問の公共交通について、お答えいたします。

初めに、町内循環バスの利用実績についてでございますが、カスミができてからの利用者数の変化については、カスミへの乗り入れ時期が、南側ルートが昨年7月下旬、大総栗山循環、日吉南条循環は昨年10月からとなりますが、サビア閉店後からカスミへの乗り入れ前と以後の一月当たりの平均利用者数を比べますと、循環バス全体では、月平均約1,100人が約1,500人と、400人ほど増加しています。また、各ルート別に見ても、南側ルートは約900人が約1,200人に、日吉南条循環は平均約80人が約150人に、大総栗山循環は平均で約80人が約110人と、いずれも増加をしております。

次に、日吉南条循環ルートが0.5便ふえたが、利用者数の変化はとのことでございますが、カスミへの乗り入れと循環ルートを時計回りから反時計回りに変更したことにより、若干増加はしておりますが、1便当たりの利用者数を見ますと、利用があるときには1名から3名ほど、多いときでも6、7名の利用があります。また、日によっては利用がない便も見られるのが現状でございます。昨年10月から運行している3便についても、同様の状況でございます。

次に、利用者の声は町に届いているかでございます。

循環バスについては、運行本数も少なく、運行ルートも決まっていることから、いろいろなご意見をいただいています。しかしながら、昨年12月に実施しました横芝駅前、東陽病院循環バス及びタクシー車内、まちナビを活用しました町内公共交通に関する満足度調査では、満足、やや満足、普通、やや不満、不満の5項目で回答をお願いしましたところ、普通以上と回答をいただいた方が71%と、不便な地域であるものの、おおむね合格点をいただいているのではないかと考えているところでございます。

続いて、乗り合いタクシーの利用実績についてですが、デマンドタクシー導入後、これまでに登録をされた方は、平成30年2月14日現在で2,200人となります。年代別には、20代未満が118人、20代が67人、30代が47人、40代が124人、50代が140人、60代が308人、70代が528人、80代が713人、90代以上が155人で、60代以上の方が77.5%を占めております。

そのうち、利用したことがある方は882人で、登録をしたものの、利用していない方も多くいらっしゃいます。これは、実際に利用する方のほか、自分の交通手段を持っている家族もあわせて登録されるケースが多いことが一因であると考えております。

また、1人当たりの利用回数につきましては、システムに集計機能がございませんので把握しておりませんが、1日1台当たりの平均運行回数は、平成29年度は1月末現在で16.6回となっております。

最後に、主な利用先についてでございますが、乗車場所の上位5カ所は、カスミ、ビッグハウス、横芝駅、東陽病院、地域活動支援センターたんぼぼで、降車場所の上位5カ所は、東陽病院、横芝駅、ビッグハウス、カスミ、地域活動支援センターたんぼぼとなっております。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、成田空港問題について町長に質問いたします。

初めに、成田空港の機能強化に関しては、町の町民みんなが賛成、みんなが反対という簡単なものではないのかなというふうには思っています。

そこで、初めに町長が、新聞報道で私はわかったんですが、全員協議会の次の日に四者協議会があったということで、このときに全員協議会のときでも話が出ました。そのときに、四者協議会で合意しなかったということで、私はそのことは評価をしたいというふうに思い

ます。これからも騒音下住民の声をよく酌んで、決断されるべきことだというふうに思っています。

そこで、成田空港の機能強化修正案に対する騒音下住民の気持ちなんですが、これは非常に複雑な気持ちになっているというふうに私は思っていますが、町長はそこほどのように認識、感じておられるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 2月28日、3月1日に行われました説明会において、特段ということで、私のほうから皆さんに改めてご説明を申し上げたい部分ということで、特に3本目の滑走路の当初、例えば6時から24時というのも選択肢に残すことができました旨の発言はさせていただきますましたが、その部分で私どもも一定の評価という認識があったわけでございますけれども、あそこに集まっていたいただきました町民の皆さんについては、さほど大きな問題ではないというような認識でありました。

それと、スライド運用の問題につきましては、まだまだ理解がされていないというのも現状なのかなという部分についても、そういう認識でおるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） スライド運用については理解していない、確かにスライド運用はなかなか理解しにくい問題だというふうに思います。騒音下の人でなければ、スライド運用のことは理解、とてもできない問題なのかなとは思っています。

第3滑走路の一つ問題なんですが、計画されている、成田空港の第3滑走路は、町長がよく国策と言います。皆さんも国策というふうに言います。国交省が指導して主導権と言いますか、握ってやっている、承認を出すところなので、当然国策、国の事業だと思います。

国策だから仕方ないということで、建設をゴリ押しされたのでは、騒音下住民の生活、そういう人たちの生活というのは成り立たなくなっていくようなことだと思います。とてもじゃないけれども、理解がもらえないというふうに思います。

そういう中で、住民説明会で来てくれた人というのは、多くの人が騒音下住民の人だったというふうに思いますが、先ほどもいろいろ出ていますが、住民の声というものを率直にどのように受けとめたかということ伺います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） きょう、数名の議員さんからも一般質問でお答えをさせていただいて

おりますし、また先般、昨年暮れの住民アンケートにおきましても、やはり不安要素の中に騒音という問題がしっかり残されている。それに対する運用時間の問題について、先ほど廃止を求めるものではなくて、やっぱり今、山崎議員がおっしゃられましたとおり、国策という流れの中で日本経済を云々ということがあるわけでありまして。

その中においても、やはり一番大きな影響、騒音被害を受ける横芝光町の住民の皆さんが、反対の人のほうが声大きいという意見もございますけれども、現実としてそういう問題になりつつある現状でございますので、今後、運用時間の問題につきましても、もう一度再考をお願いするようなことがあるのかもしれませんが、そこについては、今思案中でございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長、再考を求めるというのは、四者協議会のときで求めるということではよろしいですかね。そのように受け取ってよろしいですか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっとその場所というのは、四者協議会には限らないのかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 地域振興策ということで、いろいろな地域振興策を要望していますし、各自治体も要望しています。補償、防音の工事の拡充、充実ということも当然言われております。

そういう中で、もう一度確認なんです、地域振興策を町が要望しています。先ほどもいろいろ、きょうの議会では出ていました。そういう町の要望は要望、そして飛行時間の、カーフェーの規制の緩和ということは別の問題として考えていくということではよろしいですかね、町長の考えとしては。

要するに、時間は時間の問題、地域振興策は地域振興策ということで、要するに地域振興策と引きかえに時間の延長を認めますとか、そういう取引というのはしていく、そういう可能性はあるということですか。それとも、全くそういうことはなく交渉していくということでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いずれにいたしましても、容量拡大の問題で3本目の滑走路ができる等があれば、どういう運用時間においても、騒音被害というものは必然的にあるわけでございます。それに対して町の振興ということで、それを求めていくということでございますので、そういうのを一体というんでしょうか、何というんでしょうか、要は言葉としてはそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

ということは、地域振興策を要望して、第3滑走路の建設と地域振興策というのは一体のものだということによろしいですね。

続きまして、カーフェーの拡大なんですけど、ことし3月31日で発効して5年になると思います。5年前に佐藤町長は四者協議会のところで署名していると思います。私、ちょっと見てみましたら名前が載っていましたので。

それで、要するに今度のA滑走路の時間延長、カーフェーの制限ですかね、今は11時までということになっています。弾力的な運用でその後12時までということが認められていますが、30万回と。これを12時までということで、利用便数の制限もなしということで提案されています。これの認識、騒音下の住民は認めないと言っていますが、町長はこの問題はどのように考えますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 強い反対の意見がある部分というのも承知しているところでございまして、その部分も含めて、今後思案し、また空港会社、国交省とも話を煮詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） では、スライド運用について質問したいと思います。

スライド運用に関して、町民の理解というのはどれくらい、スライド運用の理解はされているというふうに町長は感じていますか。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まだ一部理解が得られていないのかなという発言もあるように認識をしております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 第3滑走路ができたときの仮定の話で非常に申しわけないんですが、スライド運用は第3滑走路ができたときの話になりますね。そのときには、7時間の静穏時間を確保したということで新たな提案が出されています。

この7時間の静穏時間の確保とありますが、住民は納得していないというのがそうなんです。それよりも何よりも、とてもじゃないけれども、認められるような内容ではないと思うんです。

というのは、時間帯によって違って来る。これは風向きによっても違って来るということで、2本の滑走路を使います、1本を休ませますとありますが、きょうはうるさい、でもあしたは、同じところですよ、うるさくない、またあさってはうるさいということが起きますよね。日によって違って来る。これは風向きによって違って来るので、同じ2本でも毎日その時間が静か、うるさいということに限らないんです。

だから、このスライドということはどういう風に、とてもじゃないけれども、このような提案というのは認められるのかな、どうなのかなと、これは国交省はどういうふうを考えているのかなと私なんかは思っちゃうんです。

なので、そのこのところはどのように考えるのか。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） スライド運用に関してお答えします。

スライド運用につきましては、毎日変わるのではなくて、ある一定の周期、数カ月とかです。ね、ごとに組み合わせ、早番、遅番を変えます。風向きによってその時間帯は変わるわけではなくて、早番は当面、その周期が3カ月なのか6カ月なのかはわかりませんが、それで早番は早番、遅番は遅番ということで、風向きによって毎日変わることはございません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ちょっと私と認識が違うもので、すみません。ここでやっても仕方ないかなと思いますが。

例えば、こういうことなんです、室長。南風的时候には北から着陸します。北風的时候には南から着陸します。これが風が変わったらどうなりますか。滑走路が変わりますよね。

〔「変わらない」と言う人あり〕

○4番（山崎義貞君） 変わらないですか。

だから、例えばA滑走路は常に使えますよね。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 繰り返しになりますけれども、離陸と着陸は変わりますけれども、その滑走路の時間は変わらないです。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 時間は、要するに使う滑走路は変わらないというのは承知しています。

でも、風向きによって使う時間、便数が違って来るから、違って来るでしょうということを私は言いたかったんです。だから、離陸、着陸、そのときによって、朝は、言っていることはわかりますよね。いいです。すみません。

スライド運用をするにしても、提案されている朝の5時から夜の12時半、24時半ということ認めてほしいということで強く要望されていますが、当然無理難題を要求しているんじゃないかというふうに私は思いますが、この時間問題については、やはり町民と対話をして理解を求めていくということなのか、先ほども町長が言いましたが、このところでの町民との意見交換というのはどれくらいをめどに、いつぐらいまでをめどにやっっていこうというふうに思っていますか。やる期限をどれくらいまでやっっていこうと思っているのか、あれば教えてください。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いましばらくお待ちをいただきたい、決断をするのにお待ちいただきたいという部分と、期限について明言できるものではなくて、いましばらくお待ちいただくというところがございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 町長、非常にわかりますが、夏をめどにとか、秋をめどにとか、その大ざっぱなところというのも、何とも言えないというところですか。わかれば、自分の思いがあれば教えていただければ助かるなと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、わかりません。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、次の問題、国保の広域化について再質問させていただきます。

す。

国保の都道府県化に伴った滞納強化は行われるのかということでは、特段今までと同じようにやっていくということではわかりました。

それで、国保なんですけど、国保の滞納者の大多数というのが所得ゼロから300万、200から300万までの世帯だと思います。私、ちょっと調べさせてもらったんですけど、先ほど資格証明書と短期証明書、ありましたが、その中で収入別では、やはり低所得者が圧倒的に多くて、300万でも決して高いとは思いませんが、超える滞納者というのが何件かあります。この滞納者というのは、それなりにきちんと徴収、町のほうで指導してやっていただきたいと思いますけど、一番、滞納とかかわらず、国保の今度の広域化でのメリットといいますか、そのところはどのようなところがありますかね。住民課長、よろしくお願いします。

○議長（川島勝美君） 住民課長。

○住民課長（萩原浩己君） 国保の広域化によりまして、先ほども税務課長のほうから答弁いたしましたけれども、滞納に対しましては、広域化になったからそれに基づいての変化というのはございません。

あくまでも広域化というのは、県が財政の主体になって、町はそれに基づいて今までどおり資格や、もちろん保険税を賦課徴収することになっておりますので、広域化によって滞納者の対応が変わるものではございません。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 課長、質問通告はしていないんですが、国保の広域化によって保険料はどのようになるんでしょうか。今年度の国保会計の予算書の中でも、減額計上になっていきます。県の算定結果が出ていると思います、国保税の。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員、一般質問、前回でも申し合わせましたように、通告をされたのみをしていただきたい。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

国保の滞納ですが、国保の滞納は1世帯当たりの世帯主にかかる、要するに1世帯当たりの所得に対して賦課されることとなります。例えば、家族数が多ければ、小さい子供が1人生まれれば、誕生した段階で国保税は値上がりします。それによって、国保税が払えなくなるということが起きてきます。これは国保の抜本的欠陥、抜本的というか構造的欠陥があるから、このようなことが起きているのではないのでしょうか。

そういう中で、国保税を下げるということが、非常に大きな問題になってきていると思います。

そういう中で、今度の国保、県統一化された国保税ということで、値下がりするのでしょうか。今度の国保税は上がることになるのでしょうか。値下がりがあるのでしょうか。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） 広域化に伴いまして、大きく変わる点がございまして、国保税率の算定につきましては、平成30年度から県が算定した標準税率を参考に、市町村の事情に応じて国保税率を決定するというふうに変わりました。これは前にもご説明があったと思いますが。

標準税率を参考に、30年度の税率を決定するわけですが、その標準税率が示されたのが実は先月でございまして、ただいま平成30年度の税率をどうするかにつきましては、精査検討中でございます。これにつきましては、できれば今月中には執行部の方針を取りまとめまして、4月になりましたら議員の皆様へもご説明をしたいというふうに考えております。

したがいまして、現在のところ、国保税率を下げるか上げるかにつきましては回答できないという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） そうしますと、標準税率が県から示されて、それに基づいて町のほうが税額を決めるということであって、また例えば示された税率に基づいて計算して、国保が上がり、滞納者がふえるというようなことがあってはならないのかなと、命を脅かすような、医療にかかれないということになっては大変なことになるので。

県が示された標準税率でいきますと、横芝光町は下がる計算にはなります。なので、そういう点でも国保税を下げるということが一番肝心なのかなというふうに私は思います。

そういう中で、標準税率に基づいて国保税を下げていくということは至極当たり前のことだと思いますが、課長、どのように考えますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） 議員、標準税率に基づくということでおっしゃられていますが、基づくではなくて参考にとということになりますので、必ずしもその標準税率に縛られるということはありません。

あと、県が示した標準税率の算定の方法なんですけれども、例えば算定に用いる所得です

とか世帯数、また被保険者数につきましては、平成26年、27年、28年度、3カ年の平均値を用いまして算定をしております。

ところが、実際の30年度の世帯数とか被保険者数につきましては、県が用いた数値からもう乖離が生じておりますので、実際県が算定した標準税率のとおりにはならないというふうには認識しておるところでございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

なるべく滞納者といいますか、国保加入者、低所得者が苦しまないような形での算定をしていただきたいというふうに思います。

次に、公共交通について再質問します。

公共交通をどのように充実させていくか、利用者が利用しやすいような公共交通にしていかなければならない。これは町の計画にもありますし、若い人も含めて、それからもちろん高齢者の人もそうです。だから、どのような形で基本的に公共交通を構築していくかということが非常に大事になってくると思います。

その中で、バスは、私は光の日吉地区の出身なので特にそういう声を聞くんですが、バスの充実ということを言われます。今現在であれば、篠本2区のところでとまっていますが、それをもう200メートルくらい移動して、篠本1区まで届けてくれると、買い物もできると、バスを使って買い物に行けるという話も聞きます。

年寄りが篠本2区から篠本1区まで歩いていくのは大変だという声もありますので、運行ルートの若干の検討とかということは考えてほしいと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 運行ルートの見直し等につきましては、公共交通会議というものを組織してございまして、その中でお諮りして運行経路等の見直し作業を行っております。

今現在の運行ルートにつきましては、昨年見直したばかりということで、当然空白地域が存在するというのは、申しわけないですけども、やっぱり一方ではやむを得ないこととございます。そういった中でも、できるだけ地域のニーズに合うような形での運行ルートを設定していきたいというような考え方はございますけれども、今のご質問の中で、すぐに来年見直せというようなことであれば、ちょっとそれは難しいのかなという部分で答えさせて

いただきます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。

バスの利用も少ないという話も聞きました。よく費用対効果という話も出ますが、逆にデマンド交通の乗り合いタクシー、タクシーは非常に利用がふえている。ましてや、バスもそうなんです、カスミができてからの利用が非常にふえている。これはやっぱり買い物にそこに行くということの一つのあらわれなのかな。

だから、要するにデマンド交通も含めて、バスも含めて、もう一度利用しやすい見直しというものが必要になってくると思います。アンケートもとったりとか、そういうことも必要になってくるのかなと思いますが、そのところはどのように、課長、考えますでしょうか。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 議員おっしゃるように、以前は循環バスの中の町内のバスルートを構築していました。それが、利便性の向上というのは当然あるんですけども、デマンドタクシーと併用するような形で、循環バスが通らないところについてはデマンドタクシーをお使いいただきたいというのは、そういう観点も含めてそういった見直しを行っています。

今後については、当然、循環バスの買い換え時期等々もございますので、その辺については将来的にどうするんだというような議論も今後進めていかなければなりませんけれども、現段階では、うまく循環バスとデマンドタクシーを併用するような形でお願いしたいというふうな考えを持っています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、バスの対応ということもあるということなので、そのときには抜本的な改善、改革が必要になってくると思いますので、より使いやすいデマンド交通システムを構築していただけることを、そして何よりも利用者の目線に立った料金を上げない形での改革というか、改善をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川島勝美君） 以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（川島勝美君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月8日から3月12日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月12日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島勝美君） 本日の日程は、これをもって終了します。

3月13日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時20分)

3 月 定 例 会

(第 3 号)

平成30年3月横芝光町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年3月13日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第7号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第8号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第9号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町空家等対策協議会条例の制定について

日程第12 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第14号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第15号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第16 議案第16号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（横芝光町老人憩いの家）

日程第17 議案第17号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（横芝光町地域活動支援センター）

日程第18 議案第18号審議（質疑・討論・採決）

指定管理者の指定について（横芝光町横芝駅前情報交流館）

日程第19 議案第19号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町一般会計補正予算（第6号）について

日程第20 議案第20号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第21号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第22号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第23 議案第23号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第24号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第25号審議（質疑・討論・採決）

平成29年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 6 議案第 2 6 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町一般会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号審議（質疑・討論・採決）
平成 3 0 年度横芝光町病院事業会計予算について
- 日程第 3 3 請願及び陳情の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 3 3 まで同じ

追加日程第 1 発議第 1 号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書について

出席議員（15名）

1 番	秋 鹿 幹 夫 君	3 番	宮 菌 博 香 君
4 番	山 崎 義 貞 君	5 番	庄 内 賢 一 君
6 番	鈴 木 和 彦 君	7 番	齋 藤 順 一 君
8 番	森 川 忠 君	9 番	川 島 仁 君
1 0 番	川 島 富 士 子 君	1 1 番	鈴 木 克 征 君
1 2 番	野 村 和 好 君	1 3 番	山 崎 貞 一 君
1 4 番	鈴 木 唯 夫 君	1 5 番	八 角 健 一 君
1 6 番	川 島 勝 美 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	市原成一君	企画財政課長	大木良夫君
空港・地域 振興室長	平山貴之君	環境防災課長	川島敏彦君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	萩原浩己君
産業振興課長	早川典男君	都市建設課長	堀越健一君
福祉課長	林雅弘君	健康こども 健康課長	椎名淳君
食肉センター 所長	熱田雅之君	東陽病院 事務局長	小川義則君
会計管理者	秋葉義臣君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	川嶋修君

職務のため出席した者の職氏名

局長	郡司民夫	書記	椎名晴美
----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（川島勝美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎諸般の報告

○議長（川島勝美君） 日程に入るに先立ち、ご報告します。

初めに、本日、民生文教常任委員会委員長から、請願第1号及び陳情第1号、陳情第2号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、ご報告します。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） これより日程に入ります。

これより議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第2、議案第2号 横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第3、議案第3号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） すみません、素朴な疑問というか、あれなんですけれども、こちらの黄色いほうの20ページ、第4条で、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、とつけ加えているわけなんですけれども、近年、お母さん方で、非常に保育所とかが近くてもやはり子供のことを考えて、何か手前、手前というか、ちょっと表現悪いですね、隣の保育所はあいているんだけれども、どうしても隣の保育所に入れたいということで待機をして、手前の、手前というか、隣の保育所だと入所が可能なんだけれども、やはり将来の子供のことを考えるとどうしても隣に入れたいと、そういった場合でも待機になるんですか。その辺の取り扱いはどうなふうになるんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、ただいまの鈴木克征議員のご質問ですが、保育所の待機の関係かと思えますけれども、実際に、ここの保育所がいい、第1希望というか、そういうお母さん方、お話しいただくことはあります。第2希望に回っていただくという場合もございますし、一応報告の数字としましては、町内でカウントいたしますので、待機という状況ではないという考え方にはなっております。ただ、勤務の関係等々で町内に住所がある方が町外の勤務地、勤務地に近い町外の保育所等に通っているお母さん、また逆、町外のお母さんが町内の保育所に預けているということも何人かは現在ある状況にはございます。以上です。

○議長（川島勝美君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） そうしますと、やはりそこに入らせていただくというか、あいているところに、第1希望の保育所じゃなくて、そういうあいているところ、それに合うところであれば入らせていただくというような考えでよろしいんですかね。わかりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第4、議案第4号 横芝光町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この支給のアップは毎年行われているものなんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） 人事院ですとか、千葉県人事委員会の勧告、報告をもって、一般職の期末勤勉手当等が改正されるものに合わせて改正をさせていただいておりますので、毎年とは限っておりません。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） そうしますと、人事院の勧告にある数字に基づいて引き上げというか、改定を定めているという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） お見込みのとおりです。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） この条例は、条例というか、引き上げに関しては、条例で定めなくてはならないものなんでしょうか、引き上げに関して。要するに、人事院の勧告が出ていますが、それを無視ということじゃないんですが、そういうことというのはできるんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） これはあくまでも私ども執行部のほうで議案として提出をさせていただきまして、議決をされたときには執行させていただくという考えでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第5、議案第5号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 先ほどと同じなのですが、これも人事院勧告に基づいて、あったときには提出をしているということによろしいですか。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） そのとおりでございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

〔4番議員「議長、討論」と発言〕

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 人事院勧告に基づいて提案されている歳費の町議員の給与に関する条例の改正なのですが……

〔「違うよ」と言う人あり〕

○4番（山崎義貞君） すみません。特別職の改定なのですが、やはり先ほどの議員報酬の費用弁償と関係して、町民の理解は、これはなかなか得られない、この情勢のもと得られないと考えるので、私はこれに対して反対をいたします。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私は議案第5号について賛成する立場から討論をいたします。

賛成する理由は、本案については千葉県人事委員会勧告等に基づく一般職職員の期末勤勉手当の支給割合を変更するため、これと特別職の期末手当の支給割合の均衡を保つべく提案されたものであり、住民から理解を得られる内容となっていると思います。

従来から特別職の期末手当の支給割合は、一般職職員の期末勤勉手当の支給割合と同一であり、これ以外に特別職の期末手当の支給割合の根拠を見出すことは困難だと思います。

また、町外から通勤する特別職の職員に係る通勤手当を新たに加える改正につきましても、費用弁償として支給することや近隣自治体との均衡を図る観点からも適切、妥当なものと考えます。

以上の理由から、私は議案第5号に賛成をいたします。

○議長（川島勝美君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第6、議案第6号 横芝光町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第7、議案第7号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第8、議案第8号 横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第9、議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第10、議案第10号 横芝光町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第11、議案第11号 横芝光町空家等対策協議会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、1点だけお伺いします。

ピンクの表紙、議案つづり73ページ、最下段の表中、空家等対策協議会委員の報酬、日額7,000円に定めた理由についてお伺いします。といいますのは、一般的に本町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例ですと、委員長は4,700円、委員は3,600円に定められております。よろしくお願ひいたします。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） それでは、宮菌議員からのご質問にお答えいたします。

まず、条例の中で、第3条第2項第1号で、本不動産または建築等に関する学識経験を有する者という委員のメンバーをうたっておりますが、今現在、想定しておりますのが、法務関係ですと弁護士、司法書士、それからあと建築関係では建築士ですとか不動産鑑定士、そういったものを想定しております、平成29年末現在で、県内で法定協議会を設置している団体が21団体ありまして、そのうちの12団体が弁護士を委員としております。その委員報酬を見させていただきますと、12団体のうち、うちのほうの7,000円の設定よりも低いのは3団体、それで特に低いのが銚子市の5,000円、それと勝浦市の5,500円。あとは、高いところでは千葉市が1万3,000円、市川が9,100円、船橋が9,800円等ですね。その中でも中位から下位の金額で設定をさせていただいているということでございますので、大分、弁護士それから司法書士等の国家資格を持った方を委員にどうしても入れなきゃいけない部分がございます、その中では、報酬として比較的安価なほうではないかなと考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 弁護士とかそういう人たちが入るからというのは了解できました。しかしながら、委員の構成を見ますと、委員は次に掲げるもののうちから町長が委嘱し、または任命するというので、2号の中で町議会の議員等、そういう人たちも入っているわけで

すけれども、そういう人たちにもこれから見ますと7,000円を支払うという考えなのか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） その件につきましては、そういう資格をお持ちになっていない方、それから一般の方も入っているという宮菌議員のご意見も十分わかりますが、それについても検討した結果、県内でもそれを分けて支給している、要は同じ協議会で同じ内容を協議していただくのに、委員報酬を分けているというところが県内では見当たりません。県外では何か所かございますが、基本的には同じ協議会で同じ内容について協議をいただくということですんで、日額の報酬については同額とさせていただきたいということで提案させていただきました。

以上です。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 私はその考え方はおかしいと思っています。そして、今3回目ですから、これ以上言えませんので、そういうことであれば、なおさら議案の補足説明のときに具体的な説明をしていただきたかったというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 同様のと言いましょうか、まず、その日額7,000円の件は理解できました。そして、71ページの、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、任命をする、1、2、3とございますが、これはおのおの何名ぐらいつつ予定をされているのかお尋ねいたします。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） まだ、何分条例が議会を通っていない状況ですんで、あくまでも課内での試案ということでお聞きいただきたいと思います。まず、町当局といたしましては都市建設課、私のところが事務局になりますんで、私と、それからあと環境防災課、企画財政課、あと税務課、そのほか弁護士は1名、司法書士1名、不動産鑑定士1名、土地家屋調査士1名、建築士1名、それからあと大学教授1名、議会議員を2名、警察1名、消防署1名、それから千葉県土木事務所の建築関係の職員を1名ということで、一応案としては考えております。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 今、課長は議会が通ってからとおっしゃいますけれども、全然様子が

わからないのでは、我々もその賛否を述べがたいということでお聞きいただきたいと思えます。

そして、私がどうしてここで気になったのかといいますと、例えば、今もろもろおっしゃっていただきました、十数名ですね、かなりのメンバーになります。その中に、地域のことをよくご存じの、例えば行政総務員とか何かを入れたほうがいいんじゃないかなというのは私の意見ですが、それに関していかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） 地域の方でご意見を伺うというのも実際にほかでもやっているところございますので、それは参考にさせていただいて検討させていただきます。

〔8番議員「よろしく願います。以上です」と発言〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第12、議案第12号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 公園ですね、年々遊具の劣化とかいろいろありますが、このままいくとほとんどなくなってしまうという心配もあります。今後の、例えば遊具を入れかえとか、子供さんが少なくなっているのは事実ですけども、余計、公園もない町には行きたく

ないというような声が出るかもしれません。そんな中で、今後の、例えば遊具が大分劣化していればまたクローズしてしまうとか、その辺の計画はいかがでしょうか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） 児童遊園の撤去の関係でございますが、これは以前からお話もいただいております、新規に設置は控えていくという方針でございます。今ある児童遊園につきましても、軽微な修理可能なものにつきましては、修理をしてお使いいただく。ただ、基本的な構造部分がもう傷んで危険なものにつきましては、順次撤去させていただいております。さらに、地域の行政区、行政総務員さん等と協議をさせていただきまして、地域の子供の状況、利用状況等から、地域でもこれ以上管理ができないということで撤去要望がございます件について、順次今撤去しております。ご指摘のように、数が減っているということもございますが、当町には大きなスポーツ公園等もございますので、あとは教育施設である学校等の遊具等を活用していただくということで、新たにふやすことと遊具を入れかえていくという計画は、現時点では持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 課長にはちょっと寂しいかなというところがありますが、子供さんですね、確かに坂田池公園とか大きい公園に行くのは車で連れていけばいいことなんです、やはり例えばベビーカーというんですか、乳母車で連れていったりとか、やはりもうちょっと下の目線で、百数億ある自治体ですから、もうこれ以上は入れかえないということは、私はちょっと寂しい気持ちでしたが、町の方針であればいたし方ありません。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第13、議案第13号 横芝光町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第14、議案第14号 横芝光町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、関係資料83ページですが、本年4月から居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲しということになっておりますが、現状、町内には、先般の説明では10事業所という説明を受けました。現状、これから事業所もふえることは想定されますが、それより何より、その中心となるケアマネジャーですか、ケアマネさんが中心になるかと思えます。そのような、介護支援専門員というんでしょうか。その充足度は、課長、今どうなんですか。これから、ケアマネジャーというのは、ある意味管理職です

から、今勤務されている現場の職ではないんですね。だけれども、その現状はどうであるか把握されていますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） 指定居宅の関係については、次の議案なんですけれども、介護保険条例の質問であれでしょうか。

とりあえず、ケアマネジャーの充足率につきましては、居宅介護支援事業所におきましては、非常に確保が厳しいという話は伺っております。したがって、流動性も結構高くて、常にやめて、常にほかのところへ移るといった話も伺っておりますが、現在、うちのほう10事業所、議員ご指摘のようにございますが、ケアマネジャーの退職により事業を中止したいというお話も1事業所等から出ておりますので、非常に厳しい状況にあるということでございますが、事業を運営する以上はケアマネジャーの設置が必須でございますので、運営をされている事業所においては確保できているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 議長、申しわけありません、ちょっと勘違いしまして。今関連ということでお尋ねしたいと思います。

経過措置が約4年ですか、平成33年3月31日までとしておりますが、今看護関係のいろんな大学、専門学校もふえていて、社会福祉士を含めたそういう管理職というのは、ある意味、専門学校、大学をとということになっておりますので、その辺に関してもいろんな支援といたしましょうか、例えば、私、先般いろいろお尋ねした奨学金等々もご検討をということをお願いしたいと思います。

以上です。すみません。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第15、議案第15号 横芝光町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第16、議案第16号 指定管理者の指定について（横芝光町老人憩いの家）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 指定管理者、シルバー人材センターについてお伺いいたします。

こちら、複数の町民から苦情の連絡をいただいております。会員からは、一部の会員に偏っていて仕事もらえない。一般の住民からは、仕事を頼んでもなかなか派遣をされてこない等で、補助金を交付している町としての認識をお伺いいたします。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） シルバー人材センターへの苦情等が寄せられている、どのように町は認識しているかということでございますが、町も運営費補助金を交付している立場でありますので、町民の声などが寄せられていることは承知しております。その旨、シルバー人材センターへお伝えいたしまして、改善をしていただきたいとの要請を行っております。法人格を有した独立の団体でございますので、会員相互及び役員の間において十分な議論をいただきながら、改善が必要な部分については改善に努力をしていただくよう要請をしております。

シルバー人材センターの目的であります、働く意欲のある高齢者の就業を通じて地域社会に貢献をしていただけるよう、国の助成制度を活用して町も支援をしている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 今、会員数の話など出ましたが、シルバー人材センターで、理事会というのは大きな影響力を持つというようなことで、私も情報を得ているんですけども、定款上の権限及び人数、あと現在何人で構成されているのか、地域別人数構成はどのような内訳になっているのかお願いいたします。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） 今ご質問のありました理事会の権限でございますが、これにつきましては、定款のほうの30条に規定がございます。まず1点目として、センターの業務執行の決定、2点目といたしまして、理事の職務の執行の監督、3点目といたしまして、会長、副会長及び常務理事の選定及び解職、4点目といたしまして、各事業年度の事業計画及び収支予算の承認となります。

人数でございますが、こちらにつきましては定款の第21条で、理事3名以上9名以内、監事2名以内とされております。現在の構成人員でございますが、理事7名、監事2名でございます。

地区別の構成人員はどのようになっているかということでございますが、中学校区単位で申し上げさせていただきますと、理事は横芝地区2名、光地区5名、監事は横芝地区1名、光地区1名となります。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第17、議案第17号 指定管理者の指定について（横芝光町地域活動センター）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第18、議案第18号 指定管理者の指定について（横芝光町横芝駅

前情報交流館)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長(川島勝美君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(川島勝美君) ご異議ないものと認め、これより議案第18号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(川島勝美君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号審議(質疑・討論・採決)

○議長(川島勝美君) 日程第19、議案第19号 平成29年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長(川島勝美君) 森川忠議員。

○8番(森川 忠君) それでは、私から1点お願いしたいと思います。

35ページの道路新設改良費、マイナス1億317万3,000円ですが、右側の備考欄、説明欄を見ますと、代替用地買収等が苦戦をしているのかなということがありますが、見通しとして、課長、どうなんですか、全体的な見通し。こんなに大きなマイナス補正があって、やはりスムーズではないなというような印象がありますが、その辺どうでしょうか。今後の見通し。

○議長(川島勝美君) 都市建設課長。

○都市建設課長(堀越健一君) 補正額で減額が非常に多いということですが、これにつきましては、確かに用地買収で難航している箇所もございますが、一番大きな理由としては、当初予算のときに国に国庫補助の要望をしております、その国庫補助要望額に対して補助金がついてきていない。要は、平成26年くらいまでですと、要望額と予算額がほぼと

んどん、あるいは補助額のほうが後から追加で上回っていたという状況がございまして、それが平成27年度以降は、27年度が大体予算に対して47%くらい、28年度は35%、29年度が27.9%ということで、一番の要因は、補助金が、全国で同じ補助金に手を上げている団体がふえてきたもので、パイが決まっている中で取り合いになっているというのが一番大きな要因にはなっております。ですので、この補助金につきましては、同一の補助金の中で何路線か持っておりますので、事業の進捗を図れるところに回させていただいて、要はすぐに事業効果が出ない路線については減額させていただいて、その分をほかの路線に回させていただいている関係上、ちょっと偏った路線で大きな減額になっているというのが原因になっております。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。なかなか国からの補助金がうまく来ていないということですが、先ほど聞いた過去3年の47%、35%、27.9%、非常に減っていることも想定してやらないと、また億単位のマイナス補正というのはちょっといかなものかなというような感じがします。やはり国は強いですからね、余り抵抗することなく、素直によろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第19号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

(午前10時51分)

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時05分）

◎議案第20号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 議案審議を続けます。

日程第20、議案第20号 平成29年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） まず1点。1億5,513万8,000円の減額、要するにこの補正、すごい金額なんですけど、この理由は、どうしてこのような大きな金額になっているのか聞きたいと思います。

○議長（川島勝美君） 住民課長。

○住民課長（萩原浩己君） 総額のことであったかと思えますけれども、いろいろ国・県等の交付決定によるもの、あとは医療費等の実績等々によるものでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） そうしますと、年度の立てたときの予算と比べてそれだけ、国からの支援分は減ったということ、減ってきているからということなんでしょうか。そのところをもう一度、私の認識がっていないので教えていただければと思います。

それと、来年度から始まる広域化に向けてのことと関係しているのかどうかということもあわせて教えていただければと思います。

それで、すみません、3回しか質問できないので、7ページのところの繰越金なんですけど、2,686万1,000円の繰越金、この繰越金の内容といいますか、それを教えていただければと思います。

○議長（川島勝美君） 住民課長。

○住民課長（萩原浩己君） まず、繰越金の関係ですけれども、これは昨年度の収入に対しての平均支出に基づきましての、あくまでも28年度分についての29年度に繰り越した金額でございます。

もう1点、今回のこの1億5,513万8,000円の減額に対して、これが来年度の国保の広域化に関係するののかということですが、これは広域化については全く関係はございません。

あと、もう一度、この1億5,000万円につきましてですけれども、先ほども申し上げましたとおり、国からの負担金、交付金等々の交付決定に基づく、今年度、もう年度終盤に來まして、交付決定等々が既に來ておりますので、その交付決定等に基づいた減額等がございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 数的なことはわかりました。結構です。ありがとうございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第20号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第21、議案第21号 平成29年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第21号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第22、議案第22号 平成29年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第22号について採決します。
本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第23、議案第23号 平成29年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第23号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第24、議案第24号 平成29年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第25、議案第25号 平成29年度横芝光町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第25号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第26、議案第26号 平成30年度横芝光町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） では、私のほうから2点お伺いします。

最初に、平成30年度横芝光町予算書の3ページ、歳入歳出予算の総額は103億3,500万円ですが、町長は、平成28年度を目標年度として、聖域なき行政改革、当初予算を10億円削減し、当初予算90億円という編成方針を打ち出しているわけですが、いまだに目標達成どころか、さらに予算が膨れ上がった理由についてお伺いします。

次に、予算書174ページ、9款6項1目の保健体育総務費のスポーツ少年団活動事業についてお伺いします。

私が平成29年9月の定例会の一般質問で、来年度は少年野球のボールが変わる予定になっており、ボール代として臨時的経費がかかることが想定されるので、特殊事情が生じる場合の対応をお伺いしたところ、町長及び担当課長から前向きな回答をいただきました。しかしながら、いざふたをあけてみると、前年度並みで何も予算に反映されておられません。担当課に確認したところ、予算要求はしたものの通らなかったということでありました。町長及び教育長はどのような考え方で予算の増額を考えてくれなかったのかお伺いするものであります。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、宮菌議員からただいま平成30年度の予算額、予算規模ですね、103億3,500万ということでご質問がございました。この額につきましては、議員のご質問の中にもございましたように、聖域なき行財政改革ということで、当初予算規模、90億円規模を目指すということで昨年度も取り組んでおりました。本年度につきましては、編成方針の中でこの文言につきましては外した編成方針を掲げてございます。

この要因でございますけれども、当初予算の編成に当たりましては、30年度財政需要が29年度の編成時点よりも多く見込まれることが予測できましたことから、この冠を外したわけでございますけれども、一つの要因としましては、30年度の提案理由の説明でもお話ししましたとおり、まず本庁舎の北側の車庫棟の改築工事、これに係る費用がざっと2億円ほど、そして地域振興基金の積立金ということで、これも当初、30年度の積み立てにつきましては4億円ということで財政サイドでは試算しておったんですけれども、やはり予算規模が膨らんでしまうということでご審議いただいております2億円の積み立てをしております。

このほか、文化会館の空調機の改修工事、これが約1億4,000万、そして町営住宅の大規模な修繕工事、これが5,000万円ほど、そのほかにも、保育の委託事業の関係も2億5,000万ほどの財政需要があったということで、これらの増額要因が当初から見込めましたことから、編成方針ではそういった部分を除きまして各課に示したところでございます。

当然、特殊事情的なものがあったというような中で、30年度の予算編成に取り組んでおりましたけれども、これについては、31年度以降についてもこういった部分については整理をしながら、私何度も申し上げますけれども、当町の標準財政規模65億円です。これが103億、100億を超える予算規模が適正かどうかという部分については、これは一過性の予算規模であればやむを得ない部分があるんですけれども、これが恒常的な予算規模かということになりますと甚だ疑問を感じる部分がございますので、そういった部分については整理をしながら、次年度以降の予算編成に取り組んでいきたいと、そういう考えを持っています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 29年9月議会の中で、社会文化課長のほうから前向きな回答があったということであったわけですがけれども、その後予算請求をしたわけですがけれども、近隣自治体の状況等を踏まえながら考えたいというような結論に達しまして、今後考えていきたいというのが結論でございます。

ただし、今現在、政府の言う働き方改革という問題があるわけですが、そういう中で、これは直接社会体育指導者との関連はないわけですが、間接的に教員の長時間労働が今叫ばれていまして、それを解消したいということから、運動部活動のガイドライン等の検討をしております。

なおかつ、中体連、中学校体育連盟の中では、社会体育団体との統一大会等も考えつつあります、今現在。そういう中で、児童・生徒数の減少も含めて社会体育指導部との共存、こういうことも今後考えていかなきゃいけないというふうに考えています。

それと同時に、例えば名古屋市の小体連、小中学校体育連盟、これ名古屋市の教育委員会が管轄しているわけですが、名古屋市の小学校の運動部活動については2021年から中止をするというような答申も出ておりまして、今後、先ほど申し上げましたように、小・中学校の体育活動並びに社会体育に関するスポーツ活動の連携が大切となってくるというふうに私も考えておるところでございます。

ですからこそ、来年度ということも考えられるわけですが、先ほど申し上げましたように、近隣市町村自治体の状況等を踏まえながら、来年度以降は考えていきたいというのが結論でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） まず、予算全体の関係については、町長が答弁してくれなかったということは非常に残念でなりません。あえて言わせていただきます。当初予算の関係については、町長は職員任せにすることなく、きめ細かく、その時々合ったタイムリーな予算編成をしていただくとともに、将来にわたって若者が町の借金を背負うことがないようにしていただきたいと思いますが、町長のお考えについてお伺いいたします。

2点目の関係については、教育長からいろいろ話がありました。通常につきましては、山武郡の中では横芝光町は手厚い対応をしていただいているというふうには認識をしております。しかしながら、ふだんから子ども・子育て対策等をいろいろ言っている、その中で今回特殊事情が生まれる中で、そんなに大金が支出されるわけでもない。当然そうなればみんな保護者負担になってくる。そういうものをやっぱりその時々合ったようにきめ細かくやっていかなければならないのかな。それがまた行政なのかな。

教育長は、また、中学生の部活の関係について言いましたけれども、一つの例をとれば、群馬県桐生市を調べていただきたいと思いますけれども、野球を例にしてみれば、土日は教職員が教えておりません。学校を全部開放していただいて、民間のそういう指導者が行っている。

当然、したがいまして、教職員との連携もとっていることと思いますけれども、そういうスポーツ少年団組織を中学生でも立ち上げて、部員が多いところでは100人以上いるところもあります。ですから、今考えている、今考えているというのも大切かもしれませんが、考え過ぎて、今回の学校の統廃合の問題についても他からおくれないように考えていかなければならないのかなと思っておりますので、そういうことを踏まえまして、それでスポーツ少年団の件につきましては、ボール等が改正されるのが来年になってからということであれば、9月補正でも対応は可能なのかなと思っておりますけれども、その辺を含めまして町長と教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、予算規模のご質問にお答えさせていただきますけれども、細かい話としては、先ほど企画財政課長が答弁をさせていただいたものでございまして、やはり今国の施策も非常に積極的な状況の中で、それを踏襲する中で、必然的に町の予算も上がってきてしまうという状況もあるのも否めないことございまして、28年度以降、90億円を目指すという立ち位置の中で進めてきたわけでありまして、今につきましては、その冠を外したと申し上げましたとおり、それを抜いてとは言いながらも、あるだけの金を使ってしまおうということではなくて、当然一つ一つ吟味しながら、その予算執行をこれからは進めていかなければならないのではないかとこのところでございます。当然、持続可能な財政運営を目指しながら、公平性を持って、町民の幸せと町の発展のためにこれからも進めていきたい、また、それを財源として使わせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 今、宮菌議員のほうから桐生市の問題等も出たわけですが、そういうことについては今後当然ふえてくるだろうというふうに考えております。学校体育と社会体育の連携というか、協力といいますか、そういう状態がふえていく。国自体もそのガイドライン、先ほど申し上げましたように、児童・生徒の減少からそういうことについても今現在考えておまして、それらについての結論が近々出るだろうというふうに考えております。

そういう中での、これは野球のボールということになるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の様子を見ながら検討を進めたいということで、先ほどと結論

が変わらなくて申しわけないんですけれども、そういうことでご容赦いただければありがたいというふうに思います。

○議長（川島勝美君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、再度確認します。イエスカノーでもう答えてください。

ボールは来年1月から多分変わるような感じになってこようかと思えますけれども、それについて幾らかの助成でもする気があるのかなのか、イエスカノーで町長、教育長それぞれ答えてください。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） イエスカノーかと言われましても、担当課、また教育長部局において結論を導き出してもらった部分について承認をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

[3番議員「答えになっていないからな、だからノーなんでしょう、イエスカノーで答えてくれと言っているのに、したら3回で終わらんなくなっちゃうでしょうよ」と発言]

○議長（川島勝美君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） イエスカノーかという答えがあったわけですけれども、先ほど来同じことを申し上げて大変恐縮ですけれども、今後の様子を見ながら検討を進めていきたいということでご容赦いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） 私からは5点質問させていただきます。

予算概要の33ページ、3款2項4目すこやか保育支援事業についてです。29年度と比較して16万9,600円の減額理由を教えてください。

続きまして、予算概要の35ページ、4款1項3目自殺対策強化事業。29年度比較で、計画策定に当たる予算の減額ということはわかります。計画策定後、この中でどのように進めていきたいとお考えか、お考えをお伺いいたします。

続きまして、同じく35ページ、4款1項3目の子育て世代包括支援センター事業。プレイルームの改修ということでしたが、こちらをどのようなもので行っていきたいのか、お考えをお伺いいたします。

続きまして、予算書の概要30ページ、3款1項2目、先ほどのシルバー人材センターの関連ですが、運営事業補助金500万円が計上されております。先ほども議案第16号で議論いた

しましたけれども、この予算が通ればこの金額のまま交付されるのでしょうか。

以上、まず4点お願いいたします。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、秋鹿議員からのご質問、私のほうからは3点だったと思います。ご回答いたします。

まず、概要版の33ページ、上から3行目になります。すこやか保育支援事業、この減額の原因ということではありますが、こちらの事業につきましては、私立保育所における保育士数の充足を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するための体制づくりを推進し、保育内容の充実を図るもので、県の補助事業を受け実施しているものです。

減額の原因でございますが、こちらの事業が基本分に加えて補助しています特定乳幼児受け入れ分という項目がございます。これは障害を有する児童を受け入れるために1名の保育士を設置する経費であります。平成29年度当初予算では、光町保育園とフタバ保育園、2園の予定でしたが、平成30年度はフタバ保育園1園のみの実施予定となったことによる減額ということになります。

続きまして、35ページになります。下から3行目になります。自殺対策強化事業、これの計画の今後の進め方というご質問だったと思いますが、自殺対策計画、今年度完了する予定となっております。この計画は、当町では、健康増進計画及び自殺対策計画として、近隣に先駆けて策定いたしましたところがございます。28年度に実施しましたアンケート調査に基づきまして、地区ごとの健康課題も把握できましたことから、5年後、10年後の目標値の達成に向け、健康で生き生きと暮らせるまちづくりに向け、よりきめ細かな事業展開を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、この計画、現在製本中でございます、成果品ができました際には、議員の皆様にお配りさせていただきたいと思っております。また、町民の皆様には概要版のほうを全戸配布して周知に努めていきたいと思っております。

もう1点が、同じく35ページ下から2行目、子育て世代包括支援センター事業、センターをどのように行っていくのかというご質問だったと思います。

子育て包括支援センターにつきましては、健康づくりセンター「プラム」のプレイルームを改修しまして、平成32年4月の開設を目標としております。プレイルームのほぼ半分、約48平米になりますけれども、そちらをパーティション等で区切りまして、事務室、また相談ルーム等を設置する予定としております。平成30年度予算にはその設計委託料を計上させて

いただきましたが、今後所管する事務、また配置人数等、詳細を検討いたしまして、平成31年度予算に改修工事費及び必要に応じた備品等の経費を計上させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） では、私からシルバー人材センターの500万円についてお答えさせていただきますけれども、あくまでもこれ議案第26号ということで一般会計予算ということでして、これが通ればすぐ渡すというものじゃなくて、一つ一つ全てのものに対して吟味をしてやっていくということでございまして、先ほど秋鹿議員から別の議案第16号でしたか、のときにもご質問があつて、我々も行政側としてもある部分ちょっと把握をしている部分もございまして、とは言いながらも、横芝光町のシルバー人材センターが公益社団法人として独立した行政区になっているわけですが、我々としては補助金を、行政側としては補助金を出している関係上も含めて、やはりこの福祉施策にのっとり公平かつ安定的な運営をお願ひしたいという部分のお願ひをこれからも続けていく中で、極めて慎重にこれからも取り扱いをしなければならないのかなという思ひでございまして、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） シルバー人材センターから先に申し上げますけれども、公正・公平な運営をお願ひしたいということなんですが、民生文教常任委員会の予算調査を見ると、さまざまな意見が出てお見受けしております。町長、先ほどおっしゃったように、まだ予算の段階ですので、実情をよく把握して交付していただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いて、すこやか保育支援事業、特定乳幼児の受け入れ分ということだったんですけども、こちらは卒園などで人数が減ったということでの理解でよろしいでしょうか。はい。

あと、自殺対策とプレイルームに関してはわかりました。

あと1点、以前、私の一般質問で、豊島福祉会に子育て支援の関係でふれあいルームとか一時保育とかお願ひしているかと思うんですけども、こちらに880万円程度の予算をかけたおられるということで、当時ご答弁をいただいております。この辺については現在も同じぐらいの水準で予算をかけられているのか、まずお伺ひいたします。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） ただいま秋鹿議員から、豊島福祉会のほうに880万程度のプレイルーム関係というお話でしたけれども、以前答弁したものとは違うもので、詳しい内容はちょっと把握していないんですが、現在、子ども・子育て支援交付金事業の中で地域子育て支援拠点事業というのがあります。こちら、光町保育園が運営しています子育て支援センター、現在、光に1カ所、横芝に1カ所ございますけれども、そちらの基準額、これは国が定めておるものなんですが、こちらが30年度予算で925万6,000円という数字になっております。それが毎年わずかですけれども、額が上がってきておりますので、当時その880万円程度を支出していたものというふうには考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） わかりました。一時保育なんかで、特に今月、3月、いっぱい入れないというようなご意見をたくさん賜りましたので、それでお伺いいたしました。今後も子育て支援を強化していただければと思います。

以上です。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 概要版の29ページ、一番最後の行で老人クラブ助成事業でありますけれども、昨年度は45クラブで同じ金額でありまして、今回44クラブで同じ金額ということで、その理由。

そして、30ページ、下から3行目、福祉タクシー利用助成事業、32名分で76万8,000円、昨年度は同じ76万8,000円でありましたけれども、16名分でありました。この理由。

そして、31ページ、グループホーム等関連助成事業の知的障害者生活ホーム運営事業助成金、1名分で20万4,000円。昨年度は同じ1名分で81万6,000円でありました。減額理由。

そして、34ページ、下から4行目、結核検診事業、印刷製本費が34万3,000円、昨年度は4万8,000円でした。この増額理由。

そして、36ページ、一番最後の行であります火葬場負担金事業、山武郡市は昨年度572万5,000円でありましたけれども、今回大幅に減っている減額理由。

そして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、昨年度は800万3,000円でありましたけれども、大幅にふえている増額理由。

45ページ、上から4行目、文化会館維持管理事業、すみません、直接この中のあれにどうかというのものもあるんですけれども、もしお答えいただけたら。社会文化課が空気調和設備機

能回復工事の実施をやるということでありまして、ずっとどのタイミングでと思っ
たんですけれども、集会室のすぐ脇のメインのトイレの女性のトイレ、和式が3つある中
で、やっとならぬの1つが洋式になったんです。今後、洋式をふやすべきだというふう
に思っ
たんですけれども、お考えを伺いたいというふうに思っ
たんです。

以上です。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） それでは、まず、ご質問の老人クラブのほうの補助金の関係で
ございますが、こちらのほうにつきましては単位クラブと、あと老人クラブ連合会のほうへ事
業費として支出をさせていただいております。単位クラブ数につきましては、年度当初と年
度途中で若干の増減がございまして、単位クラブの基準単価につきましては44ということ
で減ってはおりますが、福祉のほうの考え方といたしましては、総額として前年度を維持す
るということで、その減った分については老人クラブ連合会のほうの事業を充実させていた
だくということで、前年と同額を計上させていただきました。

続きまして、福祉タクシーの利用ということで、こちらのほうにつきましては、これは限
度額については1人月4回までということなんです、利用される方の回数にばらつきが
ございまして、その算定において人数等の見込みもまちまちでございましたので、今年度、平
均的な利用回数を算定いたしまして、実利用人数で32名という数字を算出いたしました。こ
の辺につきましては、福祉の補助費の予算要求の仕方が全体の数字で見込む方式を従来と
しておりましたが、やはり実際にサービスを使われる方を基準に算定をしようということで、
若干見直しをいたしましたので、前年度の報告の人数等と若干食い違いが出ている部分も
ございますが、この辺につきましては、なるべく前年度と比較ができるようにわかりやすく数
値化をきちとした上で要求をさせていただきたいと思っておりますので、今年度につきま
しては実利用で32名の方、月平均2回、その12月分ということで算定のほうをさせていただ
いております。

それから、知的障害者のグループホームの運営費の金額が減ったということござい
ますが、これは対象者1人を見込みまして3月分を見込んでおります。昨年は12月分を見込んだ
わけでございますが、これについては利用があった場合に予備的に計上させていただいて
おります。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 健康こども課長。

○健康こども課長（椎名 淳君） それでは、私からは概要版の34ページ、下から4行目になります。結核検診事業の印刷製本費が昨年度に比べて増額している要因はというご質問だったかと思えます。

こちらの増額の要因につきましては、29年度までは、特定健診または後期高齢者健診の間診票と結核検診を世帯ごとに同封して通知を差し上げておりました。これを30年度からは、結核検診のみ、受診率の向上を目指して、結核検診は個別通知とするために増額したものでございます。

○議長（川島勝美君） 社会文化課長。

○社会文化課長（川嶋 修君） 川島富士子議員からご質問の文化会館維持管理事業のトイレの改修でございますが、要望は多数出ておりますが、今後和式から洋式に順次改修のほうは進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 川島富士子議員に申し上げます。

火葬場負担金は総務経済部門になりますので取り下げということによろしいですか。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 大変申しわけありませんでした。

それでは、1点だけ。福祉課長、先ほどの知的障害者生活ホーム運営事業助成金、12カ月分だったのが3月分になったということでもありますけれども、今後それでは補正が発生するという考えでいいんでしょうか。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） こちらのほうは、実際の利用見込みが立っていないということで、予備的に計上させていただいている。実際に利用者が出た場合には増額補正等をさせていただく。こちらはやはり対象者が限られておりますので、それを満額見込むということはちょっと多過ぎますので、とりあえず窓口的に設けて、利用がふえれば補正等の措置を講じさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 少し時間があるようですので、私のほうから1点質問させていただきたいと思えます。

先ほど、秋鹿議員のほうから公益社団法人シルバー人材センターの件についてご質問があったわけです。その中で、町長につきましては、500万円の補助を町としてはしておるとい

うことでございます。そういった中で、3月6日の民生文教常任委員会の資料を見ますと、なかなか町としても、中には質問とか要望とかまではなかなかできないというのが現状なのかということ書かれているように、私は見受けられます。そういったところから見ていきますと、やはり500万円の補助、本当に大きなお金です。県からも同じ同額のお金が出ているということですが、この500万円の試算ですけれども、これは例えばシルバー人材センターの会員が何百名から何百名までいるというところに予算規模というのが決まるのでしょうか。それがどちらが先に決まるものか。県のほうが先に決まって、町のほうが後からつけるものか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 福祉課長。

○福祉課長（林 雅弘君） それでは、シルバー人材センターの補助金の算定の根拠でございますが、こちらのほうにつきましては、国のほうが、高齢者等の雇用の安定に関する法律第36条の中で位置づけがされております。地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー人材センターに対して、国が国庫補助対象経費の2分の1の額を自治体が交付する補助金を限度として交付するというような内容になっております。

格付がございまして、格付がAの団体については上限額が723万8,000円、Bの団体が574万1,000円、Cの団体が432万4,000円、これが2分の1相当の限度額ということになります。格付につきましては、3カ年の会員数の平均数と延べ就業人員の月平均実績で算定されることとなります。

当町におきます29年度のシルバー人材センターの格付は、Bランクということになります。574万1,000円が国庫補助対象限度額となりますが、町の補助金につきましては、合併以来500万ということで上限を設けておりますので、その内輪の500万円を助成しているということになります。ちなみに、3カ年の会員の平均数は、今回、29年度は26年から28年が対象となりますが、160人。3カ年の延べ就業人員の月平均人数は1,512人ということで、Bランクでおります条件といたしましては、3カ年の会員数の平均が150人以上、それと月の平均就業人員が500人以上ということになりますので、当町の基準を当てはめるとBランクということになっております。

ちなみに、当町のシルバー人材センターの28年度の実績から申し上げますと、会員数は159名、延べ就業人員については年間で1万7,547名、契約金額については9,133万2,000円、受注件数は1,434件ということで、働く意欲のある高齢者の就業の場の確保ということでは一定の事業成果があらわれておりますので、その辺についてはご理解を賜りたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川島勝美君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） 福祉課長には詳細な説明ありがとうございます。

先ほど、町長も申されておりましたけれども、やはりシルバー人材センターにつきましては福祉政策の一環だということで、これは大変いいことだと私は思っております。そういった中でも、内容的に、中の内容が、先ほど秋鹿議員も話ありましたけれども、風評被害じゃありませんけれども、何か偏った運営をしているようにも、実際、会員の皆様から聞いております、私も。そういったことを踏まえた中では、やはり町のほうもある程度補助金を出している中で、その内容をちゃんとチェックして補助金を出していくような形で進めていただければと思います。町長、答弁お願いします。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） その辺についてはしっかりと打ち合わせをしながら、お願ひをし、やはりその是正に努めていただくというような方向性で持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「町長、一般質問のときの答弁と違うよ」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時55分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

○議長（川島勝美君） 議案審議を続けます。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、何点か質問させていただきます。

予算書のほうを使って質問します。41ページの財政管理費のところですが、ふるさと納税のところですが、ふるさと納税1,646万円、これの返礼品と町に送られた、要するに収支と言ったら適切かどうかわかりませんが、そこを教えてください。

そして、46ページ、乗合タクシー運行事業ですが、2,691万円あります。前年と比べても、

たしか280万ほどの減額予算になっていると思います。どうして、この280万減額になったのかなということ、その理由をお聞きします。

それと52ページの2款1項10目の地域振興費です。これの基金積立金2億円のことで、この2億円、将来の施設の改修とかそういうものに使うのかどうか、そのところを詳しく教えてください。

それと100ページの4款1項6目の浄化槽設置促進事業補助金、40基とあります。昨年と比べて、このところはどのように変わったのかお聞きします。昨年の予算書を見ると、私の中では確かめられなかったもので、今年度新たに40基を入れたのかどうかを教えてください。

それと104ページの5款1項2目、「もつ」のもつ魅力を活かそう事業、創生事業ですが、大変な事業だとは承知していますが、これの減額理由を教えてください。

109ページの5款1項3目のちば6次産業化ネットワーク活動事業、具体的な活動内容とか、事業内容を教えてください。

よろしくお祈りします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私のほうから議員からご質問のございました3点についてお答えさせていただきます。

まず、予算書の41ページのふるさと納税の関係でございます。これにつきましては、これ委託料ということで、出のほうでございますけれども、まず寄附金のいただいた額の約30%が返礼品というような形でお返しをしております。こういった部分も含んでおります。あと、そのほかには、これ業者に委託してございますけれども、その手数料的な意味合いのものが12%プラス消費税ということで12.96%、そのほかには、あと返礼品の郵送料もこの委託料の中に含まれております。これにつきましては、総務常任委員会の会議録の、これページは振ってございませぬけれども、この中に詳細が記載されてございますので、詳細につきましてはそちらでご確認をいただきたいと思っております。

そして、乗合タクシーの予算額2,691万円ということで提案させていただいております。昨年度と比較して約280万ほど減額になっている理由でございますけれども、この乗合タクシーにつきましては、昨年までは午前7時から午後6時ということで11時間の運行時間を持っておりました。しかしながら、昨年10月1日からこの時間枠を見直ししまして、午前8時から6時の運行ということで、1時間ほど短縮をさせていただきます。そういった意味合いの中で、30年度の当初予算につきましては、その時間枠の中で予算を計上させていただいたと

いうところでございます。

そして、最後に52ページになります。地域振興基金の積立金ということで2億円、利息を含めて2億2万2,000円の予算の計上をしておりますけれども、これにつきましても、合併特例債を活用した基金造成でございまして、合併特例債、ハードの部分とこういったソフト事業に充てられる部分がございます。ここの積立金につきましては、ソフト事業に充てる部分の基金造成ということで、今年度につきましても4,000万円強の事業費に充当するというので、合併当初に4億円の積み立てをしております。当町の枠で申し上げますと12億円強の借り入れ可能額がございますけれども、これにつきましては、30年度お認めいただければ2億円の基金造成をいたしまして、過去の基金造成と合わせて6億円。あと6億円の可能額がございますけれども、これにつきましても財政負担を考慮しながら積み立てをしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（川島敏彦君） それでは、100ページの合併浄化槽設置促進事業補助金についてお答えいたします。

まず、基数の関係ですが、こちらにつきましては5人槽が26基、7人槽が12基、10人槽が2基、合わせまして40基の補助事業を予定しております。

昨年との比較はどうかということですが、昨年と同額を40基、昨年も予算計上しているところでございます。

なお、こちらにつきましては、国・県の補助金をいただいて実施しているところでございまして、28年度から32年度までの5カ年計画で200基を国に要望しているところでありまして、したがって、1年間40基を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、産業振興課のほうからは「もつ」のもつ魅力を活かそう事業の減額理由でございます。

これは昨年の検討委員会の中で委員さん方にさまざま検討していただきました。その中で、このもつ料理につきましては、新しい活用方法、新しいもつ料理の開発よりももつの魅力をどう伝えるか、食べてもらう魅力を伝えるきっかけづくりのほうが大事であるという委員の意見を頂戴いたしました。そのような中、平成29年度予算も大きく減少させていただきました。

たけれども、まず、広告宣伝費ですとか、そういったものは削除させていただいておりますし、また、その中で委託料でもつ料理開発業務委託ですとか、それから普及促進事業、お店で食べていただくクーポン券の発行ですとか、そういったものに関しましては減額をして計上させていただいたところでございます。

続いて、ちば6次産業化ネットワーク活動事業でございます。これにつきましては、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発であったり、販路開拓の整備等を支援する国の補助事業でございます。本件につきましては、6次産業化・地産地消法、または農商工等連携促進法により認定を目指す農業法人がでございます。その農業法人が取り組む米の加工施設1棟、280平米を検討しているところでございますけれども、今現在、千葉県や園芸協会、その支援を受けて、事業計画の認定を目指しているところであると、平成30年度の下半期に採択を目指しているという、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 地域振興費の2億円の件については、ちょっと補足をさせていただきますけれども、この2億円の基金、過去に4億円の基金もございましたが、この基金につきましては、例えば今回2億円を事業費として基金を積み立てるものに対して5%を抜かした95%に対して、合併特例債が使えるんです、これ、この基金をつくることのために。合併特例債で借りてきた部分というのは、その95%に対して70%の交付税算入があるということは、つまりこの2億円で単純に考えますと、5%引いた1億9,000万円の70%、つまり1億3,300万円がこの基金として、コミュニティ基金としていろいろな部分に使わせてもらいますが、その財源の裏づけとして合併特例債から地方交付税で算入される1億3,300万円があるということなんですね。要は約3分の2が地方交付税算入される非常に有利な基金をつくることのできるということで、過去に4億円からプラス2億円をさせてもらうということでございますので、補足説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、もう一度、再質問をさせていただきます。

ふるさと納税の件ですが、ふるさと納税、今年度は3,000万円の収入の見込みということで予算は計上してありますが、昨年度は実際問題、予算計上に対してどれくらい、今年度終

わっていない中途なんです、どれくらいそれがいくものなのか、そここのところも実際知りたいなど。予算立てて、ただ予算だけということになってはというふうにちょっと心配しているもので、そここのところをもう一度教えてください。

それと、乗合タクシーですが、乗合タクシー7時から6時の運行、これを8時から6時、1時間の短縮ということであると利用者が不便を感じるんじゃないか、1時間短くなるわけで、そういうふうに思います。やっぱり朝の時間というのも結構利用したい人というのも多いと思うので、そういう点では住民要望に応えるべきだというふうに思いますが、なぜ1時間を削ったのかなというところを教えてください。

それと、今言われた基金の積み立てですが、非常に有利に運用できるということではよく理解できました。どれくらいまで基金を積み立てていこうというふうに思っているのか、そここのところをもう一度教えてください。

それと、浄化槽の補助金のことですが、浄化槽の補助金を受けるのには縛りがあると思いますが、その縛りの部分と、それから合併浄化槽を設置したいという要望に対してのどれくらいの割合で要望に応えられているのか、そここのところを教えてください。

それと、もつの魅力のことですが、もつの魅力に関しては、私も前回質問したことがありますが、町の活性化事業ということで町の魅力を知ってもらう、横芝光町の魅力を知ってもらうということで始まった事業ではあります。実際問題、もつの魅力PR、宣伝ということで今ちょっと方向転換と言ったらおかしいんですが、そちらの方向でということでありましたが、具体的にこれからの本気度といいますか、そここのところも私は見せていただきたい。そういうことによって横芝光町をもっとアピールする力になるのかなというふうに思いますが、そここのところもお聞きしたいというふうに思います。

その点でもう一度お願いします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、ふるさと納税の関係から申し上げます。

29年度の実績見込みはということでございますけれども、これにつきましては、1月末までの実績ということで申し上げますと、金額につきましては2,580万円、件数で申し上げますと2,323件ということになっております。

そして、もう1点が乗合タクシーの関係ですけれども、運行時間を11時間から10時間に見直したということで先ほどご答弁申し上げます。この見直しにつきましては、まずこのデマンドタクシーの運行でございますけれども、デマンドタクシーの運行につきましては、28

年10月からたしか運行していたと思います。これで1年経過した中で、実際に朝1時間の乗降者が非常に少なかったというようなことを鑑みまして、費用対効果を含めた中で検討させていただいて、こういった時間枠の見直しを行ったと、そういうような経緯がございます。

最後に、地域振興基金の積立金でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、当町の枠で申し上げますと、12億円強の枠がございます。発行可能額が、当町の人口規模、合併の団体数、2町合併でございますから、そういった部分の中で計算式がございまして、これで当町の発行可能額というものが12億円強の発行額がございます。正確に申し上げますと12億1,870万円というような可能額でございますけれども、借り入れにつきましては、先ほど申し上げましたように合併当初に4億円、今回提案させていただきました積立額ということで2億円ということで6億円、あと半分の6億円強が発行可能額の残額になっておりますけれども、こういった部分につきましては当然財政状況等を鑑みながら、非常に交付税措置されるソフト事業に充てられる合併特例債でございますので、これにつきましては借り入れ期限までには全部借り切るというような考え方で今考えております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（川島敏彦君） それでは、合併浄化槽関係についてお答えいたします。

議員から質問が今ありました縛りの部分についてはということと、要望に対してどれくらい受けているのかというような質問かと思えます。この縛りの部分というのは、申請の条件や採択の要件ということでよろしいでしょうか、それでお答えさせていただきます。

まず、採択の要件といたしましては、横芝光町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱のほうに具体的に細かく記載されておりますので、後でごらんになっていただきたいんですが、具体的な要件といたしましては、新築の家につける合併浄化槽については対象になりません。まず、単独浄化槽またはくみ取り便槽から合併浄化槽に転換するものに補助するというような制度になっております。参考までに、議員もご存じだと思いますけれども、補助金額につきましては5人槽が33万2,000円、7人槽で41万4,000円、10人槽で54万8,000円の補助をするところがございます。

また、今お話ししましたように、単独浄化槽からの転換につきましては、上乗せ分ということで18万円上乗せになります。それと、くみ取りからの転換になりますと10万円の上乗せというような状況になっております。

次に、要望に対してどれくらい採択になっているかというようなご質問だったと思います

けれども、参考までに28年度は予算が40基分ありました。それに対しまして申請が33件ほどありました。29年、本年度でございますが、40件の予算に対しまして現在19件の申請の受付をしているところで、条件が整えば皆採択しているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、「もつ」のもつ魅力を活かそう事業で、平成30年度の具体的方針ということでございますけれども、まず初めに、このもつ料理でございますけれども、さまざまな年代に支持されることを目指すに当たって、嗜好が多様化しているこういった現在の状況を考えますと、特定のメニューのみでは広範のお客様の満足を得ることは難しいというふうに考えています。そのため、各施設やお店が現に有する客層、そして独自で考案しているもつ料理、こうしたものを広範に広めていこうという、そういったところで方向転換させていただきました。

したがって、平成30年度につきましては、消耗品としてそういったレトルトパックですとか、そういったもの、昨年、平成29年度も全国町村会の「町イチ！村イチ！」、こちらのほうで500食を販売したとか、非常に東京でも好評をいただいております。そしてまた、東京では販売いたしましたけれども、「グーフェス」、ことし30年度やるかどうかはわかりませんが、そういったイベントでの試供品の提供ということを考えております。

また、そのほかに、やはり開発費用等々、新しいもつ料理を考案してくれたお店、そういったところがあれば、そういったものをPRしてまいりますし、また、もつの魅力普及促進補助金ということで、もつを提供している店舗で、期間限定ではありますけれども、半額補助ですとか、そういったことを検討して、もっともっと広めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 3回目の質問になりますので、最後です。いろいろよくわかりました。その中で、まず最初のふるさと納税ですが、ふるさと納税に関しては非常に件数が多くなっている。口数が少なくなっていて、金額的には金額が少なく、そして寄附する人が多くなっているということで、一定の横芝光町のことをわかってくれる人がふえているのかなというふうには理解はします。ただ、基本的にはふるさと納税というのはいかがなものかなというふうにと考えると、30%というところではやっているとこのところでは非常

に健全なふるさと納税事業を行っているとは思いますが、このところをこれからも続けていくのかどうかということも含めて、再度聞きます。

それと、乗合タクシーの運行事業ですが、やはり町民の足を確保する、この前、2年くらい前ですが、横芝光町がテレビで取り上げられていて、皆さんわかっていると思いますが、免許返納者に対してこういう乗合タクシーの事業をやっていると、喜ばれているというようなことで民間のテレビで取り上げられていました。そういうことでもわかるように、これからは公共交通は本当に大事な、整備しなければならない大事なことだと思いますので、このところはやっぱり減額じゃなくて、ふやして、より増便できるような形で、利用時間に多くの人が使えるような形で取り組んでほしい。そういうような対策といいますか、見直しをしていただければというふうに思うので、どのようにそのところを考えているのかを伺います。

そして、地域振興の問題です。地域振興の基金の積立金12億強ということで、そのところはよくわかりました。ただ、地域振興で7割の交付金の補助があるといっても、3割は町の負担にもなるし、いろいろな事業をやって、建てれば、その維持経費もかかるし、そのところで、ただ、合併特例債が使えるから、有利だからといって、そこを進めるというのは果たしていかななものか。必要最低限の事業でということであれば、そのところはわかりませんが、そのところも、今現在示されないというのはわかりませんが、私はいかななものかなというふうには感じます。

それと、浄化槽の問題です。浄化槽の問題は、やはり非常に有利な形で助成が受けられるということではいいんですが、ただ、新築住宅は受けられない。今現在使っている簡易浄化槽とそれからくみ取り槽の改修にだけということになっていますよね。だから、このところというのは、もっともっと利用しやすい形での助成というものと同時に、新たに家を建てかえるといったときには、そのところの合併浄化槽でなかったところは、そういう家でも利用できるかどうかということも含めて、より利用しやすい、40基の予算の中で今現在まだ満たしていないわけですね。33基と19基ということの中で、このところはもっと使いやすいというか、周知も含めて広げていったらどうかなと思います。

そして、最後ですが、もつの問題に関しては、横芝光町はと場があって新鮮な生もつが使えるということで、そういう点では大きなアピールにしていこうということであったと思います。その中で、と場そのもののきちんとした設備というものはなければ、やはりいい内臓のもつもできないというふうに思います。いいもつをつくる横芝光町のもつということでア

ピールするんであれば、と場の整備も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っているんで、そこのところ、関連ですが、町長に意見をいただければというふうに思います。

以上で最後の質問を終わります。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ふるさと納税につきましては、うちのほうで積極的に進めていきたいという、私の思いもございます。そして、その中で、実際、本当であればもっともっとこの額を上げていきたい。そのためには、やはり返還率の問題ですとか、今総務省の規制もあつたりして、また横芝光町の中の産物といいましようか、特産物が日本全国に知れ渡るということは非常にいいことでもありますし、それでまたある意味産業の一助にもなっているということがあるものと考えておりますので、今後ともより一層推進していきたいというふうに考えております。

また、私のほうでお答えをさせてもらうのは、最後の食肉センターの件でございますけれども、そこにおいては、今、千葉県を中心としました中での食肉センターのあり方についての検討会が進められておりますので、それに沿って、なかなか、現在では、東陽食肉センターのみを一つ単体で改修していくというのは非常にコスト的に極めて難しい状況がある中で、これからそれも含めてしっかり進めていかなければならないというところでございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私のほうから乗合タクシーの関係で、今後利用者のことを考えてというようなお話がございました。当然、これについては整理した中で、毎年開催されております地域公共交通会議、こういったものの中で議論をさせていただいている経緯もございますので、そういったご意見を踏まえまして、また利用状況がそういう要望が強いということであれば、当然そういった見直しも必要になろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、都度都度、状況に合わせて見直した中で、30年度に予算を計上させていただいておりますので、その辺についてはお含みおきいただければと思います。

そして、地域振興基金でございますけれども、同じような答弁の繰り返しになりますけれども、本年度、30年度の予算につきましては、37事業に一応充当をさせていただいております。金額につきましては4,000万円ほどでございますけれども、こういった中では、当然、これ、地域振興基金の充当事業につきましては、合併団体ということで一体感の醸成に資する事業というものに充てるという定めがございます。

当然これにつきましては、新町建設計画に基づいた事業ということで、これ合併当初は果実運用型ということで利息のみの運用というような方針が示されておりました。それが利率も低くなったということも一環でしょうけれども、返還の終わった元金相当額、これについても各事業に充てることができるというふうになりましたことから、当然、一体感の醸成のための事業というような考え方の中、あるいは新町建設計画に位置づけられた事業ということで、当然既存的な部分にも充てさせていただいております。

例えば、広報よこしばひかりの発行事業、あるいは当然コミュニティ活動の育成、助成、そういったものも充てられておりますし、また観光の事業、そういったものについても一応充当可能というようなことになっておりますので、これにつきましては、この事業をやめない限りは、当然予算計上した中で事業執行をしていくということになりますので、これがこういう基金を充てられる、当然一般財源を含んでおりますけれども、おおむね3分の2程度が今年度の交付税措置がいわゆる基金になりますので、こういったものについては今後も有効活用を図りたいというような考え方から、先ほど発行可能額全てを借り切る考えであるというようなことを申し上げました。

以上です。

○議長（川島勝美君） 環境防災課長。

○環境防災課長（川島敏彦君） それでは、合併浄化槽の関係でお答えいたします。

まず、この事業につきましては、国・県の補助事業がありまして、そちらを3分の1ずつ組み入れて行っている事業ということで、国・県の要項にも合わせているということがございます。

それから、先ほど既存の浄化槽があればというような質問がありましたが、家を建てかえる場合ですが、既存の浄化槽、単独槽またはくみ取り槽がある場合については、この補助事業の対象となりますことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それでは、私から数点ほどお伺いしたいと思います。

まず、これは私の知識のなさかもしれませんが、予算書の61ページ、この徴収等計算事務費の23番町民税等過誤納返還金640万円、固定資産税過誤納返還金20万、軽自動車税過誤納返還金、これについて説明を願いたいと思います。

それと、予算書ですと108から109にかけて、皆増の部分で、先ほど6次産業化とか何かあ

りましたけれども、これが私には余り理解ができませんので、具体的に園芸生産拡大支援事業、それから経営体育成支援事業、ちば6次産業化ネットワーク活動事業、全て皆増です。さわやか畜産総合展開事業、これも皆増。これが全て一般会計か国・県か、その割合がわかればお願いします。

それから、創生事業になりますが、移住定住促進事業991万1,000円、この内容。概要版で26ページです。

それから、概要版で27ページのご当地アプリ開発事業、「よこぴー」のマークのスマホのあれかと思いますが、現在の登録者数。

そして、その下段の結婚新生活支援事業120万、この内容。

そして、ニューツーリズム開発促進事業、こちら創生、92万1,000円。

こちらには載っていないんですが、以前、かつて栗山川のサケを育ててくださっている団体に補助金がたしか100万ほどあったと思います。どうしてなくなっちゃったのかなということですね。国道を来ますと、サケが回帰する南限の町と大きなPRもあって、金刀比羅神社のところには、横芝光町はサケがはねている絵があるんですね。やはりサケは私は大事にしてほしいなという思いがあります。どうしてなくなったのか、その理由をお願いしたいと思います。

それと、ホストタウン交流事業、ベリーズということで盛んに、盛んかどうかわかりませんが、PRをされておりますが、この内容ですね。

それから、防犯灯の維持管理事業ですが、大分町内を通りますと明るくなりましたね。非常に明るくなった。それはいいんですが、無駄じゃないかなというところがあるんですね。例えば私も住んでいる近くの、宮園議員の前もそうで、明る過ぎちゃって、反対側はまた違う明るいLED、両方でピッカピッカで明る過ぎるという声もありますけれども、その辺の、片方に、それは農水省か何かののでしょうかね、こっちが町ということで、その辺の判断はどのようにされているのかお伺いいたします。

それと、27ページの一番下、航空機騒音障害防止対策事業補助金、横芝地区45地区、光地区6地区、多分、近々町長が、9市町が一体ということで、けさの新聞にもあって、進められると思います。そんな中、旧横芝は迷惑料として確かに来ているんですが、やはり横芝光町として全体的に網をかけて、その色の濃さをというか、そういうやり方をしていかないと、やはり合併した一体感というのが私はないと思います。これからたくさん町長にはお金をいただいて、すぐかどうかはあれですけれども、町全体に網かけをしてほしい、私は。そ

の中で色をつけないと、例えば光地区の海のほうはもう、もちろんうるさいときがあるんですよ。ですから、その騒音地区の測定も、この予算にありますけれども、前回同様ではなくて、28ページの最下段、もうちょっと30カ所のみならず、もうちょっと広く測定拠点を持って、実際の現状に即してやらないと、やはり一体感の醸成なんて、これは私は無理だと思います。町全体に網をといいますか、色をつけて、その色の濃さというか、その辺のお考えがあるかお願いしたいと思います。

それから最後になります。空港シャトルバス760万、前年度872万、この減額理由ということでよろしくをお願いします。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） それでは、私から予算書61ページの徴収等計算事務費の過誤納返還金についてご説明いたします。

これは、こちらに書いてあります町民税、固定資産税、軽自動車税で過納、誤納があった場合に、納税者の方に還付するという予算でございまして、どのような場合にこのような還付金が発生するかと申し上げますと、町民税につきましては、主なものといましては、納付後にさかのぼって過去の分の所得の更正等を行った場合に還付金が発生いたします。あと固定資産税の場合は、例えば家屋とか何年か前に滅失していたにもかかわらず、登記が滅失の登記をしていなかったり、町に届けがしていなかった場合ですね、そういう場合に還付金が発生します。軽自動車税につきましても同様で、廃車していたけれども、届けが済まされずに課税があって納付したというような場合に還付金が生じ、納税者の方に納めていただいた分をお返ししているという状況でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、私のほうからは皆増になった事業の説明から始めさせていただきます。

初めに、園芸生産拡大支援事業でございます。これにつきましては、事業内容は担い手の減少や高齢化により、千葉県露地野菜の生産を支えてきた優良農地が荒廃化しつつあるため、耕作放棄地の解消に貢献する担い手農家に対し、露地野菜の生産出荷に必要な農業機械設備の整備を支援、また産地の強化・拡大を目的とした事業でございます。

本件は、1ヘクタールを超える耕作放棄地再生でございます。その農家に対するネギ用の機械が7台、合計が958万1,000円の設備費に対し、3分の2を千葉県が補助するものでござ

います。

次に、経営体育成支援事業でございます。これは人・農地プランに中心的経営体として位置づけられた経営体が融資を受けて導入する農業施設設備等に対して助成を行う国の制度でございます。30年度は2件の申請で、田植え機2台等で、税抜き事業費712万3,000円のうち10分の3の補助でございます。この2件につきましては、いずれにいたしましても町の補助はございません。国・県の補助でございます。

先ほど、山崎議員のご質問にもお答えしましたが、ちば6次産業化ネットワーク活動事業、これに関しては農業生産法人が取り組む米の加工施設を計画してございます。当初計画では1棟280平方メートル、7,540万円の事業費でございましたけれども、この事業にしましては採択要件が非常に厳しくて、新しい、今よそで実際実践しているようなものをまねではだめである。独自性が求められる、オリジナリティーを求められる事業でございまして、これについては今県や園芸協会、その支援を受けながら事業計画を策定して、平成30年下半期の採択を目指しているところでございます。

それと、さわやか畜産総合展開事業でございます。これにつきましては、畜産経営に起因する環境汚染問題、あるいはにおい等の苦情が発生しているか、または発生のおそれがある地域、この既存施設の機能向上や長寿命化等を実施する必要がある地域において、ふん尿等の堆肥の利用が拡大して資源循環の取り組みを促進すると、こういった事業でございます。本事業者は、ふん尿を肥料化しまして、圃場に散布しているんですけども、圃場の面積が十分ではない、確保できていないことから、浄化槽を設置するものでございます。

なお、この浄化槽につきましてはの規模は、母豚が150頭、そして子豚が1,500頭、この処理能力を持つ浄化槽を設置しようとする、そういったものでございまして、施設面積が約243平方メートル、事業費は4,164万円でございます。県が20%の補助、そして町は10%の義務負担があるといったことをご理解願いたいというふうに思います。

それと、サケの放流事業、以前はあったんですけども、といったことでございます。これに関しては香取市、多古町、芝山町、横芝光町で構成するサケ放流事業推進連絡協議会というのがございました。横芝光町が100万円、その他の3市町が30万ずつ拠出して、この3年間事業を展開してきたわけでございますけれども、近年サケの回帰数が激減しております。平成29年においては回帰数が68匹しか帰ってこなかった。このサケの活用方法でも、食べてだめだし、売ってはだめだしということで、最終的に園芸施設等で肥料化に貢献して、落花生ですとか、そういった畑に散布して肥料化していました。

そういった中で、本当に回帰数が減少したこと、それからふ化施設の老朽化、また漁業者、栗山川漁業協同組合に委託していますけれども、漁業者の高齢化といった、そういった生産環境のほうも非常に厳しさを増してきたといった中で、各市町も予算を取りづらくなってきたということがありまして、平成29年度をもってこの協議会を解散したという経緯でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私のほうから何点かご質問にお答えさせていただきます。

予算書で申し上げますと48ページになろうかと思えますけれども、移住定住の関係からまずお答え申し上げます。

移住定住促進事業の創生のものに関しましては、991万1,000円ということですが、この中の大きなものが2点ございます。

委託料で計上させていただいております移住定住のサポートセンターの業務委託料ということがまず1つ、これの内容でございますけれども、現在建設中であります「ヨリドコロ」内にコーディネーターを配置するためのまず人件費、そして移住希望を対象といたします日帰りあるいは宿泊体験イベント等の開催の経費、また、このイベント周知に係る通信運搬、あるいは移住定住の相談会、そういったもののイベントへの参加に係ります旅費、報酬、消耗品、そういったものをトータルして委託費で計上いたしまして、今後、委託者の選定に入るといようなものでございます。

そして、2点目の移住の支援業務委託料ということで、これも520万円の委託料を計上させていただいております。これの一番大きなものは、ホームページの作成が主な内容でございますけれども、これについては単にホームページを作成する一方通行の情報発信ではなくて、子育て世代のお父さん、お母さん、そういった部分の情報発信力を活用するようなことで、相互通行を図りながら移住定住の事業を進めていきたいというような考え方のもとにこういった委託費を計上させていただいているところでございます。

そして、もう一つが、結婚新生活支援事業でございますけれども、これにつきましては平成29年度から当町では実施しております。29年度につきましては国の助成金が4分の3の助成がございましたけれども、30年度につきましては2分の1の助成がございました。補助金の額につきましても、29年度と30年度の当初予算の計上額が違っておりまして、29年度は24万

円の支給額でございましたけれども、30年度につきましては30万円の補助金の経費を計上させていただいております。内容につきましては、一定額の所得要件がございますけれども、基本的には新婚の住居費あるいは引っ越し費用を助成するというような内容でございまして、参考までに申し上げますと、29年度につきましては3件の申し込みがございました。

そして、ニューツーリズム開発促進事業でございますけれども、これも30年度92万1,000円ということで計上させていただいております。これの一番大きなものにつきましては、ニューツーリズムエリアの登録負担金ということで90万8,000円を計上させていただいておりますけれども、これはモンベルという会社がございまして、そのモンベルタウンの登録負担金ということでの計上でございます。

モンベルという会社、ニューツーリズムに関しては先駆的な会社ということで、会員も70万人から八十数万人おるといようなことで、情報誌を定期的に発刊している。そういった中で、ここのモンベルの登録会員になりますれば、そういった全国の会員向けに情報誌を発信するというので、町のPRがその情報誌によってできる、そういうような利点がございます。

別途、要求させていただいております千葉大学COCプラスの事業で、横芝光町においてニューツーリズムの事業がどういったものができるかということで、いろんな取り組みをしております。将来的にはそれがなりわいとなるようなものを構築したいというような形で考えておりますので、そういった部分とリンクをしながら、こういったモンベルのフレンドタウン的な、そういったものの登録をしていきたいというようなものでございます。

そして、もう一つが、ホストタウンに関するご質問がございました。ホストタウンにつきましては、先般も議会全員協議会の中で説明させていただきましたけれども、ベリーズとの交流計画に基づいた、今後重要展開を行っていくわけでございますけれども、30年度につきましては、障害者スポーツ等の認知度を高めるために、そういった講演会等の企画をさせていただきまして、そういったものの講師の謝礼、あるいはベリーズが定期的を開催しておるということで、フェスティバルラティノアメリカーノというようなフェスティバルがあるらしいんですけれども、そういった部分で一応参加をしたりというような経費等々を盛り込んでおります。

私のお答えについては以上です。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） それでは、私のほうからご当地アプリ開発事業の中で、まちナビ

アプリの登録者数でございますが、本年度2月末現在で1,203件でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） 防犯灯が非常に多い場所があるということで、場所は1号線になろうかと思えます。ここにつきましては、駅前の広場の整備事業の一環として、整備を実施するに当たっての条件ということで、この地区の防犯力を向上するという位置づけの中で防犯灯をつけさせていただいておりますので、ほかの地区にはあのような場所はないと思っております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 空港・地域振興室長。

○空港・地域振興室長（平山貴之君） 3点についてお答えをいたします。

一般会計の当初予算の概要27ページ、一番下の航空機騒音障害防止対策事業補助金につきまして、森川議員から、今後は全体的に網をかけ、色の濃淡をつくるべきだというお話でございました。議会全員協議会あるいは先日の住民説明会でも、横芝光町の未来に向けた取り組み試み案という資料を出させていただいて、その具体的メニューの中で対象地区の拡大ということを書いております。当然、森川議員のおっしゃる方向で機能強化ということになれば考えていくことになるのではないかなと思います。あわせて交付金全体に、この事業は交付金を使ってやっているんですけども、交付金全体の考え方も変えていく必要があるかなと考えています。

2点目が、28ページの一番最後、騒音測定委託料、30カ所ですが、これにつきましても、現在のAラン・Bランを前提とした箇所ですので、当然これも機能強化ということになれば考え直す必要が出てくるかなと思います。

3点目、29ページの2行目、空港シャトルバス運行費負担金ですが、29年度当初予算につきましては、遠山にありますシャトルバスの駐車場の出入り口の工事を計上しておりました。それが30年度はなくなりますので、その分の減ということになります。

以上です。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

まず、税務課長、これは必ず誤納というか、誤収入というか、あるのを前提ですよ、当然。予算にあるんだから、640万とか何十万と。これも何か最初から間違えちゃいますよみ

たいな感じなので、ご努力されているのはわかります。実は、私、たかだか軽自動車ですけども、数年前にやはりこれがありました。当時は知り合いか何かで売却か何かで、それが相手の自治体からのあれで、ちょっとタイムラグ的なものでありますが、これはいたし方ない部分はかなりあるかと思いますが、自治体同士でうまくその辺は連絡を密によろしく願いたいと思います。

続いては、産業振興課長、サケですが、今68匹しか帰ってこなかった。1匹当たり15万円ぐらいになっちゃいますよね、確かに100万やっている。でも、それはお金の問題ではなくて、子供たちに夢を与える問題だから、ご存じかどうかあれですけども、近隣の方でそういうNPOか何かやろうというお話を聞いていますか。ペンションをやられている方、若くて、あの方がいろいろ今動いていますんで、とにかくサケの遡上する南限の町とずっとうたいたいんですね、私は。やはりそういうのも子供のいろいろ教育にもなるかと思っていますんで、ぜひともそのご検討を。多古、芝山がやらないから、うちもやらない。また後継者がいないからということは理解できますが、ぜひ願いたいと思います。

皆増の部分については了解でございます。

室長にはですね、今後、もうこれでももちろん町長がきょう行けばまた進みますので、おくれることのないように、先に先にへと手を打っていただきたいと思います。もうこれからどんどん進めることが町民の期待ですからね。特に光地区の方々だって、当然、航空機騒音には悩んでいる方もいらっしゃるんで、私が提案したことを皆さんで検討なされて、町が一体にならないと、まだ横芝だ、まだ光だというのはもうやめましょうよ、こういうところから進まないんですから。ぜひ、町長、その辺のお考えを後でお聞きします。よろしく願います。

シャトルバスは遠山の駐車場は理解しました。これは、私見たんだけれども、どこに予算がということなんですが、先般お話ししました「よこびー」号が成田へ行っている話、1日4便ずつ。それをもうちょっとこう、私は本当に乗りおくれとか乗れない子供を見たときに本当に悲しくなったんですね。こういうことは大人はやっちゃいけないなと思ってね。その感想も町長からぜひ、今4便やっている、あれ20人ぐらいですか、乗れるのが。それがいっぱい乗れなかった子がいたんですよ、現に。この間、私が駅にちょっといたときにね。だから、この辺もあわせて空港とのうまく連携をとって願いたいと思いますが、町長にコメントを求めたいと思います。

あと、移住定住のホームページのあれも、比較的随分高いなとは思っています。ホームページ

がこんなにするのかな。これはどこに委託されているのか、入札をしたのか、その辺を教えてください。

結婚新生活支援、これも町のホームページとかリンクされているかどうかわからないんですが、ぜひぜひ、どんどんいいことは広めてもらいたいと思います。総務課長にお聞きしたいんですが、ホームページの関係で町のホームページ、以前から何回となくお願いをしておりますが、スポンサーのボタンがまだまだ全く、それは町に協力している会社を初め、ぜひ営業という形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

2回目、終わります。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私のほうから2点ほどお答えをさせていただきますけれども、せんだって説明会でも出ささせていただきました、横芝光町の未来に向けた取り組みの中にも、集落に対する補助金、地区迷惑料の対象を拡大させていこうと、これは当然のことながら、今ある部分を全地域にそれをやらせていただきたいということでございます。

それとまた、「よこびー」号に2人の中学生ですか、お子さんが乗りおくれたしまったという部分については、私も随分心苦しい部分がある中で、それを試行的に始めたものでございまして、それをしっかりと成田空港、またイオンのほうにしっかりと、これからも地域振興策の大きな一環の一つとして、これからもしっかりとものを構築していきたいという部分の試験でございますので、拡大をしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） 先ほどの過誤納返還金の件であります、これは課税誤りを前提とした還付金ということでの予算計上ではございません。あくまでも、先ほどご説明しましたとおり、さかのぼっての所得の更正によりまして所得が減ったことにより還付が発生するとか、そういうものに配する返還金ということになります。

もう1点、先ほど個人町民税のお話しかしませんでした、町民税には法人町民税もございまして、法人町民税の場合、中間申告で前年度分の半額を6カ月たちましたら納付していただきまして、その後6カ月たって確定しましたら精算という、そういう制度になっております。中間納付が多くて、決算で減額になったことによりて還付をするということもございまして、つけ加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私のほうから、再度、移住定住の関係でございますけれども、これにつきましては入札かというようなお話がございました。提案させていただきました案件につきまして、30年度予算ということでご審議いただいて、これがご承認いただければ、発注に向けて事務を進めてまいるわけでございますけれども、これにつきましてはプロポーザルで一応業者を選定したいというふうに考えております。そして、大まかなホームページの作成がメインになっておりますけれども、初年度に限りましては、これ支援業務も入ってございますので、専任のクリエイターも、これ日勤というわけにはいきませんが、そういった部分の指導的な立場になるクリエイターを配置する、そういった業務内容も含まれておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） ホームページのバナー広告に限らず、広報紙のほうの広告につきましてもたくさん掲載していただけるように努力をしたいと思います。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 各課長から、また町長から前向きなご意見を頂戴しました。ありがとうございました。また、税務課長には大変失礼しました。私の勘違いでございます。

先ほど、町長がかざした紙には、騒音に負けないまちづくりでありますので、町長、心を新たに、きょうをスタートに頑張ってくださいと思います。エールを送って終わります。

○議長（川島勝美君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 18ページ、1款1項2目1節法人税1億3,423万9,000円ですが、これ安倍政権で企業が好景気と言われている中、このくらいしか見込めないのか。これにはやはり個人の所得税率が下がって、法人税率の引き下げが現在実施されているので、これらも関係しての予算なのか伺います。

あと、38ページ、2款1項2目13節職員福利厚生事業のストレスチェック制度業務委託料62万1,000円、これ内容をお聞きしたいと思います。

そして、45ページ、2款1項7日本庁舎北側車庫棟改築事業2億1,733万7,000円ですけれども、当初の予定どおりの、計画どおりの間取り及び平米面積となったのか、また諸事情でどうしても変更せざるを得なかった部分があったのか伺いたいと思います。

ホストタウンは先ほど森川議員が聞いたんで結構です。

105ページの5款1項3目飼料用米等拡大支援事業補助金1,244万円、またその下の需給調整推進対策奨励事業2,790万2,000円、ほぼ前年度と同額だが、本年度の予定としても全く同じような見込みなのか伺います。

次に、108ページ、5款1項3目農地中間管理機構事業66万1,000円、前年度と同額、しかも内訳も全く同額で、これは前年度並みの仕事しかしないのか内容を伺います。

続きまして、109ページ、5款1項3目横芝光町農産物販路開拓モデル事業503万9,000円ですが、本年度は使用料及び賃借料、テナント料がありませんが、これをやめたのか。もしやめたのなら、その理由をお願いしたいと思います。

それと、本年度より米の生産調整に対しての国の関与がなくなり、減反に協力した農家に支払っていた直接支払交付金、10アール当たり7,500円がなくなります。これは町の予算をとっていないので、わかれば結構なんですけれども、横芝光町の面積と合計金額、わかりましたらお願いしたいと思います。

それと、最後に130ページ、7款2項3目旧横芝中学校跡地道路新設事業5,400万円、詳細と、問題は施工時期をいつごろに予定しているのか、それを伺います。

以上、1回目、それだけお願いします。

○議長（川島勝美君） 税務課長。

○税務課長（椎名雄一君） それでは、私から予算書18ページ、町民税の法人の予算でございますが、計上額が1億3,423万9,000円ということで、対前年度マイナス699万2,000円となっておりますが、これにつきましては法人税率の引き下げにつきましては関係していません。前回の法人税率の引き上げが26年10月以後に開始する事業年度分につきましては、前の12.3%から9.7%に法人町民税の税率が引き下げられたわけですが、これにつきましてはもう既に平成27年度分から反映されておりますので、特に平成30年度の予算におきましてその税率の引き下げが影響したということではございませんで、町内の企業の収益の状況によりということになっておりまして、法人税割につきましては特に伸びが見込めないという状況でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） それでは、私のほうからストレスチェックの件につきましてお答えをさせていただきます。

このストレスチェックでございますが、現在では、労働安全衛生法の中で50名以上の事業

所は義務づけられているというものでございますが、横芝光町は、平成26年から、その法規制の前に、法で義務化される前に着手しておりまして、職員の抱えるストレスをあらかじめチェックをいたしまして、その中から要チェック、ストレスが高い人にはいろいろご指導をすとか、病院に通院していただくとかというところの事前に発見するための手法でございます。

それともう一つは、職場環境の改善ということで、各個々にストレスチェックのシートをお配りして9月ごろに回収をし、それを11月ごろには全体の集計もしながら各個人にお返しします。それはあくまでも本人しか見られないというストレスチェックの結果でございます。その中で気づいていただいているということで、後ほどそのシートは所属ごとに整理をしたもの等もありますので、また町全体もございますので、そういうものを参考に職場の改善をするということで、臨床心理士による研修会等も実施をするものでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、私からは本庁舎の北側の車庫棟の関係、以前、議会の全員協議会の中で説明させていただきましたけれども、その時点と変更点があるのかというようなご質問でございました。

基本的には、面積、間取り等については変更ございません。2階部分につきましては、事務室、会議室、書庫というようなものを設けております。若干、消防法の関係で通路を設けるとか、そういった変更点はございましたけれども、基本的には余り変わっておりません。

そして、1点だけ、当初ご説明した中では、1階部分の車の駐車スペースでございますけれども、9台というような形で当時説明させていただいてあったと思っておりますけれども、これにつきましては、1階部分に女子の更衣室、男子の更衣室、そういったものを設けることから、駐車スペースについては8台というような形で見直しをさせていただいております。

以上です。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、私のほうからは、水田農業構造改革対策事業の飼料用米等拡大支援事業補助金、そして需給調整推進対策奨励事業の報償金、初めにその2件でございますけれども、これにつきましては、平成30年度生産見込みを計上いたします。県事業のほうに関しましては、麦・大豆等の生産支援になるわけでございますけれども、またホールクropp、そういった面積を一応考慮しまして、平成29年度と30年度、値段は一緒で

ございますけれども、ほぼ同等の面積でやっていただけるだろうという中で積算したものでございます。

続きまして、農地中間管理機構事業、前年と同額で、もうちょっと努力したらどうかという、そこら辺のご質問だと思いますけれども、これに関しましては、町が受託しております千葉県園芸協会との事務経費でございます。したがって、やることは例年同一なんですけれども、推進に関しては強力にやっておりますし、契約等に結びついた場合には補正予算等で対応させていただく。そういったもの、各種支援金が支払われるわけでございますけれども、当初は事務委託、受託分の経費だけのせてございます。

あと、販路開拓モデル事業、テナント料でございますけれども、これにつきましては世田谷区経堂のテナントショップ、アンテナショップがございましたけれども、この売上げが平成29年度は低調でございまして、もうほとんどアンテナショップの体をなしていない状態であろうといったことから、当初予算から外した状況にございます。しかしながら、その後、その店舗がこの3月いっぱいでお店を閉めるといったことがありまして、今契約解除の途中でございます。

最後に、国の直接支払交付金の面積、合計金額がわかればということでございますけれども、これに関しましては、町のほうは計画書等を農家からいただいて、それをもとに国あるいは集荷業者のほうに農家が持って行っていただくわけで、面積としては把握できるんですけれども、あえて国の交付金を町が算定する、そういった事務の手間も、手間というか、必要がないことから、これにつきましては計算していないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 都市建設課長。

○都市建設課長（堀越健一君） それでは、私からは旧横芝中学校跡地の道路整備の関係でご回答させていただきます。

一応、整備の内容といたしましては、横芝中学校の跡地の中につくります下総会の施設の端までの155メートルの道路を、舗装幅5.5メートル、片側に側溝をつけまして整備する予定でございます。そのほか、ここから流末までの排水が今の断面では足りませんので、その排水の整備もあわせて約200メートルの整備を予定しております。

発注時期ということでございますが、排水についてはできるだけ早く発注しまして、本体の改良工事のほうにつきましては、福祉施設のほうの整備の工事車両等も影響ありますので、発注自体は秋ごろに出させていただきます。施設の出入り口から東側については順次進めてお

いて、大きな車両の出入りがなくなった時点で全体を整備させていただくというように考えております。

○議長（川島勝美君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 法人税はわかりました。大企業がないんでいたし方ないのかなと思います。

それと、ストレスチェックですね、職員のケアのためにしっかりとお願いしたいなと思います。

それと、本庁舎北側車庫棟改築事業と、ホストタウンは先ほど聞いたんですけれども、内容わかりました。

そこで、企画財政課長、私の持論でもあるんですけれども、企画と財政が私は一緒でないほうがよいと思います。やっぱりどんなすばらしい企画をしても財政を考えると必ずこれ迷います。ですから、これ私、個人でも同じだと思うんです。やっぱりどんな企画をしても財政のことを考えると、ですから、私はそうやって思うんですけれども、企画財政課長、長く企画財政課をやられてきて、最後に私的な思いとか、そういう考えでもよいんでちょっとお聞きしたいと思います。

それと、早川課長、7日の宮菌議員の一般質問の答弁でも、今後も国・県の補助事業を積極的に取り入れて農業振興を図っていきたいと思います、このように言っていた割には、本年度の予算額は全て前年度並み。

実は、先日、大網白里市の産業振興課の農村整備班3名と県の職員2名の5名で基盤整備と農地中間管理機構事業の活用について聞きたいということで来ていただきました。話では、市役所のほうに農家の方々が来て、農地を何とかしてくれ、これだけで来たそうです。市のほうも、地元農家の合意形成を図り、やる気を出さないと無理ですよねというような話をしていましたけれども、それでも大網白里市の職員は、自分たちから何か提案できるものはないか、また地元農家の手伝い方がないかということで真剣に聞いて帰られました。

やっぱり農地法の改正もあり、農地中間管理権が設定されている場合は、機構関連事業5要件を満たせば、農家負担がなしで圃場整備ができます。これはあくまでも国が50%、県が27.5%、市町村が10%、地元農家が12.5%。このうちの農家負担金の12.5%を国が負担するということです。この12.5というのは千葉県の場合は国50%、県30%、町10%、地元10%ですね。これじゃなくても、また機構に関係なく促進費を使う方法では集積率が85%以上、集約化率が80%以上であれば、促進費、地元負担金12.5%、これは一般的な平均なあれなんで、

千葉県が10%になるかなと思うんですけれども、これも誤解のないようにあれなんですけれども、実は地元負担の分の半分を国が持って、県が4分の1、市町村が4分の1、これをもってゼロになるということなんですけれども、全部がゼロということじゃないんですけれども、そんなふうにならぬ農業立町を、横芝光町の農業振興を図る絶好のチャンスだと思うんですね。早川課長も長く振興課長として務めていただいたことから、これもやはり私的な考え、思いを含めて、予算請求について、総括的な考えでも結構ですので、ちょっとお願いしたいなと思います。

それと、道路新設工事については工事の内容と時期もわかりました。

それをお願いします。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） それでは、これ私個人的な意見というような形で伺ったと思ってお答えをさせていただきます。

私も企画財政課長を拝命して2年、正直申し上げまして企画関係は携わったことがございませんでした。どちらかというとならぬ財政畑の人間だということで、恐らくこのカメラの向こうで企画調整班の部下が聞いていると思いますけれども、基本的には財政課長の立場から申し上げますと、こういった予算計上はどうなのかな、予算要求はどうなのかなという部分を持っていたのは正直ございました。しかしながら、企画課長の立場になりますれば、将来のまちづくり等を考えると、やはりこれはやっていかなければならないと、そういうようなことでジレンマは持っていました。

私も、常々企画と財政、かなうものであれば分離したほうが、要は企画課長と財政課長がけんかしながらまちづくりを進めていくということがいいのかなという部分もありますし、あるいは全く絵に描いた餅的な予算というものもどうなるかなという部分で、非常に難しいことはございますけれども、まさにこれから成田空港の機能強化に伴って、また本当にしっかりと新たなまちづくりをやっていかなければならないと思います。本当に何もしなければ疲弊するというような、そういうおそれも含んでおりますので、こういうタイミングで空港を絡めた地域振興、あるいは将来のまちづくりということで、人的な余裕があれば分離するような形が私はいいのかなというように形で、ちょっと個人的な話で申しわけございませんけれども、述べさせていただきます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、飼料米と生産調整の関係でございますけれども、金額がふえていないといったことをご指摘いただきました。これに関しましては、米価が回復傾向にあるということで、また、国の関与が直接なくなるということから、ことしは生産調整に取り組むよりも主食米をつくったほうが有利だろうという農家の判断で減るんじゃないかといった想定がございます。そんな中、前年度並みの予算を確保させていただいたということは、企画財政課と調整した中で、ある意味産業振興課の勝ちかなといったふうに考えております。

そのほか、議員のほうからいろんな事業の説明をいただきました。産業振興課のほうも、やはり生産基盤整備、これを進めるために、人・農地プランという地域の話し合いによるプランがあるんですけれども、その話し合いを平成29年度は7集落で行いました。その中で、全ての集落の中で基盤整備をやったらどうだ、また、議員ご紹介のように、農家負担なしでできる、そういった制度もあるので、皆さん検討してくださいということを7集落の中でお話しさせていただいて、乗り気のある地域、またちょっと懐疑的な地域、そんな中で、いずれの集落においてもやはりこれから生産してくれる人がいないと、見つからないといったことがございました。人の問題でございます。そういったことから、今後誰がやって、農業をしょっていくのかといったことを痛感した次第でございます。

ただ、しかしながら、横芝光町、このままでは本当に農業は衰退してしまいます。先般、JAちばみどりひかり支部の会議がありましたけれども、JAのほうでも、中食・外食が首都圏ではニーズがあるんだから、ぜひ直接販売して行ってほしいといったことを強くお願いしました。

そして、日本人、今後高齢化、人口減少で、どんどん日本人の胃袋が小さくなっていきます。そんな中、やはりインバウンドを取り込んだり、それから輸出に取り組んだりといったことがこの町でも必ず必要になってきますので、今後はそういった方面で検討を続けていきたいというふうに考えております。

そしてまた、産業振興課の職員にも、農家に寄り添って事務事業を進めるようにということとは強く常々指導しているところでございます。

以上です。

○議長（川島勝美君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） 最後に、市原総務課長、事務分掌に、総務課は課の統括に関することと、こうなっていますよね。予算に関することなんでお聞きしますけれども、先ほど企画

財政課長にも聞きましたが、企画財政課、環境防災課、健康こども課など2部署を受け持っているような感じの課があります。私は思い切った機構改革を試みる必要があると思うんですね。これは全く企画財政課長と同じなんですけれども、私はこれからともに共生、共用していく必要がある成田空港を担当する空港・地域振興室と企画を一緒にして、未来ある町の発展を企画し、町の発展振興を図る新しい課をつくってやっていったらと思うんですけれども、そういった、私は個人的なそんなふうな考えもあるんですけれども、それこそ長く総務課長を務めていて、その辺の経験者として総括的な意見を最後にお聞きして終わります。

○議長（川島勝美君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） まず、今のお話は、私も機構というものの中で財政と企画が一緒にいいのだろうかという課題は既に持っておりました。そのほかの課に関しても、環境防災課もしかりなんです、職員数からして、余り細かく組織化することができないという事情の中で、とにかくどこからやっていけばいいのかというふうに考えますと、企画と財政と空港の関係と、この辺でやるべきかなという個人的な案としては持っております。これはしっかりと次の課長に引き継いでおきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（川島勝美君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時50分とします。

（午後 2時34分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

○議長（川島勝美君） 議案審議を続けます。

○議長（川島勝美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大木良夫君） 私のほうから、先ほど山崎義貞議員からご質問がございました。予算書の46ページの乗合タクシーの運行事業ということで、昨年度と比較して280万ほど減っていると、その要因はということのご質問がございました。

基本的には、昨年度、10月に運行時間を見直したわけでございますけれども、昨年9月までは11時間の運行を、30年度の予算では、10月以降変更したということで10時間の運行に見直しをしたということで、金額が280万円ほど下がったということに対してはそのとおりで

はございますけれども、運行時間につきましては、基本的には10時間の運行ということで、これも3社に業務委託をしております。その中の午前7時から8時の分なんですけれども、これについては利用客の減少ということで、先ほど私全ての運行時間を8時から6時に見直したというような、そういうようなご答弁を申し上げましたけれども、これにつきましては、1台のみは7時からの運行ということで、1台については7時から15時の運行、ほかの2社については8時から18時、午後6時の運行ということで、トータル的な運行時間の10時間というのは変更ございませんけれども、そういった運用を図っているということで、ご心配されていた利用者の確保というような観点から申し上げますと、1台につきましては7時台から運行させていただいているということで、その辺については訂正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第26号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第27、議案第27号 平成30年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第27号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第28、議案第28号 平成30年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第28号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第29、議案第29号 平成30年度横芝光町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第29号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第30、議案第30号 平成30年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第30号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第31、議案第31号 平成30年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 食肉センターですが、当町でも非常に歴史が100年を超えるということで、また収支の状況も繰入金を特に拠出することなく、素晴らしいなと思います。ただ悲しいかな、やはりあの建物を見た場合、食べるものですから口に入る、そういった場合、衛生面が第一かと思います。そこで、先ほど町長からも今後のあり方について少しお話がありましたけれども、一般的に考えれば黒字といいたいでしょうか、問題なく運営しているのであれば、民間の会社なり、そういう形でということもあり得るかもしれませんが、関係者とはいろいろお話し合いしているかと思いますが、今後の方針ですので、町長にこの辺をお話し願いたいと思います。

○議長（川島勝美君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 東陽食肉センターは、今の段階で黒字運営をされているかという部分につきましては、実は繰越金、一応基金をまだ8,000万円ほど持っております。約8,000万円ほど持って、それを繰り入れてのことでございまして、現実的には今財政基盤としては非常に脆弱になりつつあります。

運営協議会の鈴木和彦委員長もここにおられますけれども、そうした中でやっぱりこれをどうにかして、次のステップのお話もございました。その中で、それまでにどう、そこまで持って行っていける、要するにある意味維持をしていけるのかなというところもございまして、将来的には、今千葉県の中で食肉の流通協議会というものを立ち上げておまして、千葉県農林水産課長が会長として今後千葉県全体の食肉センターの運営、またその整備について、今後の千葉県の大きな課題としてこれから進めていかなければならないという中で、私もその会の一員として、と畜場協会の会長として、その席にいるわけでございますけれども、今後はやはりこの千葉県として茨城ですとか群馬ですとか、そういうところとの食肉センター同士の競争が当然激しいものになっていく状況の中で、しっかりとしたものを構築していかなければならない中に、この東陽食肉センターがある意味ど真ん中にいるという状況にございますので、今後、ほかのセンターとの合併といいたいでしょうか、業務提携等を含めた中で進めていかなければならないことだというふうに考えておりますし、また、その中において、この東陽食肉センターのおかげで横芝光町の畜産または食肉の文化というものも構築されているのも事実でございますので、それをどういうように上手に調和しながら、この事業を進められていくかにかかってくるのではないかなという認識のもと、しっかりと対応していき

たいというふうに考えておりますので、これからも皆様方にはご指導を賜ることもあるかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） わかりました。それでは、農業の町、畜産の町ということでありますが、それを加工して、例えばソーセージの父がおったというような町でありますので、その辺も重きを置いて、ただただ生産とか、それも重要ですが、やはり伝統とか文化、歴史というのはつくれないものですから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） それでは、2点ほど質問いたします。

歳出の323ページです。この人件費、1目の一般管理費ですが、これはどのようなわけで、臨時スポットとして計上したということなんですが、そのこのところを具体的に詳しく教えていただきたいと思っております。

それと、施設管理費のほうで、油代、電気ということが高騰していると、電気代が上がって油代が高騰しているという中で、大分上がったということがあります。油代が、これからももっと上がると思うんですが、このところで今後また上昇によって、今度使用料の値上げということにつながっていくのかどうか、検討があるのかどうかを聞きたいと思っております。

○議長（川島勝美君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（熱田雅之君） ただいまのご質問でございますが、まず人件費の問題でございます。

今、再雇用で雇われている方がこの4月でおやめになります。それで、そのために事前の準備期間ということで臨時の方を1名雇って、訓練という形ではないんですが、なれていただいているところでございます。ただ、この方がまだ正式採用の形には見込めておりません。この後、町長と面接等をしていただいて、正式採用するかどうかを確認するというような、ちょうどその時期になっておりますので、予算が昨年の暮れにつくってございましたので、今回そのまま9名分と、それから臨時の1名分をのせさせていただいております。したがって、臨時から正式社員になれたということになれば、職員になれたということであれば、臨時のほうを補正で減額させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、油代でございますが、皆さんもご存じのとおり、電気料それからA重油等それ

それが単価自体が大変高騰してございます。その関係で補正でもとらせていただきましたが、600万とか700万とかというような形で高騰してございます。それにつきまして、使用料を上げるかというようなお話でございましたが、油代それから電気料については、冷蔵庫とか、そういう直接かかってくるものに対して、その使用料の上昇は検討している今最中でございます。

それから、一般的な使用料、これは電気料、油代以外の形で経営の根幹をなすものでございますので、これについても、今問屋、それから組合長、それから関係者と、特に生産農家もそうなんですけれども、十分協議をしながら、上げるのがいいのか、現状維持で何とか頭数を確保させてもらえるのか、そういうのを今これからというか、常任委員会の中でもそういうようなご提言をいただきましたので、先日、組合長にもお話をしまして、今これから協議会等で、内部の理事会等でも検討していこうと、そういうような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） わかりました。使用料の値上げというのは生産者にそのまま直結、響きますので、なるべく努力していただいて、上げないような形をお願いしたいということで、質問終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第31号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 日程第32、議案第32号 平成30年度横芝光町病院事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

○議長（川島勝美君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 小川義則病院事務長には、きのう両委員の研修に、ご多忙にもかかわらず時間を割いていただきまして、御礼申し上げます。ありがとうございました。

そこで二、三お伺いいたします。何年か前に、私、理学療法士、作業療法士という形で東陽病院は一般質問させてもらったんですけども、急性期の対応しかできていなかったというところで、今回視察研修させてもらいましたところ、待望の作業療法士が1名、理学療法士が3名で、非常に回復期においても盤石な体制が整ってきたのかなというふうに感じられました。そこで、その方向性等がわかれば教えていただきたいと思います。

あと二、三ですね、インターネット等……

[「何ページだ」と言う人あり]

○7番（齋藤順一君） この分の345ページ……

[「9ページ」と言う人あり]

○7番（齋藤順一君） 349ページでした。インターネット等募集広告、これ140万なんですけれども、どんな媒体で募集されて、どんな成果が上がったかと。

あと、インターネット等と書いてありますんで、では、インターネットをどういう形で、そのほかはどんな募集をしているのかという形で。

もう1件お願いします。毎年ここへ上がってくるんですけども、人材紹介料として422万4,000円というのが計上されていますけれども、毎年もう400万円ぐらい、相当の年数かかっているんですけども、その実績と内容等おわかりになれば教えていただければと思います。

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（小川義則君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、理学療法士、作業療法士の関係、今後の方向性ということでございますけれども、病院の運営のこれからの方針といたしましては、きのう若干説明させていただいたと思うんですけども、地域包括の病床、今9床ございます。そういった関係でこの理学療法士、作業療法士がかかわっております。この病床につきましては、急性期と慢性期の間の病床ということになります。在宅復帰への支援というような形になります。そういう病床を今後ふやしていかなければならないというような、今方向性を考えているところでございます。まだ

検討段階でございますけれども、そういった病床をふやして、回復期、今国が進めております医療構想の中でも、その病床が不足しているというところで、東陽病院といたしましても、地域包括病床はふやしていかなければならないというように考えているところでございます。

続きまして、インターネットの関係でございますけれども、インターネットの募集につきましては、今実際に契約はしておりません。インターネットによる募集というのは、その広告会社の媒体によりまして、医師が登録しているその媒体、いろいろ会社があるんですけれども、そういった会社に一応病院として登録をいたしまして、病院をかえる、転職を希望しているドクターに見ていただくというような形になります。

それと、等というところでは、そのほかに新聞の折り込み広告など、医師に限らず看護師初め医療従事者等を募集ということにもなりますので、その辺新聞折り込み等を予定しているところでございます。

それから、人材の紹介料ということで実績ということでございます。29年度におきましては、まだ年度途中でありますけれども、1名の方が、看護師でありますけれども、就職しております。28年度につきましては2名、27年度が5名の方、いずれも看護師になりますけれども、就職というようになっています。

以上でございます。

○議長（川島勝美君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 人材紹介で、どんなシステムになっているのかなど、そこそこ実績、医師にはまだ波及していないようですけれども、そこそこあれですね、なっているんですね。また、きのう施設を研修させていただきまして、急性期から慢性期に至るまでの対応ですとか、あるいは手術がふえたりという形で、また奨学金制度の充実で一巡して看護師さんが非常に効率よく就職、職場につかれているというよう形で、非常に希望を持って、すばらしいなというふうに思ったんですけれども、小川義則病院事務長は、まだ残してことしでご勇退というお話も漏れ伺っておりますので、できれば最後に私どもの横芝光町の東陽病院、医療のかなめの東陽病院、この病院に対して、横芝光町の東陽病院の未来像についてなど語っていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川島勝美君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（小川義則君） すみません、ありがとうございます。

病院の未来像ということでありますけれども、私が考える個人的な意見でございますけれども、東陽病院につきましては、町立病院ということで、役割的なところでは地域の住民の

医療、地域医療の発展というのがやっぱり大きな意味を持っていると思います。そういった中で、今、医師が不足している、看護師が不足しているというような状況がありますが、院長を初めとして職員一体となって頑張っているというところではございます。ただ、やっぱり医者がいなければ成り立たないといったらあれなんですけれども、私としてはやっぱり院長を支え、看護師初め医療従事者がより円滑に医療のほうに打ち込めるような環境を整えるというのが事務職としての役割かなというふうに思います。町の一般会計からも多額の繰り入れをいただいているわけなんですけれども、やっぱりこれを少しでも縮小し、地域の住民のために寄与していくというところでは、院長を中心に職員が一丸となって病院の運営に携わっていくというのが重要なことだというふうに考えております。

その中で、事務職の役割としては、やはり医療が効率的に回る、より円滑にできるという点に重点を置いてやっていきたいというふうに考えておりますので、後任の方にもよく引き継ぎまして、より発展できるように頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川島勝美君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 小川病院事務長、ありがとうございます。退職されましてからも健康に留意されまして、これからも病院の知識に対して町にアドバイス等をしていただければと思います。大変どうもありがとうございました。

質問終わります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより議案第32号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願及び陳情の件

○議長（川島勝美君） 日程第33、請願及び陳情の件を議題とします。

ここで、常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（鈴木克征君） 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された請願1件及び陳情2件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、3月7日午後4時42分から、委員7名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の過程で各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書についてであります。医療費負担も大きいものと考え、救済する上でも必要と考えるという意見や、福祉のまちづくりを目指しており、賛成するとの意見があり、採決の結果、全員一致で採択と決定しました。

次に、陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書についてであります。この受動喫煙の問題は広く広まっていく世界的な流れになっていくので採択したいとの意見や、空港や駅でも受動喫煙に配慮したスモーキングエリアがある。完全にシャットアウトするのは時期尚早の気がするので反対するとの意見がありましたが、採決の結果、不採択と決定しました。

次に、陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情書についてであります。先ほどと同じ考えであり、採択したいとの意見や、世界的な流れは十分わかっているが、いろいろなバランスを勘案すると時期尚早と考える、反対の立場であるとの意見がありましたが、採決の結果、不採択と決定しました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君降壇〕

○議長（川島勝美君） 以上で委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、民生文教常任委員会委員長から報告のありました、請願1件及び陳情2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより請願第1号及び陳情第1号、陳情第2号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、請願第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書の千葉県への提出を求める請願書について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。

よって、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書について採決します。

この陳情に対し委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立なし。

よって、陳情第1号は不採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出に関する陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立少数。

よって、陳情第2号は不採択することに決定しました。

ここで休憩します。

（午後 3時28分）

○議長（川島勝美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎日程の追加

○議長（川島勝美君） 休憩中に、民生文教常任委員会委員長から、発議第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島勝美君） 追加日程第1、発議第1号 精神障害者も千葉県重度心身障害者医療費助成制度の対象とする意見書についてを議題とします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島勝美君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島勝美君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島勝美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成30年3月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 川島勝美

議員 鈴木和彦

議員 川島富士子